予（○最上徳内）此島々を一人にて先駈し、見分の役を勤て渡海せり、發足は松前を天明六午年正月中旬、雪中を出立して急ぎけるが、松前所在島も過ぎ、クナシリ島へ著岸す、此島の南浦を東に向ひ乘り、エトロフ島へ著岸す、此島の西浦を北に向ひ乘り、同島ナイホ村に同年五月四日に著岸せり、翌日朝六時に此島を出帆して、同日晝八ツ時同島シャルシャムに著岸す、時に此島に滯留の赤人主從三人、濱邊に出て迎へ待居たり、予アッケシの乙名イコトイが船に乘組て渡海する事、村より村へ告觸けるにより、赤人も傳へ聞出て迎へたり、イコトイは赤人に兼て知り合ふゆへ、赤人と互ひに時宜の挨拶あり、予は濱邊に野宿小屋を打せ、飯を焚かせて、赤人どもへ知る人に契を求めんため招き、飯を振舞ければ、甚だ賞美して、大に悦びたり、翌日に成りて、命の旨を演說するにより來るべき旨いひ遣したれば、忽に來りたり、爰に予發聲して曰く、令命によつて糺する也、能く〳〵會得すべし、其許等何故に日本の境内に渡り來るやと問、赤人答て曰、去夏中獵業の爲にウルップ島へ渉海せしに、乘組の同輩の者と鬪爭に及び、身命にも拘るべき程故、同島の深山に逃込て忍び居たる内に、本國に船歸帆せりといふ、此趣意至て深し、依て別書有れども、爰に略せり、故有て此赤人三人の内二人をつれ伴ひ、クナシリ島に戻る、此クナシリ島運上屋にいたり、有司衆議終り、松前家臣より赤人へ令命を演たり、異國人等を日本國境内に入る事嚴敷禁制也、仍て本國へ早々立歸るべき旨を謂ひ渡したり、此二人の本國と姓名左のごとし、

イルワッコイ國の者　シメヲントロヘイイシュイシュヨゾヨウ　年廿二才

ヲホツカの大港の者　イワンリエンコトイシュサスノスコイ　年廿八才

イジユヨは重役の者、サスノスコイは次役の者と見へたり、

前章の令命を聞て、兩人本國へ立歸るべき旨をうけて、エトロフ島へ立歸る、時に予と同宿する事三ケ月のよしみを結びければ、離別を甚だうれへけり、八月上旬、赤人發足に付、予も暇乞のため日本の禮をのべければ、彼赤人兩人、ヲロシャ國の離別の禮あり、予を中にすへて、赤人兩人左右に跪き、予が掌に彼が掌を合せ、片手にて予が脇の下へ手をさし入れ、兩人とも同體に左右へ牽きなから感心涕泣して震ひふるふて曰く、たとへ遠しとも同國ならば復あはんと、夫を樂んで別れんものをといふ、此一句の止を待て、又一人の曰く、誠に遠國といひ、異國といひ再び逢れん期も見へざれば、一生涯の別れと思はるゝといひ、左右に互に一句終れば、又其意に隨ひていふ後には高聲にて號泣悲涕してやまず、予は不調法にして返す詞もなく、ただ默々として貰ひ涙にむせびけり、然るに今にイジユヨはエトロフ島に住居せり、又サスノスコイは本國に歸りたる歟、今はエトロフ島に居ざる也、是より口に惟るに、ヲホツカの湊よりヲロシャ國の官船出帆して、日本の東洋數里の大洋を隔てゝ、北亞墨利加とて、凡北極より南極の兩直下に亘り帶たる大國あり、此國に涉海せしといふ事、イシユヨ、予に具に咄しけり、

〔休明光記二〕エトロフ島開基之事幷高田屋嘉兵衞定雇船頭となる事、

エトロフ島といふは、松前を去る事凡三百里、箱館（御用地以來、東蝦夷地場所々々にて新道をひらき、數ケ所にて近道出來、今にては箱館より二百四十四里に足らず、）東蝦夷地の奥にて、周廻二百六十里の巨島也、此しまの西之海上十里餘を隔て、ウルップ島、逢ふ島あり、前にもいふ如く、ヲロシャ國が蝦夷地の屬島を段々蚕食し、彼國の人々のウルップ島にしば〳〵渡來し、既に寛政七卯年渡來のもの共十餘人、今此島に安居す、聊當御用の目眼は、この警衞の一ツに留りたるに依て、ウルップ島のこなたなるエトロフ島をひらき、此處を厚く處置し、外寇を防ぐべしとて此島の掛り近藤重藏（其時御勘定なり）兵衞（其時御普請役元〆格なり）寛政十一未年蝦夷地クナジリ島迄至るといへども、旬季後れて此島に至る事を得ず、重藏はシヤマニ、理兵衞はユツフツといふ所に立戻りて越年して、翌申年此島に至る、

此島は外國に近く、殊に前にいふごとく、隣島には異國人も住居する事なれば、警衛最嚴格を盡すべしといへども、周海二百里にあまる巨島なれば、番所砦等の役も事行べきにあらず、只々此處の蝦夷人を厚く撫育し、外國より如何やうになつくる共、志のかたむかざる樣に敎なす事、所置の眼目と心得よと、近藤山田の兩人能々示して遣しけるに、兩人則領掌し、彼島に至りて、其體を見るに、廣々たる孤島に、蝦夷人男女老少を合せて七百に至る、小屋もあるかなきかの體にて、穴居同樣なり、衣類は酋長の分漸熊水豹犬皮の類を著し、その餘は鳥の羽を綴り、又はキナといふ草をとぢ聚て著し、或は赤裸なるもあり、十五六才より以下の小兒は、極寒の時といへども、赤裸也、朝夕の要、箸もなく、鍋一ツあれば、五家六家にて用る故に、常の用もなし、足らざれば食物とする魚類も多くは煑る事を得ず、○中略されば此島の塗炭を救はん事第一の急務也とて、近藤山田心を合せ、專ら其事を行ふ、

〔休明光記〕蝦夷地警衛の掛りを命せらるゝ、事幷東蝦夷地七ヶ年御試として上地の事、

かくて、ヲロシヤ國より、前件の如く蝦夷地への屬島を次第に呑食し、又彼國人の蝦夷地へ往來する事既にあまた度に及び、玄かのみならず、寬政の度、御普請役最上德內、御小人目付和田兵大夫、西蝦夷地カラフト島へ見廻りの時も、ヲロシヤ人來居、面會もなしたる由、○中略此事追々公に聞へ、かくて其儘捨置なば終には國家の後弊を生ずまじきにもあらずとて、さま〴〵寬政頃朝議あり、先有司を遣して監察あるべしとて、寬政十午年、御目付渡邊久藏、御使番大河內善兵衞政壽、御勘定吟味役三橋藤右衞門成方をして、彼地巡見の事を命せらる、御勘定奉行石川左近將監忠房は、江都に在て此事にあづかる、夫より渡邊大河內三橋の三士、各其屬吏をひきひて進發し、渡邊胤は松前に居をとゞめて事を糺し、大河內政壽は東蝦夷シヤマにまで、三橋成方は西蝦夷地ソウヤ迄巡行して、詳に事の體を監察し同年の冬三士とも府に歸て、其始末をつぶさに上達す、是よ

り以前、石川忠房の手より支配勘定近藤重藏、東蝦夷の島迄遣し、則彼地に越年し、事のやうを謀り、追々に注進す、こゝに於てまた早々朝議ありて、其年十二月廿七日、御書院番頭松平信濃守忠明をして、蝦夷地警衛の事を承るべき由命せらる、旨、執政太田備中守資愛朝臣達せらる、此類の御番頭のあづかるべき事にあらずといへども、九時過て蝦夷地の事に思ひ餘りたる品々有之、是より先執政方より御尋有よし、されば、こそ此命有しときこへぬ、翌十一年未正月十六日、御勘定奉行石川左近將監忠房、御目付羽太庄左衞門正養をして、蝦夷地警衛の事を可承由命せらる、旨、執政安藤對馬守信成朝臣達せらる、大河內政壽、三橋成方にも亦改めて此命あり、渡邊胤は江府に於て此事にあづかるべき由達せらる、○中略

同日、對馬守信成朝臣より左之書附松前若狹守へ達し給ふ、

松前若狹守江

今度異國境御取締被仰付候ニ付、東蝦夷地之內島々迄、當分御用地被仰付候間、可被得其趣候、尤右土地々是迄年々其方收納之分ハ、御用中ハ從公儀御取替金御下ゲ被成下候、右之御用御書院番頭松平信濃守、御勘定奉行石川左近將監、御目付羽太庄左衞門、御使番大河內善兵衞、御勘定吟味役三橋藤右衞門、右五人之面々、重立被仰付、右土地之蝦夷人敎育之儀を始、交易之趣諸事萬端差引進退可仕旨被仰付候、是亦被得其意、右之面々差圖ニ任候樣可被致候、委細之義は懸リ之面々へ可申談旨相達候條得其意可被談候、

右之通御達し有之、則東蝦夷地之內南之方ウラカハより北の方シレトコ限り其餘島々迄、七ヶ年之間御用地となり、御試として御處置可有取極りぬ、此場所ニ松前家收納之分は御下ゲ金有けり、○下略

〔德川禁令考六十一松前蝦夷〕年月闕、以下同

東蝦夷之內島々當分御用地相成候事○中略

右同斷永々上地ニ被仰付

蝦夷地之儀ハ、前々より其方進退致し來候處、東地之方、先達而當分御用地ニ相成候場所、永々上地ニ被仰付、西地之儀ハ、如是迄相心得仕置之儀ハ厚く心を用候樣被仰出候、可被得其意候、

〔休明光記遺稿 九〕松田傳十郎間宮林藏カラフト島周廻見分の事附林藏再度カラフト島へいたる事、

松前若狹守

かくてカラフト島の周回ならびに風俗等の事にいたるまで、或は山丹滿州のもの共のやうすなどをもくはしく尋ねきはめさせられんとの御事にて、兼て松前奉行戸川筑前守、羽太安藝守より、支配向のものを差つかはすべきの所なりしかば、此度松田傳十郎、間宮林藏を遣はされたり、唐太島は蝦夷島の北極ソウヤの北にして、十三里の海を隔て、北極地を出る事凡四拾六度より、五拾壹度の間にあり、其地方南北に長く、凡貳百餘里、東西に短く凡十五里よりせまき所に至りて七八里ばかり、周廻凡五百餘里なり、南の方は蝦夷島に對し、東は大洋をうけ、西北は東韃靼の地方にのぞめる巨島なり、其人物はヲロッコ、スメレンクルと稱する貳種の夷人も住めり、然るに寬政十一戊午年夏五月、松平信濃守忠明朝臣台命を蒙りて、蝦夷島を巡見するの時にあたりて從吏高橋次大夫一貫中村小市郎意積の兩士をして、此島の東西の地理をうかゞはしむるといへども、其縱跡わづかに百里ばかりにして歸り來りぬ、其地もとより不毛にして蝦夷人の住居も多からず、故に人跡をたつ事五拾里あるひは百里にいたる所あり、故に其後奥地の地理をうかゞふものなかりしかば、或は孤島なりといひ、或は滿州の地につゞきなりといひて、其說紛々たりしに、文化三寅年より、東西の蝦夷地ことゞく上地となりてける程に、松前に鎭臺を置て、蝦夷人を撫育せしめらる、これによつて、文化五辰年にいたりて、松田傳十郎間宮林藏の兩人をして、カラフト島の奥地を窺がはしめられ、其極界をきはめさせらるゝに、わづかに一筋の海を隔て、離れ島なる事疑なき事を見きはめ來りぬ、然るに同年の秋にいたりて、再び間宮林藏をして地圖をなさしめんが爲に、其奥地にいたらしむるに、東韃靼地への渡り口七ケ所あり、シラヌシを去る事、凡百七拾里ばかりなる所にノテトといふ所に渡る、〇下略

〔有所不爲齋雜錄二十四〕覺

一元文五年ノ頃、紅毛人スハレンヘルクト申者ヲ差越、蝦夷地三十六島ヲ巡見サセ候事有之候、

一延享元年、南部佐井浦之漂流人德兵衞等拾六人留置候ヲ、和語之稽古イタサセ候事有之候、

尤其後モ追々和語之稽古ハ世話有之候由ニ相聞ヘ候、〇中略

一安永元年、二年ノ頃、蝦夷人ウルップ島ニテ獵業イタシ居候處ヘ、ヲロシア人共十餘人參リ、鐵砲打掛ケ、蝦夷人共ヲヲドシ、獵場ヲ押領イタシ、獵取候獸ヲモ奪取候得共、蝦夷人共少勢ニテ敵對ナリガタク、逃歸リ、其翌年爲打返、クナジリ、エトロフ之乙名共五拾人餘、ウルップヘ參リ待懸候處、ヲロシヤ人百餘人一艘ニ乘組罷越、上陸イタシ候處ヲ取圍ミ、打テ掛リ、十餘人打殺シ候テ、其儘ヲロシア人其船ニ取乘逃去、船中ニテモ二三人毒矢ニアタリ死失仕リ、其餘手負モ多ク有之由依之、蝦夷人共最早ヲロシア人ハ參リ申マジクト存、翌年ウルップニテ獵業イタシ居候處、ヲロシア人大勢打返シ參リ候趣風說有之候ニ付、早々船ニ取乘逃歸候處、折節大風ニテ悉ク溺死イタシ候、船ヲ出シヲクレ候モノ二十人計、小蔭ニテ存命仕、去年之事共詫言申候ヘバ、ヲロシア人共存外ニ和ラカ成挨拶ニテ、決テ打返シ抔ト申儀ニハ無之、元來其方之獵場ヲ我等方ヨリ獵ヲイタシ候儀ハ、法外之事ニ候得バ、右體之儀ニ及ビ候段至極尤之事ニ候、右之段此方ヨリ斷可申タメ罷越トテ、色々音物等クレ候テ、扨申候ハ、ウルップ之儀ハ、界目

ニテ有之儀ナレバ、此後相持之獵場イタシクレマジクヤト願候時、蝦夷人是等ニ欺レ、ウルップ島ヲ相獵場ト約束イタシ候由、

一同七年夏、松前志摩守家來新井田大八、キイタップノ番ニ罷越節、ヲロシア人、ウルップヘ參リ、大船ハ、ウルップニ留置、小船三艘三十餘人乘組、キイタップヘ來リ、交易之儀、大八ヘ願候得共、大八取合不申候ニ付、翌年書翰土産等相携ヘ、大八ヘ取次相願志摩守方ヘ指出候得共、書翰土産等受納無之、翌年家來松井茂兵衞等ヲ以差戻候事、

一天明三年、ウルップ島ヘ、ヲロシア之大船一艘漂著有之、船中死體一ツ有之候外無人ニテ、種々之反物其餘珍器滿々有之候間、エトロフノ乙名ハフバアイノト申モノ悉ク奪ヒ取、船ハ燒捨候事有之、其頃ウルップ之獵業ニ罷越居候ヲロシア人兩國相持之所ナレバ、異變有之時ハ、互ニ相救フベキ筈之所ナリ、然處右樣ナル不義ノ振舞、絕言語候ト申、甚憤候由、其後天明六年、最上德內、ウルップ迄罷越候節、彼地ニ罷在候ヲロシア共申候ハ、王ノアル國ハ、政事アリテ、不義不法之事ナキモノ也、然ル處先達テ之樣ナル不義之働有之候テモ、政道トイフモノ無之候ハ、王ナキ國ノ證據也、然レバウルップハ日本支配ノ島トハ取ガタシ、手柄次第ニ開業ヲオコシタルモノガ、此島ノ主ナリト云ヒ候ヨシ、右之後ヲロシア人、餘程罷越居住イタシ候由ニ御座候、

右之外、天明六年、イシユヨ、サスノスロイ抔、エトモ有之、其餘海中ニ每々漁船相見ヘ、蝦夷地日本地方伺候樣子ニ相見ヘ候由御座候、以上、

柴野彥助

十月

別紙書記之趣、元文中ヨリ以來、六十餘年モヲロシア人、日本地方ヲ伺候樣子ニ相見ヘ候、近來蝦夷地之ウルップ島ヘ、彼方ヨリ參込住居ニ仕罷在候由ニ御座候得バ、幸彼方ヨリ此度以使節通

書呈上仕候ト申場合ニ相成候間、右ウルップヘ入込罷在候モノ共引取ラセ候樣ニト、彼方ヘ被仰遣候共、多分引可申哉ト奉存候、然共此儀一大事之御儀奉存候、被仰遣候通引取候得バ宜御座候得共、別紙ニ書載有之通、漂流船荷物奪取候不法之儀御糺モ無之候ニヲイテハ、日本御支配之地ニハ無之樣申張引取不申儀モ於有之候ハ、其儘ニモ被差置ガタク、ヲロシアト國境之爭ヒヲコリ可申、不輕御大事ニ相成可申ト奉存候、若又ヲロシア使ニ御構無之、ウルップ之儀ハ、元來蝦夷地へ屬候島ニ相違モ無之事ニ御座候間、蝦夷掛リ之御役人之手切ニ追拂被仰付候方ニ可有御座ヤ、右ウルップ島ニ罷在候モノハ、元來蝦夷人ニテ、ウセシリト申島之モノニ而、ヲロシアヨリ、ウルップ之島ノ頭ニ申付置候由ニ相聞候、鐵砲一挺幷其外色々之品指免シ候趣風說仕候、イヅレニモ、ウルップ島之儀御捨被置候テハ、頓テエトロフ島ニモ、クナジリ島ヘモ、入込可申候、其上、ウルップ島ハ、獵虎之獵有之候處ニテ、此節皆ヲロシア人ニ押領イタサレ、彼方ニハ、年々三百匹餘モ獵取、蝦夷人ハ漸々四五疋モ手ニ入カヲ候由ニ風聞仕候、加之御國堺目之儀、等閑ニ被成被置候ハ、相濟申間敷奉存候、御評議被爲在候樣仕度奉存候、以上、

林大學頭
柴野彥助

十月〇嘉永五年

〔北邊紀聞前篇下〕魯西亞屬島ラシヨア島長夷マキセンケレコウリツ外男女拾貳人エトロフ島江渡來仕候一件吟味仕候趣申上候書付

菊池惣內〇中略

本文魯西亞人殺害仕候一件相糺候處、マキセンケレマウリツ儀は、ラシヨア島に罷在傳承のみにて、右殺害之始末得と不相辨旨申立候間、エトロフ島總小使髭助義は右一件に引合委敷相辨居候間、及殺害候始末相糺候處、一體ウルップ島、ヤンケチリホイ島、レフンチリホイ島、マカンル島四島の義は、前々よりエトロフ島之ものども、獵虎、水豹、トヾ獵として渡海仕、獵事進退仕來

候間、去ル明和七寅年之春、例年の通りエトロフ島乙名其外重立候ものども大勢ウルップ島渡海いたし、同島東浦の内江獵虎獵として一同出船之處、フムシショと申場所江罷越候處、寄鯨有之、魯西亞人壹人罷在候て、右鯨を油に〆候を見請候得共、折節其日は天氣快晴仕、至て日和能御座候間、船寄不申、一同沖合遠く出船獵虎獵仕候て、モシホフと申場所江著船上陸仕候處、魯西亞人大勢罷在候て、エトロフ島總乙名ニセヲコテ、ヌマーケ、クキテム其外長夷どもへ申聞候は、其方共獲候獵虎此方江可差出、若又獵虎難差出候はゞ右代としてエトロフ島蝦夷人共を可差出旨不法之義申掛候間、長夷共右種々詫言仕候て、折を見合漸同所を逃出し候處、右之内ニセヲコテ、ヌマーケ、リキテム三人のもの共義ハ、フムシショに寄鯨有之を先刻見請置候間、食料之貯に可仕と存、船寄候處前書之通魯西亞人壹人罷在候得共、ウルップ島の義は、前々よりエトロフ島蝦夷人ども持島に有之候上は、右寄鯨食料丈け切取之義、魯西亞人江相斷候に不及候間、夫々切分け、船中江積入候處、かれ是魯西亞人より申聞候得共、言語も不相通候間、返答も仕兼、其儘にいたし出帆の所折節雨も降出し候間、右場所より少々隔候チヤシロイと申所に著岸仕、其外之者共はモンモイ、フンナイ兩所に止宿仕候處、翌朝に相成、魯西亞人大勢皮船に乘組み、チヤシロイ沖合江罷越候間、定て昨日難題申掛候處逃去、其上寄鯨積入候儀等有之候間、追駈罷越し候儀に可有之、此上如何樣理不盡之義可仕哉も難計存候間、濱邊江引揚置候三艘の船を引おろし可申候處、折節汐干故自由に下げ方難相成候間、一同相かゝり押出候内、もはや魯西亞人近より候間、右三人の長夷其外の者共も脇差を帶し、弓箭を持罷在候處、魯西亞人より數艇の鐵炮を打放し候間、不甲斐性者幷女子共は周章候て、陸通逃出し候得ども、長夷幷丈夫なる者共は相殘り、必死に罷成候て、毒箭を射候得ども、無程矢種も射盡し、所詮難相叶候に付、乘船壹艘江乘組逃出し可申と存、一同船江取つきおし出候内、乙名ニセヲコテ、ヌマーケ兩人とも鐵

炮に被打殺候間、リキテム外蝦夷人共は漸山上に逃參、夫よりフンナイ迄相通罷越候處同所にエトロフ島蝦夷人共義も大勢罷在候間、右之趣具に申聞候處、一同相驚、此方持島の内江渡來いたし、右體及不法候始末、甚以殘念之義に御座候得ども、夷人共之義故、報讐仕候義難及力、此上ウルップ島に滯留仕候はゞ、如何樣之災難可有之哉も難計旨及相談、早々同島出帆仕候て、エトロフ島へ歸帆の處、翌明和八卯年の春に罷成、エトロフ島長夷ども、一同評議仕候は、例年ウルップ島へ渡海いたし、獵虎獵仕、右品を以、松前家運上屋より諸色交易仕候て相凌居候處、此上ウルップ島江渡海不罷成候てはエトロフ島中之者ども、一同難澁仕候義故、先例年之通渡海いたし、萬一魯西亞人共渡來も仕居候はゞ、其節之樣子次第、早々歸島可仕旨、一同申合、エトロフ島長夷ニシクレコツ、ヲヘチヤウシ、ヲマンテホ、幷ラシヨア兩島の長夷を初として、大勢之もの事之義一同相談いたし、長夷ヲヘチヤウシ幷ラシヨア島長夷ども義も、ウルップ島江渡海、獵ものどもは、東浦通りの獵事、東西江手分仕、ヲカイワタラと申場所へ小屋掛いたし、ヲヘチヤウシ外貳人年來所持仕候重器類は、蝦夷人ども任仕來不殘右小屋近所海濱沙中江埋置、老若之女子四五人居小屋江差置、一同東西江獵事出帆仕候跡江、魯西亞人數拾人皮船に乘組候て、居小屋元江著岸いたし、數艇之鐵炮うち放し、上陸仕候間、留守罷在候女子ども、周章逃出し候ものも有之、其内に足弱之者共は、其儘居小屋の内江打臥罷在候處、魯西亞人數拾人、蝦夷ども居小屋へ押込候て、家内之品々取出し、長夷ども砂中へ埋置候重器類も見出、不殘奪取、其外不用之品々は海中江投げ捨、歸船仕候よし、〇略中且ラシヨア島長夷ども義も、去ル明和四亥年、イハンレエンチチ渡來一件之義に付、魯西亞人江對し、遺恨之義有之候間、兩島之蝦夷人ども、一味いたし、ウルップ島渡來の魯西亞人、不殘可及殺害旨一同申合、それより鬪爭の用意として、暫時に毒箭數百本相

こしらへ、古刀へも長き柄を附、大小の鑓數拾本取聚め、長夷どもそれ〳〵手分ケいたし、魯西亞人壹人にても貳人にても、見當り次第可ㇾ及ㇾ殺害ㇾ旨評定いたし、〇略中罷在候處、魯西亞人八人東浦より山越仕候て、ソウカヲマフ江罷越し候間、兼て相謀置候事故、蝦夷人どもより、念頃に饗し、〇略中一同相休候間、蝦夷人ども義も、同樣相休、深更におよび、魯西亞人寢入候を得と見すまし、所持之鐵炮幷腰に提げ候小刀等迄も竊に盜み出し、それより大勢之ものどもへ合圖仕候て、鎗劍を以て、八人のもの共を一所に突殺し、所持之品々は配分仕、死骸は草中に隱し置、此ものども山越いたし候道筋より、東浦江相廻り、爲ㇾ見屆候處、皮船壹艘海濱に引揚置候間悉く打崩し、是又草中江深く相隱し、是よりマカンルヽ島に罷在候ものどものこらず殺害可ㇾ仕旨相談いたし、一同右島江渡海之處、魯西亞人拾七人、白木綿を以て丸小屋を掛罷在、〇略中何心なく一同相休候間、前書ウルップ島にて八人のものを殺害仕候通、深更におよび、鐵炮幷刀物類奪取、エトロフ、ラシヨア兩島の蝦夷人、大勢にて居小屋を取圍、右拾七人の魯西亞人、一時に突殺し候間、ラシヨア島長夷を初として、兼て欝憤相晴らし、一同相歡候て、直にマカンルヽ島よりラシヨア島江歸帆致し、〇略中然る處、翌安永元壬辰年之春に相成、例年之通り、ウルップ島渡海の時節にも罷成候間、最早昨年之始末故、魯西亞人右島渡來之義も有之間敷と相察し、長夷共を初として、大勢渡海いたし、獵虎獵仕候處、魯西亞人渡來無之候間、一同相歡、十分に獵業仕ㇾエトロフ江歸島致し、翌安永二巳年も、早春ウルップ島江渡海、ヲカワタラ江相集獵虎獵仕罷在候處、同年五月頃に至、同所之沖合に、魯西亞大船壹艘相掛居候間、定て一昨年大勢の者どもを及殺害候間、右報讐の爲渡來仕候義に可ㇾ有之、ヲカイワタラは場所不宜候間、モシリヤと申場所江一同引取相集、俄に鬪爭の用意いたし相待候處、魯西亞人大勢小船江乘組、モシリヤ海岸近く罷越候間、長夷を初數百人の蝦夷人どもも、いづれも鎗劍弓箭を持、海濱江罷出候處、右之樣子を見請、魯西亞人如何仕候哉、元船江引戻候間、

長夷どもも一同評議仕候は、一昨年魯西亞人大勢殺害仕候上は、定て此度は本國より報讐之爲、大勢乘組渡來仕候義に可ㇾ有之、左候ては、此方は蝦夷人共之義故、所詮敵對難相成候間、從是早々エトロフ江歸島仕候方可然旨一同申合候處、折能順風有之候間、モシリヤより直にエトロフ島へ歸帆仕候處、其年之秋は、度々海上大荒仕候間、若魯西亞人乘船無之候間、それより四ケ年越アタットいづれの湊にても必定破船仕候義も可有之旨、蝦夷人どもも相察、翌安永三午年、猶又一同ウルップ島江渡海之處、魯西亞船渡來無之候間、東西浦々江獵虎獵として出帆之處、長夷ヲヘチヤウシ頭取にて、其外大勢西浦アタット　と申場所江罷越候處、兼てエトロフ島にて蝦夷人共相察候通り、右場所にて魯西亞大船破船仕候て、船具を以濱邊江小屋を掛ケ罷在候間、ヲヘチヤウシを初として、陸江船を引寄、大勢のものども弓鎗を持、右小屋江近より、樣子見屆候處、魯西亞人店小屋より鐵炮をも持參不ㇾ致罷在、向後エトロフ島蝦夷人江對し、聊隔意無之候間、是迄之義は、和談之上、交易をも可ㇾ致旨申聞、蝦夷人どもへ烟草幷食物等相送候間、エトロフ島の者ども一同安心仕候て、獵虎獵いたし歸帆仕候よし、然ル處魯西亞船無之候間、それより四ケ年越アタットイに滯留罷在候間、年々エトロフ島蝦夷人どもへ、ウルップ島江渡海いたし、獵虎狐皮を以、初て魯西亞人と交易仕候處、安永六酉年之秋、魯西亞本國より大船壹艘ウルップ東浦ハニナウ湊江渡來仕候間、アタットイ滯居之もの共も、ハニナウ江引取候よし、髭助錢助申立候、

〔狄艦事略一〕異舶恩に感じて密事を訴ふ

明和八辛卯年月日を阿波國へ漂著し、其後又薩摩の大島へ漂著して、皇國の恩義に感じ、數通の書を捧て密事を告たりしハンベンゴローといふ異國人あり、此ハンベンゴローは、元來ボリシヤといふ國の產なるが、穎悟にして卓量ありしとき、軍の大將たりしが、ボリシヤ勢戰ひ疲れて虜となり、カムサスカとヲホツカとの間の濱邊に、セ

レボレスコイ（このセレボレスコイといへるは、カムサスカより千ホツカへ至る入灣の止りにして、銀山あり、銀ある所といふ義なり、セレフロどいへば、銀なりといふ處へ開業を命じて左遷せられ、名もアウスといひけるとぞ、爰にイツコイゴロフ、バセローフといふ貳人の有司、魯西亞本國への貢物を積み、大船に乘て此處へ來りければ、アウスいわく、我願くは蝦夷前より日本の東海を廻り、南洋に出て本國に歸らんと志したりしに、今こそ時を得たりとて、狼藉に其船を奪て、開帆せんとす、イツコイゴロフ大いにこれを制すれど、バセローフは、蝦夷諸島を經て、日本の東海を廻ること、我が望む所なりとて、共に船を出し、南方に針路を求めて開帆せしが、シモシリ島はよき港なれば、爰に船繋薪水を取り、既に出帆せんとするに、イツコイゴロフは更にうけがわず、こゝにおゐて、アウス大に打擲して、砂濱に棄、開帆す、○註略イツコイゴロフは、シモシリ島土人の介抱に逢ひ、本國へ歸り、此よしをいゝければ、魯西亞國王其志の堅きを賞しけるとぞ、扨又バセローフは、アウスと共に日本の屬島蝦夷地より東海を廻りて、海路里程地理を見探、

最上氏云、明和八卯年、異國船奥洲灘を渉海し、上總の鼻を漂流して、阿波の國へ著したりといふ說あり、此船の渉海せしと思はるゝなり、

四國の阿波の海濱へ船繋して、漂著のさまにもてなし、粮竭き困窮のよしをいひて、國主へ撫恤を乞ふ、阿波の國にては、誠の漂船なりとして、國王より粮米薪水を賜りければ、好風を待て出帆しける、是はバセローフが心にて、實は此海邊を探索し、地風をも見んとてのことなりけるなり、○註略然るにアウスは深く阿波の國主の恩義を感じ、赤夷の皇國をうかゞひ奉ることを長崎にて詰合紅毛甲必丹へ告る書を殘して開帆せり、

〔北邊紀聞前篇下〕丑〇文化二年八月十九日、辰悦丸便にて箱館江達ス、

魯西亞屬島ラショア島會長

下ゲ札

エトロフ島より魯西亞地方カムサツケ迄廿島有之、
ラシヨア島は當島より八島目の由申候、

シリイタ
同ケツヒヤ
外に男女拾貳人

○中略ラシヨア島蝦夷人渡來之儀相糺候書付

當六月九日暮六時過、ラシヨア島脇乙名シレイタ、同乙名ケツヒヤ、外男女拾貳人、シベトロ場所へ渡來仕候に付、於同所相糺候得共、品々申紛罷在候所、當御會所江著船御呼出しの上、右渡來の始末、私ども通辨を以一通り御吟味の御座候處、左之通申立候、

一此者共儀ヲロシヤ人よりの申付にて年々シムシリ島、チリホイ島、其外諸島へ渡り、獵虎水豹幷狐獵いたし罷在、當春ラシヨア江歸路仕候處、同所總乙名ケレコレと申者ゟ、此者共へ申付候は、是ゟエトロフ島江渡り、彼地江日本人大勢入込候哉、島中の樣子得と見屆、早々歸島可致、右の趣昨年ヲロシヤ本邦ゟカムサツカに罷在候ヲロシヤ人江、書狀到來致候に付、同所より委細申越候由、ケレコレ申聞、且又エトロフ島へ渡り、若交易も相成候はゞ、酒少々持參いたし、此後彌交易之義相叶候はゞ、明年ゟ年々夷船貳三艘づゝ、可相廻旨、此儀ヲロシヤ人よりの申付には無之、總乙名ケレコレ存寄を以申付候間、交易物として驚之羽少々持參渡來仕候儀御座候

右申立候趣、書面之通相違無御座候、以上、

丑七月

エトロフ島假通辭　嘉六
同　通辭役　寅吉

御役人中樣〇中略

書面伺之通取計可ㇾ申旨被ㇾ仰渡ㇾ奉ㇾ承知ㇾ候、

十二月十七日　同　支配人　利左衞門

朱書
右伺書江添進達　羽太安藝守

ヲロシヤ屬島ラシヨア島長夷マキセンケレコウリツ外拾二人、ヱトロフ島渡來之儀に付、取計方奉ㇾ伺候書付、

兩名

先達而御屆申上置候、魯西亞屬島ラシヨア島長夷シレイタ事、マキセンケレコウリツ、ケツヒリヤン外、男女十貳人、ヱトロフ島渡來仕候一件、吟味仕候趣同所詰支配調役菊地惣內より、別紙之通申聞候間、篤と熟覽仕候處、右はヲロシヤ本國より、カムチヤツケ江申越、同所よりラシヨア島長夷ケレコレ江申付、ヱトロフ島中の樣子見屆として渡來爲ㇾ仕候上は、不輕義にも御座候間、歸島の義は勿論、取計かた嚴重之御沙汰も可ㇾ有ㇾ之ㇾ御座候哉に候得ども、素〻御國法を不ㇾ相辨渡來仕候義に御座候、且此者共を差留置候はゞ、何故歸島不ㇾ仕哉と猶又渡來可ㇾ仕も難ㇾ計、其上恨を結び候樣にも可ㇾ相成ㇾ哉、いづれ此方へ留置候は、不穩筋に奉ㇾ存候間、得と勘考仕候處、蝦夷地奧島に迄御世話有之趣は、ヲロシア國迄も相聞候よしに御座候得ども、追〻御取置居合蝦夷人共厚く服從仕、御取締相備り候義は不ㇾ相辨候歟、既に此度右之者ヱトロフ島江渡來仕候處、支配向之者共、幷南部大膳大夫、津輕越中守勤番人數、其外諸屋方之者ども、多人數相詰罷在、島中御取締嚴重に相立、同島蝦夷人どもも追〻御德化に服し、多分風俗相改候義等見聞に及、ケ程之義とは不ㇾ存猥に渡來仕候段甚後悔恐怖仕候趣に御座候間、此度は御國法之義をも不ㇾ相辨渡來仕候事故、格別之御憐愍を以、歸島差ゆるし候間、向後此方の地方江決而渡來仕間敷旨、御嚴制之條々、能々申諭し、御威光を示し候て歸島爲ㇾ仕候はゞ、御仁惠之程難ㇾ有奉ㇾ存、御制度嚴重之趣も相辨、且蝦夷地總體御取締充實に相備り候儀、ヲロシヤ國迄も相聞へ、渡來の念を斷切候筋に相當り可ㇾ申、右之者共を捕押置候とて、左迄之御取締にも不ㇾ相成、却て向後之憂に相成可ㇾ申哉に奉ㇾ存候間、此度之義は歸島差免候方、穩之取計方にて、御取締に相成可ㇾ申奉ㇾ存候、就にも此方地方とは唇齒に境を設候義に付、小事にても取計方甚以斟酌可ㇾ仕儀に有之ㇾ勿論此度御國法之趣申諭歸島爲ㇾ仕候上、若向後渡來候はゞ、其時宜により嚴科に可ㇾ被ㇾ仰付方に候得共、此度は前書之通歸島爲ㇾ仕候方可ㇾ然哉に奉ㇾ存候、依之菊地惣內吟味仕、申聞候別紙書付壹冊貳通幷繪圖二袋相添、此段奉ㇾ伺候、以上、

兩名

丑十一月

下ゲ札
本文渡來之者共儀は、〇略中今度之義ハ別紙を以て歸島差免、御用地已來御嚴制之御國法備り候譯合具に相示し、若重て渡來致候得ば、可ㇾ被ㇾ處ㇾ嚴科趣能々申諭し、歸府爲ㇾ仕候方と奉ㇾ存候、

〔北邊紀聞後篇〕卯〇文化四年三月廿二日、松前西蝦夷地一圓被ㇾ召上ㇾ新規九千石被ㇾ下之、

松前若狹守

右於ㇾ波之間老中列座、伊豆守申ㇾ渡之、

松前若狹守

蝦夷地之儀、古來より其方家にて進退致し來り候得共、異國江續候島々、萬端之手當難ㇾ整樣子に付、先達而東蝦夷地上ゲ地被ㇾ仰付ㇾ從ㇾ公儀御處置被ㇾ仰付ㇾ候西蝦夷之儀は、非常之備等其方手限難ㇾ行屆ㇾ段申立、外國之境不ㇾ容易ㇾ事に被ㇾ思召候間、此度松前西蝦夷地一圓被ㇾ召上ㇾ候、依ㇾ之其方江は新規九千石被ㇾ下、場所之義は追而可ㇾ相達ㇾ候、

右於波之間、老中列座、伊豆守書付渡之、

〔蝦夷草紙上〕凡例拾五則

一松前所在の一島の内ばかりを領分とするなり、一島の内を主の場所と臣と場所とに配當するなり、場所とは領分といふがごとし、何の海邊ばかり一場所凡五拾里、或は七拾里、一島の周廻の濱邊に、所々に相交りて、領分のある事也、濱邊のみにて奥はみな空地にて、人倫絶たる深山曠野のみなり、授場所を松前の町人ども、その地頭々々へ願ひ出て、蝦夷土人を介抱致したき旨を訴訟す、運上金の多少を撰みて許容あり、是を場所請負といふ、其請負人より其場所へ通詞役と支配人と番人とを遣すなり、是はみな雇人にて、此稼をするもの松前に群集するなり、其場所へ米と酒を臺にして、其外品々を大船に積送り、其場より蝦夷土人どもの取揚る土産と交易致させ、其大船に積入て松前に歸帆し、請負の主人又是を諸國へ賣拂ひ、償金銀米錢等にするなり、介抱とは其場所の交易をいふなり、通詞支配人番人どもの假り住居の小屋を運上屋といふなり、

〔天保集成　綸錄百五〕文化四卯年六月

當四月廿三日、箱館より三百里程北之方、東奥蝦夷地ゑとろふ島之内ないほと申所に、魯西亞船二艘來著、上陸いたし、番人等搦捕番屋藏々燒拂、同廿九日、同島之内箱館奉行支配向之者罷在候會所ゑやなと申所江、右船二艘著寄上陸いたし、大筒等を打懸候に付而、勤番之もの共相防、五六人打殺、深手爲負候者も有之候、夜に入、裏手へ相廻り、火をかけ燒拂候に付而、防兼、一同ゑやなを引退候之由、箱館奉行より注進有之候、且また去月十七日以來、南部津輕之沖間にも、怪敷船相見同十九日、箱館近邊之沖江も乘寄候處、無程同所より西之方ゑさん崎と申所之沖江走通、帆影も不相見、右之外別條無之事に候、於世上彼是風聞可有之候間、心得罷在向々江、無急度可被咄置候

事、

〔北邊紀聞五〕下野布衣蒲生秀實、再拜頓首、謹奉書執政吉田從四位閣下、〇略中夫魯西亞豺虎之暴於北邊哉、是天下忠義慷慨之士、人々所以切齒扼腕而憤也、〇略中夫今日之變、京師已見其徵於明和庚寅、〇七年曰、七月二十八日夜戌刻、北方氣如赭、須臾彌漫東西、中有白氣數十道、森々上衝、〇略中此蓋兵之象、北虜當時始有圖南志矣、距今實三十八年前、而後有林子平者、慷慨之士也、憂北虜竊持其所著兵談與人言、感泣十餘年、及身老衰、空終牖下、而上之人莫己知、乃上其書本、以露之於世、其志蓋由此身坐於妖言、而死於刑、不憾當殺身以警朝廷、果罹幸幽死、後數年、而官家用其言、有事於蝦夷、又十餘年、而有今日之變焉、變之起豈夫一朝一夕之故哉、官家先今日有事於蝦夷、則虜其變也、而幽死林子乎之冤、天下忠義謂之何、其宜祭其墓而謝其靈、授之以勳位、可以徵慰天下忠義、〇略中敢犯萬死、不暇自顧、謹陳其情、

古事類苑

外交部二十二

露西亞下

境上有事　一五六五
海上警戒　一五七五
經界交涉　一五七八
蝦夷土人事件　一六一六
漂流　一六二七
雜載　一六四〇

古事類苑

外交部二十二

露西亞下

境上有事

〔北邊紀聞 雁魚 上〕カラフト島江異國人來りし事

去丑年〇文化二年九月十□日、カラフト島之内にて、クシュンナイと申所へ、異國船壹艘碇著して、端船をおろし、凡五十人程上陸いたし、クシュンナイ番屋へ入、越年致居候番人四人生捕、米類は不及申、諸品とも奪取、番人どもをかの船江連行申候、其節は人數百人計の樣に相見へ候よし、夷人江は更に敵し候儀無之、十月中旬頃迄も、其所の海上に其船相見候よし、尤乘船之節に火をはなして、屋藏とも燒拂らひ、其跡へ銅にて拵申候札に、何歟彫りし文字有之、〇此間恐有脫字異人之儀故、右文字不存候、乘船いたし候節、日本言葉にて、大日本長崎松前と高聲に申、其言葉のみきこへ、其外はわかり不申候由、右之始末、當三月□日、松前より右の島へ渡海いたし候ものども承り候、其外之場所に越年の番人、當三月□日、又右の船壹艘相見へ、鐵炮を打候間、番人三人山奥へ隱居り候處、此度は上陸不仕、それなりにて船相見不申候由、其番人共も、松前より參り候ものと同樣、ソウヤ江罷歸り、右之内壹人松前へ召連申候段、四月十日箱館へ相屆候に付、役所より聞糺之者壹人出立いたし候得ども、未だ其樣子不相分候、松前家來五人、唐太見屆として、早速に出船いたし候、名前別紙之通に御座候、

右に付、南部家より士以上のもの先七八人、士以下のもの足輕ども貳百五拾人、鐵砲貳百挺、右之

通ソウヤまで出立可致趣奉行より申渡、

津輕家は足輕八十人、鐵砲五百挺、是又來ル十八九日之內、ソウヤへ出立可致段同斷、

此方よりは御目見以上のものばかり兩人、地役御雇之者四人、明十七日出立被爲致候而已、其外は誰にても參り候樣の事無之候、〇中略

四月〇文化四年十七日　田中景貞拜上

〔休明光記七〕カラフト島へ異國船渡來之事

西蝦夷地カラフト島は、松前若狹守領地の屬島也といへ共、往古は彼島へ渡るものもなく、同島の蝦夷へ僅山丹人と交易したる所をソウヤへ持來り、松前の人と交易したり、錦虫の單などの類也漸々寶曆年間より、松前家にて彼島へ手を懸、寬政の頃にいたり、運上屋體の家居も補理ひ、輕き家來も少々渡し、漁業其外處置するといへ共、只夏より初秋迄の事にて、仲秋にも到れば、家來は引取、番人體の町人三四人づゝ爰かしこの運上屋に越年する迄なり、

〔蝦夷紀聞一〕文化丙寅〇三年九月、魯西亞人、蝦夷地唐太島江殘置候銅札之和解、

松前奉行江

一日本とおろしや近隣により、信義を結、交易を希ふ爲、長崎江使者一人差遣候處、おろしやの屬國カウリシス幷サガリン島の內に於て、日本と交易を弘め候願叶はざるに於ては、無理成事也、

一日本交易について、每々おろしや損失有之候、終りには交易之儀、日本人相好れ候哉、何レカ、ヲワロツフ、サガリン江志らせ給ふべし、

一おろしや、此度日本損失成事を顯し候、日本の奉行永く心得違有之於ては、每々小國を圍事有之、是等を失ふ事成べし、

〔觀火錄附錄一〕魯西亞寇唐太島

唐太島は本蝦夷より一海を隔て西北によるの大島也、漁獵多き地なれば、松前家より所々番屋を構へられ、諸國の商船を迎て交易す、爰に北涯の魯西亞國より軍艨を出してヱゾの地方檢査しけるが、文化三年丙寅九月廿三日十二日、又十五日共、クシユコタン一クシユンナイ、クシユンとも云、に船を寄、皮の橋舟に打乘て、異賊五六人上陸す、番屋には、皇國人ヱゾの者共居たりけるが、無程家中へ入來て、交易せんと云罵る、其人長大にして恐しかりければ、酒食を出して是を與ふ、異賊遠慮もなく打喰ひ、膳椀など蹴たて打破て、濱邊をさして立歸る、又も來らば如何せんと運上屋に隱れたりしが、無程六七十人上陸して、手每に鐵炮を携て、家の四方を取圍む、中にも勇壯の夷賊七人、家中に打入、番人富五郎、松藏、源七、福松を搦取、劍を拔、怒れる聲にて、大日本長崎松前の者と云けるとぞ、中略殘る者共逃出して、ソウヤを指して落失ぬ、斯て夷賊は米穀財寶を盜取、番屋及び舟を燒、辨天祠の鳥居に文字彫たる銅版二枚一說に云、外紙書三枚、鐵炮二挺を殘せり、を殘置出去けり、富五郎等ハ、是より四日にして、カムサスカに著、暫爰に居、のちリイシリ島に放ちかへされ、內一人は海上にて病死せり、又此時ヱゾ人も多くとらはれしと云ふ、時寒氣烈しく、海路自由を得ざりしかば、明年丁卯四月初旬、松前箱館に是を告ければ、松前よりも番兵を出して、唐太へ向はんと議す、此事六日に議定して、七日に發向せんとする處へ、國侯所替の急飛脚來る、されども城地さる以前は此家の政也迚、松前左膳、新谷六左衞門を大將として百二十人一曰、二百人、唐太島シラヌシの濱に陣す一說云、三百人はソウヤ迄三百廿里陸地を行て上船し、唐太へ渡る、兵粮武具は別船四艘に積て海上を廻りしが、唐太へ三四里に行つめて異船に出合、大筒に當て廿五六人溺死す、二艘へも玉當りしが、無事にて松前に引返すと云、此事下の寇西北の條に者丸の事を誤傳ふるか、箱館奉行羽太安藝守も急ぎ兵を出さんと、調役深山右平太、下役小川喜太郎、森重左仲、村上左金吾、津輕南部勢指添て、宗谷迄出張す、亦加勢として、南部より弓鐵炮の足輕三百五十人、四月廿五日城下發す、津輕よりも物頭一騎、鐵炮五十人、弓二十、人數百三十人松前へ差出さる、凡此警固に、諸家の番兵出る事夥しく、諸記詳ならず、爰に略すと云、南部の船頭繼右衞門文內と云者、何れの年にや或享和二年と云ふ

ロシヤの屬島へ漂著し、アタム送りかへせし伊勢の船頭、レサノツトの送り返せし陸奥の船頭等の例にて彼都にて歸國の事を願ひければ、其時彼國より我國への使者レサノツトと云者長崎に行、中略是より年々船を遣はすべし、其時送り歸すべし、其使者の歸るを待べしと云へり、然るに交易を許し玉はざる事を聞て、吾邦を不信無禮なりとて、兩人の船頭を止む、兩度迄漂流の者を送り返すとも、其禮も謝せず、幸大夫存命せばレサノツトに一禮謝をもなすべきに其事なきは、日本にて殺せるならん、外國に漂流せし者をば刑殺するは、不仁の國法なるべし、されば歸國しても詮なき事なれば、此土に留るべしと云けれども、ひたすらに歸國を望みければ、小舟と食物とを與へて、歸せしと也、是等の事迄、彼土人の我國を恨むるの件に世上に流布せり、初て敵の色を顯はして、唐太を亂妨し、國書を遣し、此船頭を返せしと其意を示す者ならんか、斯て異船はカムサスカに引退、此島に越年して、同四年丁卯三月上旬、亦も西地を乘廻り、十一日に唐太島シヤウユ、ノトロの洋に見けるが、やがて陸地に舟を寄せ、一艘番屋を目がけ、鐵炮打、番人共は驚て山中に逃入たり、異船は陸地を乘離れ、洋中に出去しが、其後マシチ洋に見たりとぞ、マシチは、イシカリ東、ソウヤ南にあり、

文化四年丁卯四月再び來て寇する說

蝦夷地騷動一件、長崎御奉行所より御內達寫、

當四月廿三日、箱館より三百里北の方東奧蝦夷地ヱトロフ島の內、ナイホと申所に、ヲロシヤ船二艘來著、上陸致し、番人等を搦捕、番兵屋藏を燒拂、同廿九日同島の內、箱館奉行支配向之者罷在候會所、砂奈と申所へ、右の二艘差寄上陸致し、大筒等打懸候に付、勤番の者共相防ぎ、五六人程打殺、深手負候者も有之候處、夜に入、裏手より相廻り、火を懸燒拂候に付防ぎ、急一同砂奈會所を引退候に付、箱館奉行より注進有之候、且又去月十七日以來、南部津輕の沖合にも怪しき船々相見、同十九日箱館千島沖へも乘寄候處、無程同所より西の方、ヱサシと申所の沖へ走り還り、帆影は不相見、右の外別條無之事にて、世上彼是風聞可有之候間、心得罷在候向々、無急度可被咄達候、右書面文化四年卯六月十日に墨川與市より松岡儀次郎持參、助左衞門承候に付篠崎與五郎へ遣す、右書面の趣に付、於下々如何の風聞無之樣口上に添來候、

六月十八日　　組頭

右之趣、此迄慥成儀相知不申候處、昨十一日所々御役所へも書付相廻り、漸事相分り候、

一近國の國侯方より、御固有之中にも、佐竹右京大夫殿より、先手人數三千五百人、後陣四千五百人、都合八千人秋田城下野代邊迄、

〔通航一覽二百八十七魯西亞〕文化四丁卯五月十八日、箱館奉行羽太安藝守御屆、

四月廿九日晝九時過、ヲロシヤ大船貳艘飆參、會所前濱江押寄、此處は舟附宜候付、大勢一度に上陸致し候間、地役幷當家勤番之もの共より、大筒小筒を以打拂候處、彼方より數挺之大銃を以打懸暫爭戰致し候內、此方支配人陽助と申もの、內股を被打候得共、相果不申、外に怪我致し候ものも有之由、一體大船江數百人乘組、大銃夥敷積入渡來致し候處、此方に而は兩家勤番を始、總人數貳百三拾人程詰合候得共、其內より前書之通シヘトロにも人數差配候間、右人數全シヤナに不詰合、彼方人數舟には何程罷在候哉不相知、追々上陸致し候分、凡七百人程有之、此方少人數を以取合候義に付、必死に相成爭戰仕、異國人之內五六人鐵砲を以打殺、其外深手爲負候ものも有之候處、夫より夜に入、大銃四五手より打懸、其內ヲロシヤ人共會所裏手之方江廻り燒立候付、所詮防戰も難相成、無是非會所之地を立退、クナシリ島之方ルヘツと申處之番屋江、一同引取候節、支配調役下役元〆戶田又大夫義は、跡より引拂候處、異國人共追駈け罷越候に付、萬一御役人之內彼等之爲に被召捕候而は、外國江對し御外聞に相拘、殘念之旨、附添候もの共江申聞、於途中自害致し候由、右異國船之內壹艘は、クナシリ島之沖合に相見、大筒等打放し候由、彼地支配之ものより申越候間、此旨申上候、南部大膳大夫人數之內、西蝦夷地江可差配分、此節風順不宜、未出帆不仕候間、先右人數之分早速出帆爲仕候、依之先一通申上候、以上、

卯五月十八日　　羽太安藝守靖北錄

〔通航一覽二百八十八魯西亞〕蝦夷地亂妨始末エトロフ島

文化四丁卯年五月中旬、魯西亞人ヱトロフ島亂妨により、箱館奉行より、南部津輕兩氏に增人數の事を達す、

〔南部家士大村治五平口書〕南部大膳大夫家來　火業師　大村治五平口上書　卯五十五歲

私儀當五月、ヱトロフ島に而、おろしや人に捕われ、ソイシクゟ唐太ヱトロフ番人共宗谷へ歸帆いたし候始末、御吟味御座候、此段私儀大膳大夫兵士ニ而扶持方八人扶持申受、廣間番下役相勤罷在候處、病氣ニ付、貳十四年以前、願之上隱居いたし、跡式ハ孫良八江相讓、右良八江懸り、種ゲ島流炮術指南仕罷在候、然所ヱトロフ島ニて炮術御用之由ニ而去々丑年八月同所勤番として可罷越旨被申付、去寅五月ゟヱトロフシヤナ御會所勤番仕罷在候處、當四月廿九日八時頃、異國船貳艘渡來、右舟はシヤナ海岸ゟ二十五丁程沖へ懸リ、小船ハナヨカ之方江寄、海岸ゟ十四五丁程沖へ懸リ、小舟ハナヨカ之方江寄、海岸ゟ十四五丁程沖へ懸リ、小船橋舟三艘下シ、シヤナ灣內を漕廻リ、樣子見分致候體ニ相見候付、異國人願筋有之、此方より人之出ルを見合居候義と相見候間、印を出し見せ候はゞ、其所へ橋舟付寄可申よしニ而、戸田又大夫殿、關谷茂八郎殿ゟ、支配人陽助へ被申付、同人義、長き棒の先へ白木綿を結付指出、地役衆五人付添被罷越、夫ゟ百間程隔、南部家火業之手傳宮川忠作足輕貳人江、六ゑ三ゑ五分之鐵炮壹挺ヅヽ、爲持罷出、陽介は南部家勤番所前之海岸江罷出、棒之先へ結付候布を振り候處、赤人橋舟ゟ鐵炮打懸候ニ付、宮川忠作も鐵炮を橋舟へ打懸候間、赤人海岸へ付寄不申由ニ而、一同御會所へ立戻リ候ニ付、鐵炮打拂申間敷旨、又大夫殿茂八郎殿吳々被申付候間、其段申含遣候處、何故此方ゟ鐵炮打懸候哉之段、忠作へ相尋候處、赤人之方ゟ此方へ筒先を向、鐵炮打懸候間、此方ゟも赤人之船へ向打拂候よし、同人相答申候、夫ゟ赤人橋舟は川向之方江近寄候樣子ニ付、猶御兩人ゟ陽助へ被申付、右人數ども一同川向之方へ罷越、其節間宮林藏義、御會所御門之外へ出、見張罷在候處、右橋舟陸へ間近く成候へ共、被向鐵炮之故打拂上陸いたし、是ハ彼國之禮ニ可有之旨、同人申聞居候處、陽助內股を被打、御會所へ立戻、赤人ハ上陸いたし、大筒等打拂候間、又大夫殿、私忠作、忠平、其外十四五人鐵炮持參、川手前辨天社前江罷越、私儀者鐵炮打方手配いたし、銘々鐵炮打拂、義八郎殿其外之人數ハ御本陣幕張之方江被相越、夫々鐵炮打拂候處赤人之方ゟ車臺へ仕懸候大筒、橋舟ゟ引上、烈敷打拂候間、私儀も御本陣之方臺仕懸被致置候貳百目三百目之御筒打可申と存、御會所江立戻り、玉藥披候得共、混雜故、何れに有之哉不相知、誰預居候ものも無之、私所持之胴亂漸取出候處、小筒之玉藥少々有之候間、十ゑ筒持參、御本陣之方へ罷越、同所ニ而忠作、忠平、清之助鐵炮打拂居、私儀も右十ゑ筒打拂候處、最早玉藥無之候間、猶又御會所へ參り可持參と存、南部家見張番所之坂を下り候節、赤人之鐵炮玉、右足甲江當り、引釣難義いたし候に付、陣屋へ這入、布に而縛り、疵保養仕罷在候內、〇中略同夜九時、御會所御人數もシヤクベツの山奧へ御引取被成候樣子ニ候得共、私儀ハ右疵痛ニ而、步行も不相成、右山岸に野宿いたし罷有候處、〇中略赤人壹人罷越、夫日本人と申、拔身を持駈來候間、私儀も刀を拔二太刀戰し內、赤人六人程銘々鐵炮を向取かこみ候に付、刀振通り見候節、坂之段木へ痛候方之足を踏懸、橫樣に倒候へば、赤人共一同駈付、私を捕、大小もぎ取、御會所脇土手上へ連參り、二之腕を繩にて縛り、貳人番附置、赤人廿人程罷在、藏々より米豆等取出し持運び居候付、水を呉候樣手眞似いたし候處、藥鑵江酒を入、吸物椀を持參り候間、壹盃半程給申候、且又私儀誠に運もつきはて、赤人に被捕、甚殘念ニ存候間、早々首を切候樣手眞似いたし候處、頭立候者と相見、赤人は日本人を殺不申、日本へ送り返し候由手眞似にて申聞、私江腰繩を付、シヤクベツの方へ五丁程連參り、〇中略私義は彼等言語通不申候故、何も尋不申、右赤人船同所ゟウルツプ島へ付寄夫ゟ唐太江罷越、リイシリゟ右番人共一同艀舟ニ乘組、宗谷へ歸帆いたし候始末は、富五郎外六人申立候通に御座候旨申上候處、異國船ニ罷在候節、赤人共に被勸、邪宗門ニ入、佛を拜し候義可有之段、再應御吟味御座候得共、赤人共ゟ宗門勸

候義等曾而無之佛を拜し候義は猶以無御座候、私宗門之義は臨濟宗にて寺は南部北山村法泉寺擅家ニ御座候、右之通相違不申上候、以上、

卯〇文化四年八月三日　大村治五平書判

御奉行所

〔通航一覽二百九十七　魯西亞〕

文化八辛未年五月廿七日、是より先同四丁卯年夏、魯賊エトロフ島亂妨の刻、クナシリ島を松前より海路二百五十里、其周回百六十里餘、九里十里の間に驛場ありて人馬の備ある、蝦夷千島話に記す、但箱館奉行支配向及び南部氏人數等在勤す、過り、備あるを見て歸帆せしが同所詰調役下役向并勘介が謀により、此日同島クラムイ崎に上陸して米酒を奪ふ、時に南部氏人數等、火砲を放つに、かれ戰を好まず、海中浮桶に標物を入、紅の小旗を建て、米酒を請ふの意を示して滯船す、よて六月三日船長を上陸せしめ、明日四日役人應對あるべき旨を諭し、本船にかへらしむ、

〔嘉永明治年間錄〕文久元年五月十一日、魯人滯泊ニ就テ宗對馬守ヨリノ注進五度ニ及ブ、

目次

魯人託事於船修、其實開港之巧有之云事、

追々不法雖有之依台命彼暴逆忍居事、

我侮不開兵端於彼魯人破關門事、

捕縛關門守衛鄉士砲殺奴僕魯人亂妨之事、

以公儀通商之國柄雖相諭一藩奮激之事、

忍彼暴逆則本朝之御瑕瑾雖孤島無援兵一藩攘夷決心之處暫時留置伺御指揮事、

私領分對州淺茅浦碇舶の魯西亞船修理に事寄、急々退帆の勢に無之當夏中滯留の由申聞候

深意は、開港の存念も相見え殊更追々不法の擧動有之候得共、兼て被仰出候御旨も有之、何角穩順に罷在候處、此方より兵端を開ざる事と見侮り、昨十二日、夷人共多人數端舟に乘組、大船越瀨戶關所前兼々差塞置候を、理不盡に押破候ニ付、固の鄉士兩人相制候處、多人數にて搦捕り、渠が船中へ歸掛候に付、小者安五郎と申者有合候薪を投懸け候處夷人共鐵砲にて、右安五郎の胸板を打貫即死及び、其儘本船へ罷歸り候是迄は公儀御通商の國柄に付、耻辱をも忍せ、兵端を不開樣と、折角制罷在候處、最早右之通り、渠より事を破候に付ては、家中の奮激不一形、是非打取不申候ハでは、國內の怒氣解散の筋更に無之、武道に取り、耻辱の限奉存候、如何樣にも奉恐入候儀ながら、全く一己の儀にも無之、本朝の御瑕瑾共相成候事故、兵食不足、進退四方大洋の國柄、援兵の賴も無之、始終の勝算千萬無覺束奉存候へ共眼前亂妨罷在候夷賊其儘難免候に付、不顧後患、討取可申決心仕罷在候へ共、右は至大の事柄に付、無理に暫く取押置候て、一應奉經御伺候間、何れの道、速に人心一定の御指揮偏に奉願候、尤も前書の通り、渠より好で事を發候機會に御座候事故、何時可及戰爭も難計に付、其節に至り、時位不得止事情御憐察被成下候樣深く奉願候、以上、

四月十三日、在所日附、

對州侯、攘夷決議ノ旨ヲ一藩ニ布ス、

今般碇泊の洋夷、追々輕侮の振舞不堪憤怒候へ共、當家より兵端を開候儀は、大切無限に付、是迄相忍居候、然處此節於大船越固の者及殺害候一件、最早渠より事を破り候事故是非打取らずてハ難叶場合に付、則戰鬪に令決心候、一應公邊へ不申上置候てハ、皇國一般に相係り、恐入候次第に付、早追を以て其段相伺候、然る處宗氏の存亡爰に決候事故假令兵食不足候共、州中一致、拋身命、家名不汚候樣精忠賴入候事、

十三日、魯人滯舶注進ニ就テ、台命ヲ對州ニ下ス、

其方領分魯西亞船渡來ニ付、追々被申聞候趣も有之候間、先般小栗豐後守、溝口八十五郎被差遣、且函館在留魯西亞コンシュルへも、右爲引拂方函館奉行よりも支配被差遣候趣に候間、最早同人共到著にも可有之、彼方遂談判、事情相分候はゝ、以後無法の擧動等も有之間敷畢竟彼我言語相通せざる邊より自然間違等も可有之、雙方の行違より不容易儀を引出し候てハ、以の外の儀に付家來末々迄能々喩告致し、諸事豐後守等へ承合、取計候樣可被致候事、

萬延元庚申年
文久元辛酉年

〔見聞雜錄二十一〕對州公御屆書

私領分對州淺海浦碇泊罷在候魯西亞人、追々不法之及所業候に付、先日御屆申上、取計方奉伺候處、可成丈兵端を不開樣精々心掛警固可致旨御書付を以御沙汰に付、其旨早々國許に罷在候家來共固め先江嚴重申渡置候處、當月四日、魯西亞船十貳艘俄に近寄、大砲を發、居城之裏手箱立と申處江、夷人共押入候に付、大手門番人共相制候處、異人共短筒を以番人六人を打殺、怪我人數多有之、同所南箱崎湊臺場打潰し、警固之士貳拾八人、足輕百七拾人、小もの八拾人、百姓四人不殘搦捕、渠が大船江乘せ、臺場に有之大鐵砲六百挺、中百挺、小百七拾挺不殘奪取、渠が船中江運戰用いたし、右之次第故、不得止事、家來多人數城郭を固め、外曲輪向江大筒を相備置、無據場合に相成候に付警衛之もの、大砲を發候處、先方彌相進み、四日之曉より、六日夜迄打合及戰爭、此方三百四拾三人卽死仕候、先方に而も死亡多分有之哉と奉存候、且又海岸筋に而長濱村高濱村山崎村は、渠が工夫を以燒拂、死人多分有之候由に候得共、聢と相分不申、其外關所等に差置候武器類奪取候而、同夜九半時頃、魯西亞船不殘海岸を退、大洋江歸帆いたし候、此上存意之程難計甚以心配仕候、無油斷固め人數差出、晝夜心附申候、依之此段御屆申上候、以上、

海上警戒

五月廿七日

〔文久紀事〕外國人江書翰

亞墨利加合衆國全權ミニストル、エキセルレンシー、トウンセントハルリス江

以書翰申入候、兼而及通達候魯西亞軍艦當二月以來、我對馬國に碇泊狼上陸建物等いたし、不都合之儀に付、既先頃貴國船便相願、魯國政府へ申遣候次第有之候處、箱館在留のコンシュル江、同所奉行より種々及談判候上、去る八月十七日同所江コモドール相越候に付、尚相掛合及び候處、承伏いたし、迎船差遣し、同月廿五日に魯國殘らず對馬國を引拂候て、歸湊之上申立候よし、箱館奉行より申越候、此段報告及び候、拜具謹言、

文久元酉年九月廿七日

宗對馬守

〔天保集成絲綸錄百五〕文化四卯年六月

大目付江

此度蝦夷地江魯西亞船來著及不法、箱館松前之沖合にも怪敷船相見候由付、領分幷御預所浦浦之手當念入申付、萬一怪敷船相見候ハヾ、諸事寬政三亥年相達候趣相心得取計可申候、乍然兼而事ヶ間敷用意いたし候筋には無之候條可被得其意候、

六月

右之趣陸奥出羽越後浦々ニ領地等有之面々江可被相觸候、

文化四卯年六月

奥州之內浦付領知等有之分　牧野越中守　小笠原佐渡守　相馬因幡守　溝口駒之助　本多越中守　內藤播磨守

羽州之內同斷　酒井左衞門尉　六鄕伊賀守　岩城伊豫守
越後之內同斷　御預所も有之　松平越中守　榊原式部大輔　內藤豐前守　松平日向守
堀近江守
越後岩船郡御預所十九ヶ村　上杉彈正大弼
文化四卯年十二月
大目付江
おろしや船取計方之儀に付、去寅年〇文化三年相達候旨も有之候處、其後蝦夷之島々江來り、狼藉におよび候上は、向後いづれ之浦方に而も、おろしや船と見請候はゞ嚴重に打拂、近付候においては、召捕又は打捨時宜に應じ可申は勿論之事候、萬一難船漂著にまぎれ無之樣、船具等も損じ候程之儀に候はゞ、其所にとめ、手當いたし置可被相伺候、畢竟おろしや人不埒之次第に付、取計方きびしくいたし候わけに候條、油斷なく可被申付候、
右之通、萬石以上以下、海邊領分有之面々江、不洩樣可被相觸候、
十二月
〔北邊紀聞後篇〕挨拶書〇中略
當時〇文化四年人數割
南部貳百五拾人　津輕百五拾人
〆四百人　內五拾人南部家箱館殘三百五拾人
松前　津輕五拾人　江差　南部百人　石狩　南部百人　宗谷　津輕百人
外惠登呂府交代人數　津輕家八拾人
此分シヤリ　ソウヤ之內江備置可申事〇中略

書面軒首之義ハ場所ニて見屆候上、松前江爲相廻候樣仕、其外伺之通可仕旨奉承知候、
辰六月廿六日　河尻肥後守　荒尾但馬守

魯西亞人來候節蝦夷地場所之取計方奉伺候書付
一當年ヲロシヤ人來候はゞ、打拂之義諸國江御觸御座候通、一統相心得候樣可仕奉存候、
一エトロフ、カラフトの義は、去年彼方より申越、返答承りに可參由をも申置候義に付、橋船等にて少人數上陸いたし候事も候はゞ、山岡傳十郎夏目長右衞門居合候場所に候はゞ、一通り支配向應對之上、若手切に及候事も候はゞ、山岡傳十郎夏目長右衞門居合候場所に候はゞ、兩人之內江申達、不居合候節は、其場所詰諸家之總頭江申談候樣可爲仕奉存候、
一クナシリの義は、エトロフ並島の義に付、萬一ヲロシヤ人見達、船を繫間敷にも無之候間、同斷之樣相含罷在候樣可爲仕奉存候、
一ソウヤにては談方に寄、手切有無相聞候義に付前段之趣同樣爲相心得、尤檢使不被遣場所に候間、猶臨機之儀は其場所頭分之者江申達候樣可爲仕奉存候、
一エサン箱館は小菅猪右衞門、村上監物被差遣候に付、不及申、並エトロフ、カラフト義同樣に御座候得共、場廣之義に付見渡難行屆、又は不居合場所も可有之候間、可申談廉は前書之趣に爲相心得、若手切に相成、接對に及候物合等は、警衞主役に付、差圖をくわへ候に不及、支配向之ものは夷人番人等を集め、朋勢に相成、二ノ味相心得、又は奇兵にも相成、相應之働仕候樣心懸可申旨可申付と奉存候、〇略
右之通取計候樣可仕候哉、左候はゞ前廣支配向へ申含置、尤ケ條に寄諸家へも申達置候樣可仕奉存候、依之此段奉伺候、以上、

經界交涉

正月〇文化五年

〔外國事件書類雜纂〔八〕寅〇安政元年正月六日、伊勢守殿〇老中阿部正弘　御直　三奉行、林大學頭、浦賀應接之面々、海防掛、大小御目付浦賀奉行江御渡、一覽鰭付致し、

丑〇嘉永六年十二月廿二日對話

使節（プーチャチン）一昨日之御挨拶承度候

左衛門尉（勘定奉行川路聖謨）一カラフトを半分に引分、貴國ゟ被差置候軍卒守兵は、境界相分次第引拂はせらるべきと之儀おゐては、一昨日被申聞候通にて有之、ヱトロフ之儀は、其砌申述ゐ通にて、存寄も有之間敷候、

使節一カラフトの儀は、一昨日申述候通、守兵は外國人之窺窬を絶んが爲にして、日本所領江對し、手出いたし候儀には無之候間、談判次第、右守兵速に引拂はすべし、

左衛門尉一カラフト境界五十度以上之處を以、半島に引分候積候哉、此心得承度候、

使節一日本の人住居いたし候場は勿論、日本の役人衆被相越候場所は、中々以我國之所領とは不存候、

左衛門尉一我國之もの、住居又は往來いたし來候と計にては不慥候、むかし我國人全島をも見廻り、且度度アンモル河邊江も往來いたし、其餘漁業に付ては、海邊何れの地江も罷越事故、其境慥ならずしては、追て爭論之基とも可相成に付、夫等之心得方得と承たし、

使節一カラフト島アニワ港江、近頃我國之もの罷越及見候處、日本之人纔貳拾人程住居致し居候儀にて、外國人右場所を相うかゞひ候樣子も相見、甚掛念に存ずるに付、我國ゟ防守として軍卒差遣置候儀に有之、日本所領に相違無之趣相分候はゞ早々引拂はすべし、乍去兼ても申候通、其所に居馴染候樣相成候ては、容易爲引拂候儀も難相成勢に到候事故、急速之取極を希ふ所なり、

左衛門尉一申聞らるゝ趣尤之儀に付、某等おゐては飛立程にも存ずるなれども、右は京師江奏聞を經其地之大名江申付取調方いたさせ候儀等に、彼是三五年之時月もかゝるべくと存候、扨而我國人大半は、西洋諸國之事體に不通、西洋之人といへば、虎か熊之樣に存じ候もの而已多く、扨々困り候事に候、某等抔は素ゟ西洋學をも心掛居、決而右樣には不存なれ共、某等兩人之口を以、衆人之惑をば解がたき事に付、貴國今度之仕向方に寄、貴邦は信義之國なる譯も、國人心付べき所なれば、使節實義之所置有之度存る所なり、

使節一境界巨細之處は、其場所之大名幷官府之役人中立會御取調之上に無之ては難相整儀、勿論に可有之候得共、概略之規定取極不申候而は、衞卒之進退にも拘り、難捨置筋に付、何れにも此所おゐて荒增之取極はいたし置、貴國之來春二三月頃雙方場所江立會之上、取調方いたすべし、

左衛門尉一尤之事なれども、右土地は某等素より不存所なれば、如何んとも論判いたし難き次第有之、挨拶にもおよびがたく候、尤半分に引分候積被申聞候趣も有之、其心得を以取調方致さすべし、

玄かし右は全我等之了簡迄にて、素より政府之差圖には無之候間、追て取調之上は如何樣之挨拶可相成哉は難計候、

使節一近來我國之もの差遣、全島見廻らせ候處、日本の人は譏計南岸之地に住居いたし候迄に付、半島とも難申歟、其上島之中央ゟ、日本の方に當り、新たに石炭山を開き、右場所は日本之人不居所故、旁過半は魯西亞所領と心得居候、

朱書本文石炭山有之義、曾而承及不申候處、既魯西亞人見出相開候由、右之樣子にては、ヱトロフ島之義も如何相成居候哉、懸念仕候、松前志摩守領分と相成候ては、公儀御用地之節と違ひ、案外なる事共抔可有之も難計と深心配仕候義に御座候、

左衛門尉一度數何程迄之所を所領と心得られ候哉、

使節
一度數之義は口上にては難申述、地圖を以取極候はゞ、相分可申、尤境目巨細之義は、其場所おゐて不紛樣證跡を立取極可申候、〇中略

左衞門尉
一あいのは蝦夷人之事にて、蝦夷は日本所屬之人民なれば、あいのゝ居候所は則日本所領ニ候、

使節
一あいのヱトロフ之內、諸方に住居いたし候內、魯西亞に屬し候ものも、日本に屬し候ものも有之、同島北之方之あいのは、魯西亞支配にして、日本之所屬にあらず、此を取極度存ずる所也、

左衞門尉
一右は若ウルツプ島の間違には無之哉、ヱトロフに候はゞ、挨拶にも難及事也、同島我國之所領なる事斷然疑もなき處、右樣之議論有之候ては、其餘之談合難相成、貴國ゴロウインは全私之事之由に申され候得共、既我國之高田屋嘉兵衞と申ものを捕、カムシヤツカ江連參候程之事故、强而私之事とも難申歟、

使節
一ゴロウインは境界を定候使には無之、測量之ため政府より差遣し候所なり、

左衞門尉
一ヱトロフ境界之儀に付ては、文化年中爲取替之書付も出來いたし候處、貴國ゟ受取之もの不被差越故、夫切りに相成たり、此一條に付段々被申聞趣、畢竟不筋之申分には有之間敷哉、一體貴國には兩國之民之爭論を慮られ、態々使節被差越候に付、我等不肖ながら命を受け、品々穩之懸合にもおよび候處、右樣不法之申分有之候ては、談合難及候、此所得と勘考あるべし、

使節
一右境界之儀は、御諭に寄、猶勘辨之上後會に可申述、貳ヶ所之湊を開候儀、江戶近海にて萬一差支候はゞ、大坂にて相開度候、〇中略

左衞門尉
一夫は氣之短き仕方と存候、追々申聞候通、彼カラフト之境界相定り候上は、互に人民往來をも可致、我國地境之續きたるは、貴國而已故、其節に到り候はゞ何と歟取計も可有之處、氣之短き所置有之候ては、なるべき事も却てならぬ樣に可到候、〇中略

使節
一御諭之趣は承知いたし候、乍去通商幷境界取極之二ヶ條、一處にいたし不申候ては難相成譯有之、勿論可成丈け御政府之御趣意も承り可申候間、使節相願候條件も、成丈け御立被下候樣仕度候、〇中略

一猶申立度存ずる條々は、書面を以申述べし、

〇右ノ談判ニ基キテ、魯國使節ハ其要求幷ニ希望ヲ文書ニ認メテ我國ニ致セリ、サレド其事略前ト同一ナレバ、別ニ之ヲ揭ゲズ、

〔魯西亞一件乾〕丑〇嘉永六年十二月廿八日對話

肥前守（大目付筒井政憲）
一書面被差出譯文出來一覽いたし候處、厚心入之段不淺存候、右ニ付追々申談候筋も可有之候、

使節
一差出候書物御覽被下、使節ニおゐて大慶存候、右は日本御威勢彌盛に相成候を心願いたし候而之儀、聊隔意無之所ニ候、

肥前守
一此程申聞候通、何とか使節之顏を立遣度候間、江戶表江申上候而、地境取調之爲、來春ハ其筋之役人を遣し可申候間、右役人小數人ニ而罷越候共、其國之人穩順之取扱致し、失禮之儀無之樣可致と之書付差出候一條、早々決著いたし度候、

使節
一昨日被仰聞候御下役被差遣候ニ付、魯西亞人實意ニ取扱、心得違無之樣申遣候書面、則持參致し候、右書付不封差出候て被遣候、御役人之御役名御承知等認入可申と明け置候に付、御役名承り候上認加可申候、

右譯之蘭文壹通相添候

蘭文之方通詞森山榮之助讀候趣、左之通日本と魯西亞と境之儀ニ付、日本御役人サカレンアニワ港之邊巡見として被相越候間、此役人衆幷附屬衆へ對し、聊疎意なく取扱、其場所見分無差支樣取計可申候、且春にも成候はゞ、時宜に寄り使節もアニワ港江罷越候歟、外船差遣候事も可有之候、右書面に而宜候哉、

左衛門尉（勘定奉行川路聖謨）
一譯文いたし得と披見之上ならでは委細は難相分候得共、一通り大意は存寄無之候、
一談合も凡筋合相立、且月迫并年始にも相成候間、此上隨從之内重立候中村爲彌へ御目付方之
もの相添、船へ遣書面を以對話いたし、事を整度候、尤も遣し候書面返翰に振候事は難相成候
得共、使節之顏を立度、種々勘辨いたし候儀ニ付、聊爾には存間敷候、
使節
一御沙汰之趣承知いたし候、右書面いつ頃御渡相成候哉、
左衛門尉
一明日中村爲彌罷越候節、持參爲致候、
使節
一御隨從之御方御差越、御書面を以被仰聞候由、右に而御談合相整候儀も、使節において大慶ニ
存候、右之通相成候はゞ、今一度終りの御集會いたし度、いつ頃に而可然哉、
左衛門尉
一晦日并正月元日二日三日集會相成兼候、
使節
一左候はゞ四日に御逢相願候、併明日御書取之趣に而猶可申上儀も有之候節は、四日彌終之御
會と可相成哉否之儀相分兼候、
左衛門尉
一可申立儀も候はゞ幾度も面會可致候得共、此度書取之趣は、使節之面皮を立度と、肺肝を碎き
候事ニ付、是非四日には目出度事を納度事に候、
〔長崎叢書三編〕魯西亞國使節應接書
嘉永六丑年十二月、長崎表ニテ筒井、川路、魯西亞人應對之記、
嘉永六丑年十二月晦日　中村爲彌御勘定組頭也　魯西亞船へ罷越對話記
但御徒目付永持享次郎、御普請役御小人目付罷越候、○中略
使節
一只今之蘭文致一覽候處、難相分廉有之候、第一ヱトロフ島ハ、ロシヤ所屬ニ相違無之候、
爲彌
一ヱトロフ日本所屬たる素より論なし、日本に其證も有之候、五十年以前其方より申越候趣も有之
候、

使節
一百年以前者ロシヤ所屬ニ候、
爲彌
一其方ニテ左樣申候得者、千年以前より日本所屬ニ候、
使節
一何故左樣被申候哉
爲彌
一此方ニテ其證有之儀を、其方ニテ年古き儀を申立候間、其通申聞候事ニ候、
使節
一左候ハゞ兎も角も宜しく候
爲彌
一ヱトロフ此方に屬し候儀者、論も無之候間、左樣可致候、
使節
一今日別段御挨拶も可有之と相樂罷在候處、矢張此程之御談と同樣の儀に有之、御返翰之内、古
例を取て今事を律する不能との意味にも相涉らず解しがたき事に候、
爲彌
一其意味なきにはあらずされども當時の處は、御代替御事多之中故、當節評議に難及者勿論、迚
も一ケ年程者、夫々之御禮式も打續き、何分餘事に者及難し、去かし可成丈手繰いたし、急に取
調方に可取計儀者、書面之通に候、此上の處何程申候とも取計方決て無之候、
使節
一某よりも書面差出し度候
爲彌
一書面差出候はゞ可致一覽候
使節
一此書面ニテ可然候ハゞ、調印之上差出度候、
爲彌
一肥前守左衛門尉ト申聞候上ならでは、何とも挨拶に難及候、書面者先預り置候、
使節
一二日に御挨拶承知致度候
爲彌
一其段も兩人江可申聞候、先刻書面異存も無之候はゞ、四日に本書可相渡候、
使節
一先刻之書面者不得其意候、右樣之譯にては迚も御國地は難立候、
爲彌
一勝手次第に可致候、尤此方より歸帆之儀不申付候、
使節
一四日に者御四人樣江御面會いたし度候

爲彌一先刻之書面決著之上は可レ致二面會一候得ども、左も無レ之ては面會致す間敷候、
使節一御書面之儀者、得と勘辨可レ仕候得共、何れにも御四人樣江致二面會一度候、
爲彌一右書面之趣決著無レ之ては、迚も面會無レ之候、
寅正月二日、中村爲彌ロシヤ船へ罷越候節對話、但御徒目付長坂半八郎御普請役御小人目付相越、
爲彌一一昨日者爲二元日之祝儀一肥前守左衞門尉初へ品々差贈り辱存候、
使節一聊之品差上候處、御叮嚀之御挨拶痛入候、
爲彌一此品聊ながら自分ゟ年玉に差遣候、
使節一肥前守樣左衞門尉樣爲二年始一可レ致二參上一候處、上陸不レ仕候得者難レ罷出一依レ之手札二枚差上候、
爲彌一此間書面預り歸り、肥前守左衞門尉篤と致二一覽一候處、右者全く見越之儀にて、たとへて申候へば、未だ花も咲不レ申木江、實を結候節之約束を致候同樣にて、當時更に難二相用一書面に候間相返し候、
使節一書面之趣御兩使にて御決著不二相成一候は、不レ得二其意一事に候、御兩使者重き御役人之儀、何事に不レ依御對談可二相成一は勿論ニ可レ有レ之、一昨日も申候通、政府ゟ之書翰は、通信通商之儀、一ト通申述、此書面は右に付て之事柄を委敷致二陳述一候儀ニ有レ之候間、此ヶ條ハ當節御決著、是々之ヶ條者御老中方江御申上之上、御沙汰被レ申樣ニ御挨拶有レ之度候、
爲彌一通信通商之取扱さへ無レ之候處、右ニ付て之委細之條目を前以取極候事、いかにして出來可レ申哉、通信通商有無之取扱出來候節ニ至リ、差出し相當之事ニ候、
使節一右書面之振合を以、通商御免可二相成一哉、又ハ右之趣意ハ迚も不二相成一哉之譯承リ度候、三五年相立候後、通商御免候とも、唐紅毛之振合ニテ者何分望ミ無レ之候、
爲彌一唯今口上之趣者、委細肥前守左衞門尉へ可二申聞一候、併書面者先相返シ申候、

使節一明後日迄御預リ置被レ下度候、
爲彌一拙者一存を以預リ候書面ニ、〇此間恐有二脫字一兎も角も一先相返し候、
使節一御受取無レ之ニおゐては、此書面持參、直ニ當表出帆、江戸江罷越可レ申候、
爲彌一右樣詞を盡し申談候儀を不二取用一出帆可レ致との儀ニ候ハヾ、不レ致二差圖一候得共、出帆者勝手次第、併出帆と申聞候も、全く僞ニ可レ有レ之、實ニ致二出帆之儀一ニ候ハヾ、描者寸分も此座を動き不レ申何れ迄も此船ニテ同伴可レ致候、
使節一書面御請取難成候ハヾ、別段御老中方へ差上度書面有レ之候、
爲彌一唯今相返し可レ申と談じ候書面不二受取一故、直ニ書面可二差出一趣者不相當ニテ難二受取一候、
使節一最前之書面御受取ニ不二相成一上者、致し方無レ之候間、別段封置書面差上候間、封之儘御兩使ゟ御老中方江御上ゲ被レ下度候、此論中、十二月晦日差出し候書面ハ、差戻し候儀ニ御座候、
爲彌一封之儘ニ候ハヾ、其段兩人ニ可二申聞一候、〇略　〇中略

同六日前同斷〇中略

使節一每度申述候通、境を定め候と交易を通じ候との兩條、一同に御取極に無レ之候て者、貴國之御爲にも不レ可レ然事に候、
爲彌一今日被二申聞一候趣罷歸り兩人江可二申聞一候、扱近日出帆も致し候に付ては、御料理被レ下候間明日罷出候樣存候、
使節一忝存候、明日九ツ時頃より可二罷出一候、〇下略

〔御用留〕北蝦夷地見分仕、御國疆見込之場所取調候趣、左に申上候、

北蝦夷地之義は、往古松前家所屬と申迄に而、更に取締等も無レ之、其儘に差置候由之處、同所夷人と、本蝦夷地宗谷夷人ごもと、互に往來交易等致し來り、其後山旦產物錦虫巢玉其外鷲羽海豹等

之皮類、宗谷江持渡り、米酒鐵器烟艸等に引替差遣候得ども、

朱書同島北邊奥地等に住居いたし候ヲロツコスメレンクロニクフンロモウ人と唱候種族之夷人ども、山旦人と交易致し候品、同所南之方部落住居之夷人と貿易致し候を、右南部之夷人、宗谷江持渡り候品々、米酒其外に引替候處、其後追々山丹人も南部江船を進め、南部唐太夷人と交易致し候樣相成候由、

別段人別等取調候義も無之哉に相聞、其後安永六酉年頃、松前家藩士新井田隆助と申者、初て同島江渡海仕、其南部之地を檢査致し候由、

公邊より初て見分として渡海被仰付候は、天明五巳年、蝦夷地總體警衞向被仰出、夫々御取調有之、同年魯西亞人ウルツプ島江渡來仕、エトロフ島に越年いたし候義有之候、

翌酉年、大石逸平と申もの、唐太島見分として差遣され候得ども、其節別段御取締も相立不申候哉之趣、其後山靼人とも、狡猾之所業に募り、蠢愚之夷民ども江、聊の品貸與へ、翌年に至り、勘定不足いたし候得ば、爲債負子方を滿州地江連行、夫々奴僕等に相渡候義、次第に超過し、追々人別等も相減じ、殊之外及難澁候に付、唐太島乙名ども宗谷江相渡、交易筋取扱、夷人ども撫育は勿論諸事進退を請度旨歎願いたし候折柄、寛政元酉年夏、唐太島西岸ショウニと申處へ、俄羅斯船渡來、海底之淺深を量り、其上亂妨之事ども有之、又クナシリ島江も相越、擾亂にも及候義、公聽にも達し、難捨置、旁唐太乙名ども之愁訴を許し、家士高橋清左衞門といふ者を遣して、初て漁場相開き、交易所取建、西部コタンウトルより東部シレトコ邊迄巡見いたし、クシユンコタン江運上家補理、最寄夷人ども召集め、漁業稼方に應じ、撫育の品相與へ、西地トコンポ江も番家取建、是亦同樣世話爲致候に付、同島之ものども信服いたし、奥地之夷人ども、追々兩所江相集り候樣罷成、且山旦江爲質召連られ候惡風も薄らぎ候故、益松前家を尊信仕、以來南寄之地は、盡く同家所屬に相

成、毎年爲見廻領主家來渡海致し、漁業等は町人ども爲請負候趣、乍然東西奥地何れ迄領分と申定も無之、前文兩所江夷人ども蟻集致し、相稼候ものども、其働方に應じ、米穀酒たばこ衣服等相與へ、其地江不來もの江は、別段養育方心附候義も無之、商家之手に任せ置候故、追々仕法も相崩れ、又々蝦夷人ども山旦夷人より品物借請、當座之用を辨じ候樣相成、債之ため子弟連行候得共、强而相制し候義も行屆兼候處、文化度、上地以來、舊弊御改革有之、夷人共私之交易御制禁相成、且是迄爲債負被連行候者共は、償之品被差遣、追々御取戻に相成候哉之趣、且御直捌中も、奥地之儀は、何れ之地を御國疆と申事も御治定相成不申、其上御警衞向は、宗谷砂利限りに而、唐太は全く夷人撫育、漁業其外私領中之仕來を御取捨有之候迄之儀に相聞、其後復領被仰付、諸書物松前奉行より引渡候節も、別段御國疆之儀は、御沙汰無之候趣にて、○中略其頃公邊御處置之振合に相準、諸事取扱、以來勤番人數御屆致し、夏分山丹交易相濟候迄相詰、西部はホロコタン迄人別取調、○中略東部はフヌフ迄是又人別增減等取調いたし、夷人ども運上家之進退に從ひ候樣、追々敎諭仕候趣、○中略

右ホロコタンよりフヌプ迄、文政度御戻地以來、前文之通取扱、尙又近年に至り、仕法相立、毎年爲年貢乙名ども狛皮拾枚づゝ、外小使土產取と相唱候役夷人より五枚づゝ、平蝦夷人軒別壹枚づつ相納、其外別段水豹皮四拾枚、總夷人どもより割合爲差出候由、尤爲勵狛皮壹枚に付、淸酒壹升水豹皮四拾枚に而、同貳斗づゝ、手當いたし候由、

北蝦夷地風俗生產幷是迄御撫育之沿革、凡右之通御座候、○中略

一前文御撫育之沿革、夷種風俗地形等を以、御國疆分界合考仕候處、フヌプ、ホロコタン迄は、撫育を加へ、其上年貢相收、夫より奥地は、人數風俗言語等も相分り○相分り下恐脫兼字候義に而、殊更同所邊より先に至り候而は、別而沍寒窮陰之地に而、五穀其外相熟し可申土地柄にも無之、たとゐ

如何樣に手廣に相成候とも、御備向御手薄に被差置候而は、後來之御禍患難計、只今之御時勢、此度見分仕候所に而は、本蝦夷地之方、寸時も御油斷相成間敷、右御警衞御敎育を以御急務と被爲成候方、御相當之御手順と奉存候、無左候而は、御國體に觸れ候義も可有之哉と、甚以恐懼至極に奉存候得共、本蝦夷地只今之姿に被差置、萬々一昨秋クシユンコタン江構候如きの建物等出來仕、外夷ども移住致候ては、唐太地之御警衞有無を不論、又御國境當不當に不拘、御萬全之義何とも難申上、左候得ば、唐太地之義は、暫く權威を以、假之御備有之、是迄松前家介抱致し來候限を以、御國域と御見切、尤フヌフ、ホロコタン共に島境御取締等可相成地形にも無之、夫より北之方東西五十度以上之所に御取締宜地嶮も無之、殊更國郡を割き候と違ひ、纔之水脈等を以分界致し候而已に而、外國人と朝暮出會候樣罷成候而は不可然、何樣峻嶺絕壁等之地にて、假令土壤聯接いたし居候とも、容易に往來難相成所を以御定に相成、且是迄と違ひ、御國境聢と御取極有之候上は、假にも夫々御經畫有之、追々外夷窺覦之念慮を斷候樣、御施設無之候而は、却而萬國之侮を招き、一國去候得ば、又一國窺ひ候勢に相成、詰り御國威にも拘り可申哉に付、先差當り御手配相屆候場合に付、勘辨仕候處、第一之御儀と奉存候間、前文之通、トツソコタンウトル之義は、東西之絕嶮、南北之分界、海陸とも通路不用由、天然之界疆と相見へ、且同所より北之方に至り候而は、右難所を隔居候に付、緩急に應じ、手配致候儀は勿論、平生共夷人撫育之品差贈り候義にも差支、殊に西地之方、秋より末は海上浪荒に而、蝦夷船に而も岸近く乘寄候儀相成難き旨、從來同島案內之ものども申居候間、右トツソコタンウトル之嶮岨を以、北陲之藩籬と御見居有之、又西地ライチシカより拾三里程南にて、クシユンナイより東地マアヌイ江通路も相成候、此所トツワより四里程南に付、同所邊地理相撰、會所陣屋兼候場所取建、夷人敎育は勿論、漁業場相開、撫育品相廻し、番兵等をも備へ置候はゞ、東西聲援も相通じ、

前後相助け候儀も行屆可申哉に奉存候、

一右トツソコタンウトルより先々は、全餘地同樣之御見込にて、文政度ウルツプ島之御振合に相成、雙方領分之合に間地を設置候はゞ、居民相接し、時々出會等之御掛念も有之間敷、左候得ば、フヌプウシヨロ、ホロコタン邊に住居致來候蝦夷は、追々トツソコタンウトルより、南江轉住爲致、同所より北手東地タラヒカ西地ホロコタン迄之地方、是迄蝦夷人住居致し來候丈け、此方より出稼漁獵之場と定め、其先夫々之地は、外國人出稼之場と定、雙方とも出張漁場を以、境を接し候樣相成、右漁獵時節、夏秋之間は爲取締役人番人とも差添出張、時々見廻り等爲致候はゞ、後日之混雜も出來仕間敷哉、右之通に御經界相立、蝦夷轉住爲致候得ば、常々敎化撫育にも差支無之、且は新建之會所、程近にも候得ば、老幼之もの迄、相應之手業も相授け置候儀に、諸事辨利も宜敷、旁以兩所之天險地勢に隨ひ、夫々御施設有之候方哉と奉存候、固より右に而御萬全之御取締とは、難申上奉存候得共、先般長崎表應接之趣も有之、其上本蝦夷地之方、片時も御捨置難相成、夫是斟酌仕、別紙繪圖面懸け紙仕申上候、乍去右は全く卽今之御時勢、不得止之御場合より見定申上候義に而、乍恐私ども愚存におゐても、前文申上候通り、御十分之御儀とは難申上奉存候間、此後とも、彼國使節之者より、御催促樣之義有之、御捨置難相成節は、不及是非、尤も無之候はゞ、已に薪水其外御和熟之御扱に相成候上は、御國境御約定之儀は、可成丈け御猶豫被成置、本蝦夷地南方より御手始にて、御敎育御備筋とも今一段御手厚に相成候樣仕度、其中タラヒカ、ホロコタンより奧地江、追々御德化に歸嚮仕候上は、又々御辭柄御策略とも可有之哉に奉存候、依之此段申上置候、以上、〇中略

以上、

寅〇安政元年月日

堀織部

覺

分界之儀は不相定、仕來之通と條約取極候上は、先づ分界に不拘、トツソコタンウィトルは東西之絕嶮之趣に付、右之手前西地クシユンナイより東地マアヌイ江通路相開、右兩所江陣屋兼會所取建、番兵差置、夷人教育致候儀等、見込之趣を以取計、尙永續之仕法取調可被相伺候、尤其餘之儀は、追々差圖も相濟、風土形勢等被申開候趣は、承置候事、

村垣與三郎

河津三郎太郎
青山金左衛門
青山彌惣右衛門
織部
猪俣英次郎
與三郎
鈴木孫四郎
安間純之進
上川傳一郎
矢口清三郎
平山謙次郎

〔有所不爲齋雜錄十五〕日本政府ノ全權筒井肥前守樣川路左衛門尉樣魯下ヘ

魯西亞全權ノ命ニ依テ、筒井肥前守樣川路左衛門尉樣ヘ左之通申上候、

一魯西亞全權、日本政府全權ノ御方ト、今度會議ノ爲、日本人居住ノ場所ニ付要用ノ掛合有之候、且又日本ニ於テ、亞墨利加人ヘ御許容相成候規定承知仕候、

一右掛合ニテハ、境界ヲ相定候儀、容易ニ可有之奉存候、猶日本ニハ、諸國ニ御許容ニモ可相成諸規定ハ、魯西亞人民ニモ同樣可有之儀ハ日本全權ノ御方ヨリ、慥成御書面ニテ疑念不仕候處ヨリ魯西亞ノケレイグスボストヲ備ヘ置ク場所ヲ模樣ニヨリ、暫時アニワ港ヲ引拂ワセ申候、

全權新ニ存寄候事有之ニ付、先頃相極置候時節ニハ、アニワ港ニ罷越候儀ハ計リ難ク、尤長崎ニテ書面ヲ以申上候通、最後會議ノ爲ニテ江府近港ニ罷越可申旨全權申上候、

船將次官ポスシエト

曆數一千八百五十四年第五月三十日和蘭六月十一日ハカトマレニヲイテ

嘉永七年寅五月十六日

右之通文意和解仕候、以上、

寅〇安政元年六月

〔有所不爲齋雜錄十五〕魯西亞船將次官ヨリ差出候書翰和解

名村五八郎印

箕作阮甫

日本政堂ノ全權大臣筒井肥前守樣川路左衛門尉樣ヘ、

俄羅斯全權官ノ命ヲ奉ジテ、筒井肥前守樣川路左衛門尉樣ヘ、

方今、俄羅斯、日本兩國全權會議ノ內約定ヲ爲スタメ、日本人ノ來リ居タル土地ニテ、俄羅斯全權官切要ナル告報ヲ得タリ、又俄羅斯全權官日本ニハ、亞墨利加ヘ許容セラレタル恩典ノ箇條ヲモ聞知レリ、

告報ニ因テ推量スルニ、我ガ疆界ヲ定ムル處置モ、容易ク成就スベキヲ察シ、且二全權ノ書付ヲ以テ約定セラレシ所ニ本ヅキテ、少シモ疑フ所ナク、日本ニテ彼是ノ國人ニ許容アル恩典ノ箇條ハ、俄羅斯モ同ジク推シ及サレンコトヲ知レリ、是ヲ以テ俄羅斯ノ陣營ハ、先ヅアニユワ港ヨリ退キ去シメタリ、

又俄羅斯全權官新ニ自ラ取定メタル事件ノタメ、漸々ニ兼テ期シタル時日ニ及テ、アニユワ港ニ來ラントス、且內約定ノ事ヲ開クガタメ、長崎ニテ書札ヲ贈レルユヘ、江都ノ近傍ナル一港ニ到ラントスルヲ、日本全權ニ告白ス、

一千八百五十四年五月三十日ハカトマレニテ

カピテンインロイテナント、ポッシート

〔有所不爲齋雜錄十五〕アニワ港ニ罷在候日本老官ヘ差出候書翰和解

譯人同上

箕作阮甫

上官ノ命ニテ此地ヲ去ルニ及ビテ、我ト交レル日本人及アイノス人ニ謝スベキハ、其人輩、俄羅斯人ニ對シテ、親切ニ交リ、且種々ノ勤勞ヲ爲シ、又我等八ケ月ノ間、ハカトマレノ地ニ滯留セシトキ、諸切須ノ物ヲ備ヘタレバナリ、

此陣營幾許年月ノ間相除カルベク、又何レノ處ヘ移サルベキヨシハ、上官ノ心ニ係レリ、但シ我等此地ヲ退キ去ルトモ、日本人ヨリ、アイノスニ對シ、又アイノスヨリ日本人ニ對シテ、互ニ愁訴スル聲ヲ聞クコトナカルベシ、日本人ハ禮儀風俗大ニ開ケタル國ナレバ、自然ニ我俄羅斯ノ爲ニ切用ニシテ、海ヲ渡レバ前導ヲ爲シ、家ヲ築ケバ工匠トナリ、梶手トナル等ノ功勞アル、アイノスニ對シ、無道不和ノ事ヲ言ヒ出スコトナカルベシ、若シ此贏弱ノ民ニ對シ、殘虐ノ擧動アラバ、ハカトマレニ冬ヲ涉リタル俄羅斯人ニ對シ、非道ノ交ヲ爲スト異ナルコトナカルベシ、

カピテイン、ロイテナント、ポスシート

直筆ヲ以テ譯ス

一千八百五十四年五月三十一日六月十二日ハカトマレニテ

兵營ノ總兵官マヨルブースセ

〔御用留〕北蝦夷地御直捌之儀ニ付申上候書付

竹內下野守

印堀織部正

村垣與三郎

此程御屆申上候通、北蝦夷島々奧地江、魯西亞人相越移住仕候上は、猶更一日も御差置難相成候に付、兼而伺濟之通、東西地江御取締之ため、番家御取建相成、土人撫育品相廻し、且先般御書取を以被仰渡候趣も御座候間、可成丈人數相增候樣仕度、精々勘考仕候處、每々申上候通、同島奧地は、是迄廻浦之節も、數拾里野宿仕候程之義に付、此末屢見廻り仕候には、止宿所等も數十ケ所御取建相成、海岸搔送船其外とも、差當り夫々御手配無之內は、人數引移候義も差支、旁莫大之御用途にも罷成候義に付、別段御入用御下無之候ては、御經畫筋其外とも、急速之手配行屆兼候に付、兼而伺濟之趣に基き、御收納金之數に應じ、漸々に取計候より外無之候旨、此程申上候處、いまだ何とも御沙汰無之、然處當表之儀は、東西地幷島々とも數百里總括仕、剩外國船入津御差許相成候義に付、御臺場大炮大艦は勿論、御役所向迄も嚴重に相整不申候而は、外國江の御威令は申迄も無之、僻遠之離島江分布いたし、差遣候もの共本源御手薄に而は別而顧慮仕候者、必然之義に付、是非とも莫大之御下金有之、速に御成功相成候樣仕度、夫是斟酌仕候處、口々無數之御入用に付、可成丈相減、同島之義も御趣意相貫き、御實備罷成候樣、精々評議を盡し、討論仕候處、外國接境之地に付、外場所同樣請負人江爲任置候ては、名目も如何に相聞候間、是迄東地シレトコ岬より、西地ノタサン迄、海岸里程凡百二十里程は、漁業仕、會所番屋等も有之番人相詰候に付、其儘差置、夫江奧地之分東西とも御直捌に仕、新規漁場相開、越後國蒲原郡井栗村大庄屋辨之助と申もの、昨丑年申上置御用取扱申付當春以來箱館表江罷下り、自分入用を以、人々引移、在々村方開墾筋之

儀は勿論、品々爲取扱候處、篤實之人物にて、御用辨にも罷成、市在之もの迄信服致し候程之者にて、北蝦夷地漁業等、兼而見込も申立候に付、右之もの差配人申付、越後表ゟ漁業巧者にて寒氣に相馴候強壯之者來春早々爲引移、東西地番家休泊所は勿論、撫育品相廻し、山川新道切開等迄、都而御入用を以爲取計、右入費は、漁業物産等にて爲仕埋、三ヶ年も相試み、其模樣に寄出産高之內十分一に冥加爲相收候積り申諭候處、當節之御場合、深相辨、一己之力にて御用柄行屆兼候義も御座候はゞ、同志之者申合、相諭候廉々引請、精々骨折相勤可申、差向人數も百人程相移候樣可仕旨申立候間、其段伺之上可申渡候處、格別御爲筋にも罷成、且は差急ぎ手配爲致不申候ては、來春間に合兼候に付、同人見込之趣ごも、右之段夫々申渡候、且又西地幷北蝦夷地諸產物は、松前表にて船改、其外都而是迄之通取扱候樣被仰渡候得共、御直捌場所諸御仕入品は勿論、右產物等迄、私領にて爲相改候も不相當之義に有之、其上新規取開候漁場ゟ出產之品に付、松前伊豆守方迄之收納高に差響き候義も無之候間、箱館表において諸事取扱候積り、是亦夫々江申渡候、依之新規取開候漁場其外奄繪圖相添、此段申上候、以上、

辰〇安政三年　月〇略中

前同斷　伊達林右衞門
　　栖原六右衞門　江

被仰渡候案

申渡

北蝦夷近邊島々、其外奥地江、魯西亞人追々相越居趣に付、奥地江人數相增、御取締無之ては難相成間、其方ども從來漁業致し來ル場所、東シレトコより西ノタサン迄は、是迄之通請負申付置、夫より奥地之分は、異國接境之場所に付、御直捌に相成、御取締向は勿論、新規物產幷漁場等御取開

伊達林右衞門
栖原六右衞門　江

相成、御國之もの多人數御引移有之、土人御撫育被成遣候に付、其旨相心得、其方共請負漁場江も、可成丈人數相增、此上とも土人撫育方等も彌出精一段行屆候樣可致、且奥地住居之土人は、御直捌場所におゐて可被召遣筈なれごも、是迄漁業中は、呼集ル趣に付、其段は場所詰役々江申立、雙方無差支樣致べし、〇略中

右之趣、證文申付ル、

〔外國雜件五〕北蝦夷地ナヱヨロ邊江滯留之魯人一先退去之積に相成、同所引拂、クシユンナイ江罷移り候義に付、御屆申上候書付、

堀織部正〇利熙

北蝦夷地西浦ナヱヨロ邊江、六月十四日、魯人渡來、追々假小屋等取建滯留罷在候に付、ヱンルモコマフ詰合之下役同心爲見屆差遣、一應國名來意等爲承糺候處、國名魯西亞、船號アメリカ、船將ロタノスケ、此度國命を奉じ、日本國と魯西亞國と之境を定めんため渡來致し、其段は方今乘來候蒸氣船を以、長崎表江罷越、國王より書翰を呈し候積申開候由應接之始末、私廻浦先江屆出候に付、卽刻爲取扱猶再應接之、大意申含、支配調役並佐藤桃太郎差向、私儀も引續ヱンルモコマフ邊迄出張、時宜に寄臨機之取計も可仕、猶委細之儀は取調之上可申上旨、先達而御屆申上置候處、右桃太郎儀、同廿八日ナヱヨロ江著、然處ロタノスケ儀は、東浦マアヌイミ方江參居、同所へ十字形之杭木取建有之、（是は居小屋取建候地所之印にも可有之哉、是より先クシユンナイ江も同樣杭木取建尙ライチシカ江も罷越同所江も建家之目論見有之候趣に相聞、何れにもクシユンナイ、マアヌイを以、國境と定めたき樣子に相見へ候よし、）無程歸來候處、先年クシユンコタン在留中、當ナヱヨロ幷クシユンナイマアヌイ共見廻り、土地之樣子繪圖に相仕立、書翰を添而申立候處、此度改而當島江罷越、各所江居小屋取建、在留可致旨、王命を受て致渡來候之趣相答候に付、被申聞候旨趣、一通り相分り候得共、前以懸合も無之當所江在留被致候而は、差

支之儀も有之、甚致迷惑候、其譯ハ、當島之儀ハ、貴國と日本國と之境を分たず、是迄仕來之通と條約にも有之、是日本において、當ナヱヨロは勿論、猶先々迄も時々役人見廻り、土人ども撫育致來候處、此度當所江無沙汰に居小屋取建滯留被致候而は、仕來之通と之條約面にも相觸れ候哉に被存候、心得方承度旨、申聞候處、當時フランス、イギリス、アメリカ等之ものども、何方に不限、土地を見立、居小屋を取建候風習に有之候處、當所之儀ハ、我等先年見廻候節、和人も不居候間、其通り國王江申立候處、此度當所江可罷越旨命令有之候儀に而、尚追々大船幷人數等も可致渡來候得共、右等之多少は勿論、貴國と魯西亞國と之懸合は何樣に有之候哉、都而我等共之知らざる事に候趣相答候に付、フランス、イギリス、アメリカ等之もの、土地を見立、居小屋を取建候風習に付、右樣之儀無之樣王命に仍而、當所江滯留被致候意味と相聞、貴國と日本國と之境を分たざる土地に付、一應尤にも相聞候得共、最前より申聞候通り、仕來之通と條約にも有之、與地迄も日本に而役人見廻り、土人共撫育致來候場所に付、若イギリス、フランス、アメリカ之もの渡來滯在いたし候はゞ、日本よりも急度可及懸合、其方よりも其節懸合振も可有之事と存候、尤信義ある貴國に於ては、仕來之外、新規之事業に而、當所江滯留被致候樣なる儀は、前以打合熟談之上に可被致と被存候處、此度之儀ハ、案外之事に而、當島詰役々我等共甚致迷惑候儀に付、何れにも熟談相整候上に可被致旨申聞候處、當所江罷越、居小屋取建在留之儀ハ、國命なれば無據趣には候得共、此方に而も君命を請ざる取扱は不致しがたき之趣相答候に付、國命なれば無據趣には候得共、此方に而も君命を請ざる取扱は不致しがたきは同前に而、何れにも和親之國は、互に都合よろしき樣、夫々熟談相整候上、手を下し候はゞ順路之運びに而、萬端行屆、於奉行も差拒候儀も無之、我等共も取扱いたしよく、互に快く折合候事に可相成候間、此度之儀は勿論、以來共新規之儀ハ何事によらず打合有之候樣致度、此段は急度及所置候旨申聞候處、當島之手配のみ命令を受候迄之儀に付、貴國江懸合等之儀ハ、我等共之あづか

らざる事にて、何共難申事に候趣相答候に付、（最前應接仕候下役待より）當所江被致逗留候儀ハ、被乘參候蒸氣船を長崎表江相廻し、貴國之王より書翰を被送候積に有之候趣、先日被申聞候に付、右之趣夫江申立候處、只今之口上に而は、右懸合之有無は何共知れざる趣に而は、不都合之儀に有之候旨申聞候處、夫等之事ハ、互之言語聊と不相通候に付、間違候事に可有之、乘來候蒸氣ハ、魯西亞本國江罷歸候趣相答候に付、最前より及懸合候儀ハ、我等一分之趣意に無之、此節箱館奉行當所近邊迄爲巡視、罷越居候に付、先日下役共江被申聞候儀、一應申聞候處、此段御通達可致旨被申付候に付、拙者共罷越候事に候、今日之始末、尚又奉行江可申聞候間、左樣承知可被致旨、桃太郎より申聞置、右應接之始末、私廻浦先トンナイ（エンルモコマフトモ云、トンナイは小名に御座候、エンルモコマフは總江）屆出候ニ付、猶又勘辨仕、再々應接之旨意申遣候處、ナヱヨロに於ては、彼頻りに懇信之體を顯し、屢桃太郎罷在候、假出張所江致尋問に付、當方に而も程克扱ひ、種々折合方勘辨取計、何れにも退去之儀を可申諭手段專らに罷在候之處、同人始下役以下之者共迄、品々送越候間、右差戻方之儀に付、談判之意味、下役共江申含め、○註　差戻候得共、彼等中々容易に會得も不致候趣之處、猶精々申諭、心長に及示談候得ば、意味了解、安心いたし候趣申聞、品物は快く戻し受け、加之互に意中打割り熟和いたし候に付而は、我等之逗留も嘸々迷惑可被致候得者、各方も安心之ため、一先引拂可申哉抔噂話致し候趣に而、殊之外談判折合候由之處、折よく私より再度申遣候應接之旨趣、文通相達候に付、即刻爲應接可罷越旨申遣置、彼等假小屋江罷越、昨日は好意を以品々被差送候處、其儘相返候儀は、全く好意をもだし候譯には無之、受納致がたき、規則有之候に付、右等打割り、下役共より及懸合候處、互之趣意了解、却而安心致され、快く戻し受られ候儀、我等におゐても安心致し候旨、申聞候處、追々御申聞之意味、篤と會得いたし、互に信實珍重之事に候趣相答候に付、就而は其許儀、近々當所を被引拂、クシュンナイ江逗留尚貴國之船使次第、一先退散被致候哉之旨縷々噂之由、下役

共より申聞候、彌以實事に候はゞ、其旨奉行江申聞、江戸表江も申立、以後之儀ハ互に打合熟談之上に可レ被レ致儀と被レ存候間、取扱もいたしよく、一入安心致し候旨申聞候處、當所引拂は、明日にも と存候得共、風波之模樣に寄、碇と差定がたく、何れにも兩三日中クシュンナイ江引移り、其上自國之船便次第退去致し、王都に至り、委細申立候積、其餘之儀は命令により明春渡來可レ致歟、明後年に可レ相成歟、又は餘人江被レ申付レ候歟、何事も國命次第に而我等にも知れがたく、碇と差極め難き趣相答候、○中略

巳○四年安政　七月

〔開港起原〕箱館奉行申上候蝦夷地境界差極トシテ議仕候趣申上候書付、

去月○年七月安政四廿七日評議致シ可レ申上旨被仰渡候、陸滯留ノ儀ニ付、御書取寫其外書類ドモ、川路左衞門尉等ヨリ差越、一覽仕候處、蝦夷地境界差極トシテ、魯西亞國ヨリ長崎表へ書簡可レ差出儀ニ付、評趣評議致シ可レ申上旨被仰渡候、

井上信濃守　中村出羽守

此儀、蝦夷地境界ノ儀ハ、魯國條約第二ケ條ニ、カラフト島ニ至リテハ、日本國ト魯西亞國トノ間ニ於テ、界ヲ分タズ、是迄仕來ノ通タルベシト有之上ハ、今更如何樣ノ儀申出候トモ、御取用無之方可レ然哉ニ候へ共、去辰年○三年安政本條約爲取替トシテ下田港へ同國使節渡來ノ節、噂ノ趣ニテハ、三ケ月ノ内ニハ同港へ官吏可レ差越由ニテ、既ニ假館舍等ノ掛合モ有之候處、其後只今以テ渡來不仕、私共推考仕候處ニテハ、官吏差置候上ハ、日本へ對シ候掛合向ハ、都テ在住ノ官吏引受候由、西洋各國習風ノ趣ニ付、彼於本國ハ兼テ今般使節可レ差越内含有之官吏不レ差越レ

儀ニテ、其上假條約相濟候後、彼國帝代替リニ相成候ヨリ、タトヒ條約ハ相濟候トモ、國界ヲ不レ定置レ段ハ、不都合トノ存意等有之、右廉猶改テ書簡ヲ以テ申立候儀ニモ可レ有レ之哉、依レ之掛辨仕候處、元來北蝦夷地ノ儀ハ、不毛曠漠ノ地、僅ニ土人共各處ニ散棲致シ居候迄ニテ、一郡一鄉ノ名目トテモ無レ之、殊ニ何レモ便利ニ從ヒ、東西ニ轉移致シ、住所不定ノ由ニモ不レ承候間、彼我所有ノ地方モ相決申間敷、殊ニ漸々相開ケ候ニ隨ヒ、彼國ヨリモ必多人數引移可レ申哉ニテ、既ニ今般北蝦夷地ナヨロ海岸へ、魯西亞人拾七人上陸假小屋體ノモノ五軒取建候由、同所ハ五拾度ヲ打越、遙ニ蝦夷地ノ方へ寄リ、日本人種ノ不レ達場所迄罷越候儀ニテ、去ル寅年、於レ長崎表一役役應接ノ次第モ有レ之候處、無沙汰ニ右體ノ所置ヲ施シ候ハ、不相當ニ有レ之、此儘經界不レ被レ差定候ハヾ、異種人交リ、猶界ヲ紛シ候樣成行可レ申ハ必然ノ理、且是迄私共外國人共へ引會候節、一分ヲ與へ候へバ、必ズ二分ヲ望ミ、三分ヲ許候へバ、五分ヲ希ヒ、謙退損讓ノ意ハ更ニ無レ之、實ニ貪慾無涯ノモノ共ニ付、今般彼ヨリ願出候機會ヲ不レ外、土地ノ形勢、後來ノ利害等篤ト熟察ノ上、疆域ヲ御定被レ成候方、方今彼地ノ急務ト奉レ存候、尤モ右境域定盡ノ儀ハ、箱館奉行等見込モ可レ有レ之候へ共、最前條約取極候節ノ引會モ可レ有レ之候間、初發長崎表ニテ引合候御役人ノ内出張ノ上、取調方被レ仰渡レ可レ然哉ト奉レ存候、右評議仕候趣書面ノ通御座候、依レ之此段申上候、以上、

巳八月

〔應接〕未○六年安政七月廿三日品川沖碇泊之於魯西亞船但馬守、右京亮同國使節ムラフイヨウ江對話之趣左之通、

挨拶畢而

使節一私今般御當國江渡來之意可レ申上候、尤相和して御談判仕度奉存候間船中有合之品入御覽、私も御相伴可レ仕候、

一同　兩國和親交易之條約ハ、既ニ取結、今般右本書爲ニ取替之場合ニ至リ候得共、大切之事件未だ其儘差置有之候、

一同　和親之條約ハ既ニ相濟候得ども、重大之事件未だ不ニ取極一、其儘有之候、サカリーン（北蝦夷之儀有之候）之內、ヱニワ港江年來日本漁業之者居住罷在候處、此度自國と支那と境界の條約取結、アムール河（黑龍江之儀有之候）ハ旨意有之候て、魯西亞領と相成、元來サガリーンはアムールも同儀にて、アムール河魯西亞領ニ相成候上ハ、サガリーンも同樣之儀ニ有之段、支那と條約取結申候、

一（但馬、右京、）被ニ申立一候趣ハ承ル、然處北蝦夷地之儀ニ付ては、於ニ此方一も舊來申傳等も品々談判之筋有之候、今日自分ども罷越候ハ、其許重大之事件にて、遠海渡來上陸之上、對話可レ及筈之處、宿寺等之手當其外整兼、徒ニ時日を送り、迷惑之趣於ニ自分共一も不ニ本意一ニ付、素ゟ重事談判として罷越候處、不ニ存寄一種々饗應ニ預リ、初て之面會にて右被ニ申立一之趣意、逸々及ニ應答一候得ども、折角饗應之懇志も如何にて、殊更今日ハ海路手間取、乘船遲く相成、最早晩景ニ至リ、猶此上談判之趣ハ、一夕ニ難ニ相決一、何れにも再度可レ及ニ面議一候儀候得ども、今日ハ只其許被ニ申立一候事承り候迄にて再會之節、猶又其議ニ渉リ、地圖等をも持參候て、夫々可レ及ニ談判一候、

一使節上陸宿所等にて、重大之事件其儘差置、空敷時日を送り候儀ハ、甚迷惑致候ニ付、今日之御來臨、強て相賴候得バ、一應渡來之趣意入ニ御聽一置候儀ニ有之、就てハ幾日ニ御再會被レ下候哉、於ニ私一ハ明夕若くハ明後日御談判仕度候、〇中略

未七月廿六日、於ニ天德寺一但馬守、右京亮、魯國使節ムラフイヨウ江對話之趣左之通、

一應挨拶畢て

一（但馬、右京、）此度蝦夷地境界之事に付、船中にて一通り承り度候、

一（使節）此間委細申上候通、和親之條約爲ニ取替一候得共、其內大切のケ條取殘し有之候間、右を申上候、

一同　此間申上候サガリーン、アニワ港には、八ケ年以來御國人漁業致し居候、

一同　右島ハ名目二ツ有之島ハ一ツにて、名二ツ有之候、

一同　右名義二ツ有之候ども、島ハ一ツにて、百拾七年（延享年中ニ當ル）前ハ、魯西亞之所領、右以來支那との條約ニ、アムールは魯西亞領ニ相成候間、右領ニ相成、アムール、サガリーン同儀にて、支那との條約ニ隨ひ、アニワに陣營ヲ取建候ハ、千八百五十四年（則五ケ年前ニ有之）然る處、出張之人數少ク、何分警衛ニハ不ニ相成一故、プーチヤチン爲ニ引拂一、其後御國にて御取拂相成候、

一同　此度大勢を送り、其場所（江差置候）心得も有之、然る處、魯帝より支那幷御國も右境界を睦敷取極、其上にて人數差渡候積之命ニ候、

一（但、右、）未だ差置候儀にハ無之候

一使節　素ゟ差置候儀ニハ無之候

一同　右場所ハ、此度境を不ニ極候一てハ、外ニ此地を望候てハ不レ宜候間、兼て取極度所存にて、今般急速ニ取極度存候、

一（但、右、）申立之儀ハ夫迄ニ候哉

一使節　申上候儀、先ヅ是迄にて候、

一（但、右、）右被ニ申聞一候趣致ニ承知一候、右ハ往古ゟ此方にも證據證跡等も有之候儀にて、境界之儀ハ不ニ容易一、最前魯帝書翰にて被ニ申越一候隣好之儀も有之、互ニ徒ニ議論のみに渉候ては無益ニ付、此方存寄も十分ニ可ニ申談一候間、打解談判有之候樣致度存候、

一使節　素ゟ隣國故信義を失ひ候段ハ無之、今般國帝より被ニ申付一候、

一（但、右、）此度被ニ申立一候儀、篤と熟談にて取極申度候、

一使節　自國之益のみに無之、御國之爲をも存候儀にて、則隣國故、自他之差別にて、互ニ益相成候樣致

度候、
同 一聊之品ニハ候得ども、表ニ懇親候ため、先年大砲を差上候儀ニ御座候、
但、右、 一北蝦夷地之儀ハ、往古ゟ度々此方ゟ相渡候仕置等致し候事、國史にも相見候事ニ候、〇中略
使節 一元來サガリーンハ、魯國所有ニ候處、いつとなく支那人領し候ニ付、元之通ニ復し候樣、條約取結び候事ニ候、
但、右、 一右之證據有之候哉
朱書 此時、シイホルト人名 掠候地圖出し、是ハ歐羅巴の書物見掠候にハあらず、日本の書物を掠候儀ニ有之候、
但、右、 此圖、クシユンコタン迄を出し、跡不出候事、
一内地ニてハ、古代之風俗を變じ候事も有之候得共、唐太にてハ、却て日本の古風を存じ罷在候事ニ候、
同 一拙者どもは、實地見分不致故、是ニ罷在村垣淡路守、堀織部正廻島致し、實地能存じ罷在候間、右兩人より委く可承候、
使節 一いつ頃御見分ニ候哉
但、右、 一年限之事を申候儀ニハ無之、只實地見分致候故、相心得罷在候と申事にて候、
使節 一左候ハヾ相伺申度候
淡路守、織部正、 一先ヅ流をナイと唱ひ、島をシリと唱ひ、其場所と申事をコタン〇本作ニコタレ一と唱ひ、其類未だ有之事ニ候、
使節 一是ハアイノ之詞にて、日本之詞ニハ無御座候、
淡、織、 一右之詞、日本北部之詞ニ有之候、

使節 一千島にもアイノ詞有之、其言葉ハ何れにも有之候、
同 一只雙方ゟ證據を申立候計にてハ、事ハ不決候、唐太を其儘差置候てハ、外國ゟ其端々を取候故、
申上候事ニ候、
同 一敢て自國の益のみを申上候儀ニハ無之、外國ゟ取候てハ、雙方の害と相成候故、申上候事ニ候、
〇中略 但、右、 一段々申立候儀相聞候、兩國境之儀ハ、尚兩人篤と勘辨致し、其筋役人江も申談、尚可申入、其許にも尚勘辨致し可申聞候、先今日ハ是迄にて再會可申談候、
使節 一外のヶ條ニ候得バ勘辨可仕候得共、初ヶ條境界之儀ハ、外ニ勘辨無御座候、
同 一御再會ハ幾日ニ候哉
但、右、 一來月二日にてハ如何
使節 一其以前ニハ不相成候哉、
但、右、 一二日ニ候ハヾ只今治定致し候得共、其以前と申候得バ、廿九日ニ候得共、右ハ只今取極兼候間、明日治定可申入候、
使節 一致承知候
八月二日、於天德寺、但馬守、右京亮、魯西亞使節江對話之趣左之通、
一應挨拶畢て
但馬、右京、 一先日及談判候北地境界之儀、自國之益のみに無之、永世雙方之益を存候ハヾ、懇談之趣ニ付、得と可及談判候、
同 一本蝦夷地と北蝦夷地との間にて、境界を取極候との事、差支之ヶ條有之、何分先日被申聞候通リニハ不相成候、

同
一右之ヶ條可申述間可被承候第一ハ去ル丑年長崎ニ於て筒井肥前守川路左衞門尉其國使節
と談判之節幷其翌寅年下田にて村垣淡路守松本十郎兵衞初役々々と雙方應接談判致候節カ
ラフト之義ハ境界を分たず是迄有し如くと取極條約取結び候處此程申立られ候趣意にて
ハ魯西亞の全ク所有と成候姿ニ相成先年之條約ニ悖リ候譯ニ相當リ尤以不都合之事ニ候
使節
一右之一條ニ就てハ先日御列席之節御談判
但右
一天度五十度にて境界を定め候筈先年談判言を盡し候間別段御答ハ不仕候○略中
所領之趣申立候得共此方にても又全島所領之積古來ヨリ心得居併時勢之沿革も有之且寅年
下田にて之條約も有之候て右之所其許と相違之廉有之候間其儀を慮リ丑寅兩年談判之次
使節
第ニ基き最前も申述候儀ニ有之凡五十度を以東ハタライカ西ハホロコタンと取極可然候
同
一古書を以御談じ有之候得バ私方ニ於ても古書を以御答ニ可及候
一三厩ヨリ赤間關迄を日本四國九州を併しバヤバンと申候
但右
一互ニ古書を以論候得バ限りも無之論のみ候間其論ハ差置今和親の譯を以雙方歩み合前々
之通此度可取極と申入候事ニ候
使節
一左樣御談じ有之候得バ松前附屬之蝦夷も魯西亞所領と申上候得バ兼て申上候通海を境と
御定相成候事ニ被存候
但右
一素ヨリ左樣之譯ニ無之條約ニ境を分たずと有之別紙條約書有之候故右ニ基き申入候事ニ候
此方ヨリ其方之所領を奪候樣相成候儀ニハ無之候
朱書
此時魯西亞條約書差出し境界の所差示す
使節
一御警衞之儀ハ先日盡く申上置候
條約面ニ日本と魯西亞と境を分たず仕來之通と申儀ハ相分り候只今條約ニ御基きと有之

候得共兼て境を御取極御趣意有之候は當年函館にて竹内下野守御目附到著も有之候間カ
ラフト境界之儀談判出來候得バ引合致度被申入候得共コシケウヰツに於て談判難出來折
節其取極之爲高官之者渡來ニ付此度御談判として相越候
但右
一右故此度境界相定候間先刻申入候通五十度位にて境を取極和親を不失樣致度候
使節
一左候得バ端を改て申上候先日申上候ハ海を以境と申上候處只今御談ニハ雙方歩み合前々
を以境を取極候御談にて事ハ兩條ニ歸し申候
但右
一此方ニて全島と心得候得共格別懇親之譯を以半島と申入候事ニ有之候
使節
一右樣之御沙汰にては蝦夷を不殘ヲロシヤ領と申事と同樣之事ニ御座候
但右
一右樣申張候てハ和親ハ破れ候事ニ有之候
朱書
此時地圖差出ス
使節
一日本を黄色魯西亞同色ニ致し掛候得バ矢張魯西亞之所領と相成申候
同
一高橋作左衞門掛候日本地圖ニすら亞ニワ港僅ニ日本之附屬ニ相見候
但右
一其頃ハ日本鎖國の時分にて西洋各國之有之事も不存故右體之地圖掛候ものも有之候儀に
て右ハ市店之品にて取用不相成事ニ候則高橋作左衞門も不呉ニ付御仕置被仰付候
使節
一先日も種々申上候通リアニワ之日本漁業之もの立拂之儀ハ不申上サガリーン江不殘日本
之臣民被居候ても宜候右ハ懇親を以申上候儀ニ御座候○略中
黒川左仲
一拙者函館にてコンシュール江談判之節持其事情別段念頃ニ候處此度ハ政府ヨリ全權をも被
命格別之儀ニ候處其許之申のみを主張致し此方の差支且申入候儀更ニ聞入無之候てハ不
都合ハ申迄も無之右にては一向談判之趣意無之間能々勘考只々厚く談判有之候樣存候
使節
一右故先日申上候成否を伺候事ニ候處今日之御談判之廉私方にてハ差支有之御談判難出來

候、
（但、右）一カラフト警衛不行屆懸念にて、全島所有と致度と承り候ニ付、其段大君江申上、警衛厚く行屆候樣申談候處、右を一向聞入無之ては、談判出來がたき譯ニ候、
（使節）一私方ニてハ決心致居候儀ニて、サガリーン全島ハ魯西亞ニ屬し居候儀ニ決著仕居候條約境を分たずと有之候得バ、其儘御差置ニても宜敷存候、
（但、右）一其許ニて決心ニ候とも、此方ニてハ境を分たずと申廉有之候故、ホロコタンを境と申入候處、右にては和親を破り候と申ものにて、信義を結び候處無之相成申候、
（使節）一先日申上候三ヶ條御聞濟無之候てハ、條約之通堺を分たずと致し置候ても可然候、（略）中
（使節）一三ヶ條申立候儀御取用有之候得バ、重疊ニ候、若御取用無之候得バ、私ハ直ニ出船仕、境界之儀ハ條約之通ニ致し置、今般之次第柄政府ニ可申立候、尤今一日後會有之候ハヾ、其節成否を伺ひ可申候、
（但、右）一是迄條約之通致置候儀致承知候得ども、其許政府江被申立候樣ニてハ、取結候條約ニ境を分たず仕來之通と有之間、條約を信じ居候事ニ有之候、
（使節）一是迄の通境界なく致し居候得バ、警衛ハ南の人、北江行事も出來、北々南江行事出來致候事ニ有之候、
（同）一エトロフ江魯人立入事無之、ウルップ江ハ日本人參り候事無之、カラフトに至りてハ、境を分たずと有之候間、互に往來致し候事ニ候、
（朱書）此時先日申立候趣意を認候漢文書面差出得と見候樣申出候處、海にて境を取極候書面に付、一覽之上直に差戻ス、
（但、右）一左樣ニ候得バ、條約之通心得據置可被申候、

（同）一條約之通都て心得可申候
（使節）一條約之通御心得ニて、御再會ハ無之候哉、
（但、右）一右之通ニて再會別段不致候
右畢て、魯人引候事、

（朱書）〔應接〕十月（〇安政六年）三日夜久す古丹到來
未七月廿八日、下總守殿江原彌十郎を以織部正殿上ル、
（但馬守殿右京亮殿）但も一通、立田祿助を以淡路守上ル、

新、藤銀藏
力石勝之助

北蝦夷地御國境見込之儀申上候書付

村垣淡路守
堀織部正

北蝦夷地御國境分界之爲、今度魯西亞國使節ムラフヨウ渡來仕候處、彼方見込には、本蝦夷地北蝦夷地之中央海を以境と致し、北蝦夷地全島は黑龍江に屬し候同一地に有之、其上只今之姿にて差置、警衛筋手薄にては、必外國人之爲に可被奪、御國にては迚も防禦御屆無之と存候に付、魯國にて直に警衛可仕、其餘種々申立候次第詰り北蝦夷一圓に所領可仕段、古今之沿革、彼是引證申出候趣、退而勘辨仕候處、元來同所之儀は、御國北極にて、本蝦夷とは一節海にて、寒氣も格別嚴敷、尤多分は氷海に相成、渡海も難相成、第一兵粮運送も差支候場所に付、人氣相進み不申、松前伊豆守領分中は、多分勤番人數悉引揚之儀に候處、先般御領に相成候に付、右御主意を體し、支配向未迄篤く申諭候處、奮發勇進之ものは、追々越年致し候者も有之候得ども、一人年分被下物も不

少、偖又廣漠極寒之土地、五穀植付候事も無之、僅に土人漁業而已にて生活仕候間、人員も至而少く、尤從來請負人之外、猶又外請負人江も内諭致し、北越邊ゟ追々有志之者を求め、新に漁場を取開き、只管御國之人員を移住爲仕候樣取計罷在候得共、未年限も無之、右に付ては昨年格別之譯を以、御下金も被成下、人氣相競候處、折惡敷同年不漁に有之、今年若相續不漁に候得ば、私財を盡し候上、拜借も被仰付候程之義に付、此上御救助筋にても無之候はゞ、退轉も可仕哉と心痛仕候場合に有之、〇略中右次第急速御示之上、御英斷之方哉に奉存候、右は差向候御見合にも可相成と、追々御下知伺濟之趣に準じ彼地取扱來候大體之處申上置候、以上、

未七月

〔北地仕出御用留一〕北蝦夷地江組頭衆、年々相詰候儀奉願候書付、

磯村勝兵衞
山内二郎太郎

北蝦夷地之義は、遠隔離島之處、近來魯夷蠶食之萠相顯れ、不容易御場所に付臨機之御處置無之候ては、差支之儀不少御座候に付、組頭衆一人、夏分相詰候樣、先年奉願一昨午年夏中相詰候得共、其後如何之御評議に相成候哉、當地江は廻浦も無之然ル處昨秋江戸表にて御掛合之御模樣にては、方今之御處置實以不容易御場合に至、暫時も御捨置には不相成御時節柄に付、當年は何卒組頭衆相詰、臨機之差圖有之候樣仕度奉存候、依之此段奉願候、以上、

申〇萬延元年三月

北蝦夷地東西浦詰場增幷御增人之儀奉伺候書付

磯村勝兵衞
山本源一郎

北地之儀は、元來是迄詰場ヶ所不足に有之、數十里懸隔、其上兎角御人少にて、御取締向甚心配仕候處、此度魯夷御懸合口之模樣にては、必渡來可仕、左候得ば、時々之出役とも、差向御人引足兼、數十里詰役無之差置候ては、必定御不取締出來可申、數百里之地、少人數にて彼是と奔走仕候義は相成兼、旁以御十分御人御差廻無御座候ては相成申間敷、依而は魯夷建物等仕候ハゞ、漁業に付混雜も可有之、且切場所にても被命、追々出稼人立入候樣相成候はゞ一廉之漁業場にも可相成場所に付、差向詰役差置候樣仕度、依之見込之ヶ所取調奉伺候、〇中略

總計八十三人

山内二郎太郎

右之通、詰場增幷御增人御座候樣仕度、尤未詰役有之可然、所々許多有之候得共、可相成丈ヶ取縮、此段奉伺候、以上、

申〇萬延元年三月

〔北蝦夷地仕出〕北蝦夷奥地西浦增詰役之義に付相伺候書付

村上次郎太郎
城　六　郎

北蝦夷奥地ヲシヨロ場所之儀は、是迄久春內詰足輕壹人出役爲致置候處、昨申年〇萬延元年中、土井能登守領分同樣之事に相成候得共、異國接境之地に付、猶御取締之爲メ、同心壹人、足輕壹人づつ爲相詰候樣奉伺置、未だ御下知は無之候處、此度魯西亞、コンシユル江御掛合御座候御書面之趣にては、天度五十度ゟ以南、當時滯在魯夷居小屋有之候地迄雜居御貸地に相成候上は、追々御時務も御多端に相成、彼是御混雜之義も出來可申哉と奉存候間、先般組頭迄差向取計振相伺置候儀も有之に付、篤と勘辨仕候處、ウシヨロ場所江は、定役壹人、同心壹人、足輕壹人づゝ、相詰不申

候ては、品々不都合御差支も出來可ゝ申、既に同所ゟ二拾里餘奥地字シルトツタンナイ江は、昨申年中ゟ魯夷滯在、家作取建、石炭等堀取罷在、右首長チヤチコフと申者、當八月十七日、ウシヨロ場所江罷越、同所出役足輕高橋秀次郎面接致候處、ウシヨロ土人共、右シルトツタンナイ江召連、漁業可ゝ致抔頗驕傲之申聞柄にて、同人義も殊之外心配仕、直に久春内江出張致、其旨申立候、尤彼首長も同樣罷越、久春内滯在首長ヱサコーフ兩人同道、八月廿一日仮御取締所江罷越候に付、成瀨潤八郎以下役々面接致候處、右事件之外、ヲタソに於て、明春ゟ石炭掘取、家作取建候旨、猶又驕傲押張、申聞候段は、最前差立候同日對話書にて御承知被成候御儀と奉ゝ存候、就而はウシヨロ土人共、萬一手懷召連候樣に而は、以之外之儀に付、直に六郎爲見廻ウシヨロ江罷越、土人共魯夷江被ゝ相止ゝ候樣堅申諭、猶撫育等之儀、土井家家來江も厚申談候儀も有之、且又五十度之地を、ホロコタン江見積候而も、ウシヨロゟは四拾里餘之場廣にて、久春内ゟは猶更掛隔、都而急速之間に合不ゝ申、品々不都合之儀、毎度有之候間、旁以同所江は定役以下三人詰被仰付候樣仕度、其外ウシヨロ江は定役一人に付壹ヶ年御手當持ライチシカ之義は、地勢打開、樞要之地にて、土人村落も有之、其上八幡宮勸請も御座候程之地に候間、同所江は土井能登守家來三四人も相詰、越年仕、魯夷其外御取締筋之儀は、是迄之通り詰合差圖を以取計、私共義は、久春内にて總括仕居候得ば、萬端御都合も宜、且雜居之儀に付、御國威も相立可ゝ申と奉ゝ存候間、右之段土井能登守江も被仰渡、ウシヨロ詰定役以下之もの、早々被仰付候樣仕度奉ゝ存候、依之此段相伺申候、以上、

酉〇文久元年十二月

滯在魯夷應接仕候役々、以來御手當之儀奉願候書付、

堀　六　郎
樋野惠助

北地久春内マアヌイ兩所江、魯夷滯在御差免有之、夫々首長之者罷在、時々爲ゝ應接往來仕、追々彼方にても人數等相增、殊昨酉年ゟ婦人迄召連罷越候得ば、此上家作等も補理可ゝ申形勢に有之、應接之儀も、自然數繁相成可ゝ申儀に有之、外國江引合候得ば、著服等も相應心付不ゝ申候半而は、御體裁にも相抱り候儀に付、夫々差含、精勤罷在候に付、自ら雜費も相掛候義に有之候間、已來定役以下江、別紙之通、年々御手當被下候樣仕度、渡方之儀は、盆暮二季に割合、繰替金ゟ相渡、其段申上候樣仕度奉ゝ存候間、右御手當被下之儀、御聞屆相成候樣仕度、此段奉ゝ願候、以上、

戌正月

別紙

一金五兩　定役一人に付壹ヶ年御手當　一金三兩　同心壹人に付同斷　一金貳兩　足輕壹人に付同斷

右之通ナヨロ持シラヽヨロ持兩場所江相詰候者江以來年々御手當被下候樣仕度奉ゝ存候、以上、

戌正月

戌(文久二年)二月四日小印

書面之趣、不ニ相當之儀ニも一不ニ相聞一候間、貴樣江金五百疋、三喜藏江金三百疋、除金之内ゟ被下方取計可ゝ然候、

樋野惠助小印

〔北地仕出御用留ニ〕ライチシカ村江取建置候十字杭取拂候義御屆申上候書付

成瀨潤八郎

私儀、ウシヨロ出役之砌、ライチシカ村八幡宮江參詣仕候處、宮之近邊幷同村海岸ゟ之入口江十字杭建有之候に付、勘辨仕候處、洋外におゐて十字杭を日本の神同樣に尊信いたし候由之處、御國神宮之近邊江取建被置候ては、神慮之程も恐惶之至りに御座候、乍併御國境もいまだ御定無之地、追而魯西亞國江御懸合之御辭柄にも差し響、毛を拭疵を求め候樣之儀を釀候次第に陷可

申哉は難量候得共、詰場所附地内通行見分之上は、捨置候筋にも有之間敷存、取拂、右得と左之通相認候仮杭雪中江建置申候、

宮居のほとり、猥に建もの致べからず、

不淨もの捨る事なかれ

無用の輩猥に立入べからず（ライチシカ村入口）

右者伺之上滯在魯夷江も掛合候上、取拂可申之處、差向候義故、不及其儀取捨候得共、彼方江は追而應接之序に可申達奉存候、且年月相立候故歟、文字等も無之、寸尺雛形等之繪圖取可致之處、嚴寒之節、右等之手續難出來候得ども、一ト通之荒木作十字杭に御座候、依之此段御屆申上候、以上、

申（○萬延元年）十二月

〔北地仕出御用留三〕酉（○文久元年）二月九日、御小印濟、

書面之趣尤之儀有之、兼々私見込粗同樣にて、猶勘辨仕可申上候心得に御座候得ども、差向當年より總人數の内半減候程は、越年の心得を以人數差渡し候樣、右京大夫家來江被仰達、其段被仰上相成候方奉存候、只今之姿にては、實に有名無實之事にて、纔五月ゟ七月頃迄中六七十日のみ詰合罷在候儀に付、前後數月空虛に相成居候てハ、非常御警衛の名實相立不申、且徒に右家にても入用相費し、更に實備不相整第、何分其儘可被差置候時勢も有之間敷奉存候間、夫々早々御沙汰御座候樣仕度奉存候、依之此段申上候、

酉二月　小印　井上元七郎

此地御警衛人數越年之儀申上候書付

磯村勝兵衛小印

山内二郎太郎小印

北地御警衛向之儀は、夫是被仰出も有之、佐竹右京大夫人數のみにも無之、外三家江御沙汰も有之、各見込可申上候得ば、追々御所置も可有之候得共、差向秋田家人數之儀、是迄年々引上來候處、方今魯國と御境界御談論最中に候はゞ、彼ゟ餘事に事よせ、虛實を伺ひ候樣子に有之、右等之場合江、御警衛人數も無之、陣營空虛相成居候てハ、不都合にも御座候間、夏分相詰候内之人數相減じ候とも、年々クシユンコタントンナイ江は、越年爲致、時機に應じ奥地江も出張爲致候樣仕度奉存候、依之此段申上候、以上、

酉二月

〔各國條約書〕樺太島假規則　慶應三年二月廿五日、（魯曆千八百六十七年三月十八日）於比特堡調印、

カラフト島ハ、魯西亞と日本との所屬なれば、島中にある兩國人民の間に行違ひの生ぜん事を慮り、互に永世の懇親を彌堅くせんがため、日本政府は右島中山河の形勢に依て、境界を議定せん事を望む旨を、日本大君殿下の使節は、シントペートルスブルグへ來りて、外國事務役所へ告知ありしといへども、魯西亞政府は、島上にて境界を定むることは承諾いたしがたき趣きを、亞細亞局ジレクトル（役名）タイニーソウエッニク（官名）スツレモウホフ（人名）を以て報答せり、其故の巨細は、大君殿下の使節へ陳述せり、且魯西亞政府は、右カラフト島の事に付、雙方親睦の交際を保たん事を欲し、その存意を述たり、

第一　兩國の間に、天然の國界アニワと唱ふる海峽を以て、兩國の境界と爲し、カラフト全島を魯西亞の所領とすべし、

第二　右島上にて、方今日本へ屬せる漁業は、向後とも總て是まで通り其所得とすべし、

第三　魯西亞所屬のウルツプを、其近傍に在るチルポイ、ブラツ、チルポイ、ブロトンの三箇の小島と共に、日本へ讓り、全く異論なき日本所領とすべし、

第四　右條々承諾難致節は、カラフト島は是迄の通　兩國の所領と致置くべし、
前書の廉々互に協同せざるに付、カラフト島は是迄の通り、兩國の所領と爲し置き、且兩國人民
の平和を保たんが爲め、左の條々を假に議定せり、

第一條

カラフト島に於て、兩國人民は睦く誠意に交るべし、萬一爭論あるか、又不和のことあらば、其所
の雙方の司人共へ任すべし、若其司人にて決し難き事件は、雙方近傍の奉行にて裁斷すべし、

第二條

兩國の所領たる上は、魯西亞人日本人とも、全島往來勝手たるべし、且いまだ建物幷園庭なき所
歟、總て產業の爲に用ひざる場所へは、移住建物等勝手たるべし、

第三條

島中の土民は、其身に屬せる正當の理、幷附屬所持の品々とも、全く其ものゝ自由たるべし、又土
民は其ものゝ承諾の上、魯西亞人日本人ともこれを雇ふことを得べし、若日本人又は魯西亞人
より、土民、金銀或は品物にて、是迄既に借受けし歟、又は現に借財を爲すことあらば、其もの望の
上、前以定めたる期限の間、職業或は使役を以て、これを償ふ事を許すべし、

第四條

前文魯西亞政府にて述べたる存意を、日本政府にて、若向後同意し、其段告知する時は、右に付て
の談判議定は、互に近傍の奉行へ命ずべし、

第五條

前に揭たる規則は、カラフト島上の雙方長官承知の時より施行すべし、但し調印後六箇月より
遲延すべからず、且此規則中に擧ざる瑣末の事に至りては、都て雙方の長官、是迄の通り取扱ふ

べし、
右證として、雙方全權委任のもの、此假の規則に姓名を記し調印せり、此に雙方の譯官名判を記
したる英文を添たり、

日本慶應三年丁卯二月二十五日
魯曆千八百六十七年三月十八日
於比特堡

小出大和守花押
石川駿河守花押

亞細亞寮長　タイニー、ソウエッニク、スツレモウホフ手記

〔各國條約書〕樺太、千島交換條約、明治八年五月七日、魯曆千八百七十五年四月廿五日、於比特
堡調印、同年我八月廿二日、魯八月十日、於東京本書交換、
大日本國皇帝陛下と、全魯西亞國皇帝陛下は、今般樺太島（卽薩哈嗹島）是迄兩國雜領の地たるに由
りて、屢次其間に起れる紛議の根を斷ち、現下兩國間に存する交誼を堅牢ならしめんが爲め、
大日本皇帝陛下は、樺太島（卽薩哈嗹島）上に存する領地の權理、全魯西亞皇帝陛下は、クリル群島上
に存する領地の權理を、互に相交換するの約を結んと欲し、大日本國皇帝陛下は、海軍中將兼
在魯京特命全權公使從四位榎本武揚に其全權を任じ、全魯西亞皇帝陛下は、太政大臣金剛石
裝飾魯帝照像金剛石裝飾魯國シント、アントレアス褒牌シント、ウラジミル一等褒牌アレキ
サンドル、チフスキー褒牌白鷲褒牌シント、アンナ一等褒牌及シント、スタニスラス一等褒牌、
佛蘭西國レジウン、ド、オノール大十字褒牌、西班牙國金羊大十字褒牌、澳太利國シント、エチー
チ大十字褒牌、金剛石裝飾、李露生國黑鷲褒牌、及其他諸國の諸褒牌を帶る公爵アレキサンド

ル、ゴルチャコフに其全權を任せり、

右各全權の者、左の條欵を協議して相決定す、

第一欵

大日本國皇帝陛下は、其後胤に至る迄、現今樺太島（即薩哈嗹島）の一部を所領するの權理及君主に屬する一切の權理を、全魯西亞國皇帝陛下に讓りて、而今而後樺太全島は悉く魯西亞帝國に屬し、ラペルーズ海峽を以て兩國の境界とす、

第二欵

全魯西亞國皇帝陛下は、第一欵に記せる樺太島（即薩哈嗹島）の權利を受し代として、其後胤に至る迄、現今所領クリル群島即ち第一シユムシユ島、第二アライド島、第三パラムシル島、第四マカンルシ島、第五ヲヲコタン島、第六ハリムコタン島、第七エカルマ島、第八シヤスコタン島、第九ムシル島、第十ライコケ島、第十一マツア島、第十二ラスツア島、第十三スレドヲワ島、及ウシヽル島、第十四ケトイ島、第十五シムシル島、第十六ブロムン島、第十七チユルボイ、幷にフラット、チェルポヱフ島、第十八ウルツプ島、共計十八島の權理、及び君主に屬する一切の權理を、大日本國皇帝陛下に讓りて、而今而後クリル全島は、日本帝國に屬し、東察加地方ラパツカ岬と、シュムシュ島の間なる海峽を以て兩國の境界とす、〇中略

明治八年五月七日

魯曆一千八百七十五年（四月二十五日　五月七日）

比特堡府に於て

榎本武揚印

ゴルチヤコフ印

蝦夷土人事件

〔狄艦事略一〕赤夷蝦夷人を服從せしむる事

元祿十一戊寅年、魯西亞之千六百九十八年に當て、魯西亞之臣アタツといふもの、陸續の奥の地より、カムサスカの土人を大半服從せしめ、海陸の獸皮を得て、多く持歸りしとぞ、其後千七百十五年（我正德五乙未年）に、再び船にてカムサスカに渡り、其地は素より近傍の島々までも從へりとぞ、蝦夷地蠶食のきざしにこそ、

こゝに、赤人カムサスカの土人を服從せる事を記たれば、或人とがめて、カムサスカは、亞細亞大洲の内なれども、素より魯西亞の領地の續にして、志百里亞（シベリヤ）の地なり、然るに今こと〴〵しく赤夷土人をなづくるとはいといぶかしと、（此書の主意のみ記せる書なれば、赤夷來れるこの詞あり、）そは地理をしらざる人の見にして、カムサスカも我邦の封域なれども、魯西亞に蠶食せられしをしらざれば、左思ふも理なり、予（〇葦原道麻呂）其一つ二つをいはん、古和歌にも、蝦夷の千島と詠じたる島々の名にて、此カムサスカといふ地は、萬國圖にも、亞細亞大洲東北の端にして、漢土にて加莫斯葛杜加（カムシカツカ）と書り、是はもとより我封域にして、古へ奥蝦夷といひし地なり、カムサスカといふも、カムシヤツケと言ふも蝦夷の語なり、カムは魚肉といふ事、シヤツケとは曝し乾すといふ義なり、此地に大河あり、夫をカムシヤツケといひしより總地名となりしなり、此地の土人この大河にて鱖魚（シヤケ）夥敷（鱖和名つくる鮭に書は疑は誤ならん）漁て、アダツと名付て、脊ひらきにして乾置、食料となす、されば魚肉を曝し乾すといふ義にて、カムシヤツケと名付しとなり、

〔狄艦事略二〕赤夷（〇魯西亞人）ラワワ人をなづくる事

明和二酉年の頃（不レ知二月日一）ヲロシヤ國輕き役人の由イバンレヱレテヽ、幷ハタテンといふもの、クルリツケ諸島といへる内、ラワワ島へ來り、島中見分之上、ヱトロフ島へ渡るにつき、當島のもの共も召具すべしといふにより、則マキセンケレコレツ（ケレコーリが親なり）といふものを初、蝦夷人數多附添、シムリ島へ至り越年、翌年ヱトロフへ渡り、島中の樣子人別等まで悉く改め、ウルツフ島へ立戻

りて越年す、然るにラシヨツ島より附添たる夷人ども、初めて魯西亞人の手に屬したるゆへ、言語も通じかね、都而之事不辨利なるを怒り、魯西亞人夷人を撻事ゑば〳〵なれば、一同に恨み附添たる夷人の內マキセンケレコーリツ父子を初、少々者逃歸けるが、逃後れたるものは捕られ、諸道具は打碎れ、船は燒捨られ、歸るべき方便もなく、歎き暮しけるが、流木を以縋に小船一艘を打立て、又逃歸けれ共、尙逃渡たるもの心ならず、魯西亞人に從て島々を巡りける、明和六丑年の頃、魯西亞人イハンホロンヒチニイカノウ、同ケシセンニコウ、同トロヘムといふ三人のもの、ラシヨヲ島へ來り、島中のものへ申渡やふは、去々年イバンレヱテヽ、ヱトロフ島へ渡海の時、當島のものを召具し、甚非道の振廻ありけるよし、本國へ聞え、其もの重き仕置にあひたり、其時召具したるもの共のうち、半は子細ありて、ホロムシリ島に殘したり、追て歸島さすべし、其餘のもの共は今則相具したり、以來ヲロシヤ人へ對し、聊隔意なく心を安んじ當島に住すべしとて、獵虎獵をなすとて、ウルツフ島の方へ向け歸帆せり、然るに前年の頃より、ヲロシヤ人大勢大船に乘組、ウルツフ島に渡り、所々に居所をかまへ、ラツコ其外獵事をなしたりしが、獵虎幷寄鯨の事によりヱトロフ島、ラシヨヲ島の夷人共と、ヲロシヤ人爭論に及び、彼夷人共獵業に出たる留守へ、魯西亞人大勢押かけ、女子子供を追ちらし、重器其外諸道具等を盡し奪取、或は打碎きなんどして、其餘の品々不法の働をなせり、

〔北地仕出御用留二〕申十二月七日御小印濟

小印井上元七郎

書面久春內滯在之魯夷より、同所土人セカチ江更紗其外可レ與候處、受用不レ致、兼而申渡置御主意之趣相守段、奇特之義に付、右一倍之品被下差遣候趣、勘辨仕候處、素より蠶食之念慮腹臟いたし居差支候義に可レ有レ之、就而は雜居に相成居候上は、向後右等之儀無レ之とも難レ申、其時々一倍之品差遣候而は限りも無レ之、乍レ然皆無不レ差遣候而は、自分土人之儀故、彼方江手なづき可レ申、左候而は、御主意にも相背き候間、以來品物相與候節は、右品丈けの品物見計被レ遣方御仁惠にも相當り、且は御國威も相立可レ申奉レ存候、依レ之此段相伺申候、

申十二月　　磯村勝兵衞

北地久春內に罷在候セカチ共江魯夷より更紗幷白木綿類相與候處、受用不レ致候に付、替り品被下方取計候儀申上候書付、

成瀨潤八郎

北蝦夷地ナヨロ村、小使サヲカリ次男　シラヌンカリ　申十三才

平土人カナキアン四男　イテクー　同八才

平土人カヤミサマ悴　イン　ハカ　同十三才

葉綿五尺
紺木綿五尺　ツヽ

右之もの共儀、當月四日網引爲レ手傳濱邊に罷在候處、魯夷士官體之もの相越居、更紗幷白木綿等相與へ候處、目前に而砂上江投捨、奇特之儀に付、代り品一倍と見積、書面之品被下方取計、褒置申候、御入用之儀は追而御用所御入用に組込候積御座候、依レ之申渡書相添、此段申上候、以上、

申〇萬延元年九月

〔北地仕出御用留二〕北地場所にて、土人出生之者江御手當被下方之儀相伺候書付、

磯村勝兵衞　小印
山內二郎太郎　小印

北地場所土人出生之者有之候節、是迄御手當も無之候得共、ヱトロフ場所に而は、玄米八升、糀貳升づゝ、被下、其節詰合より名付遣し候趣、當島之儀も、異境同樣之離島、殊に魯人滯在いたし居、旁土人共之儀、別而厚く御撫育被成下候儀に有之候得ば、同島之通、米糀被下候樣仕度、且又其節矢張同樣名付遣し、御國風之俗名唱呼仕候得ば、語路もよろしく、往々歸化之一端とも可相成奉存候、依之此段相伺申候、以上、

酉〇文久元年　二月

〔北地仕出御用留四〕出奔者之儀に付御屆申上候書付

ウエンルイサン村平土人　トコンヘ

右之者儀、ウツシユ江働方に遣置候處、去月十八日晝頃より居不申候得共、元來足早に而、彼是奔走致し、度々隱れ居候ものに御座候間、定而右等之儀と心得、其儘差置候處、翌日に相成候ても、歸り不申候に付、所々探索致し候處、フレヲチ村土人サヲタツタリと申者、濱邊江出候處、奥地之方江獨行致候者之跡有之候を見受候趣注進致候間、則番人役土人江申付尋遣候處、シルトタンナイ滯在魯夷之處迄至候に付、相尋候處、卽同所に來居候、右に付召連歸り候樣申付候處、魯夷頭役之もの相拒、取押候に付、尋參候もの空敷引取申候、依之猶又番人役土人ども差置、召連に遣し候處、右同樣取押置、其上申候は、海上船路自由に相成候時節、本國又は其地より首長之もの參候はば、其節若不參候とも、此方より掛合、差圖を請候上ならでは、幾度召連に參候とも、相歸候義難相成樣之申口に而何分相渡不申候間、又々無是非歸場致し候段申候、然共素より言語も自由には通じ兼、且夷情之義難計候間、事實明に御座候得ども、先づ前條之次第に申聞候間、此段不取肯御屆申上候、以上、

戌〇文久二年　二月

土井能登守家來
福永鉞之輔　印

〔應接〕午恐以書付奉申上候

ウシヨロ領ウエンルイサン村御囚人平土人　トコンベ

右之者、先般御召捕に相成、御吟味中病氣に付、全快迄、御預け相成、サヲカリ引取、チラホツナイ村乙名見習モクチヤランケ方江、爲療養宿替奉願、方江御預け相成、サヲカリ引取、チラホツナイ村乙名見習モクチヤランケ方江、爲療養宿替奉願、種々手當致し、看病致置候處、去る九日魯西亞人拾三人に而劍付鐵砲携、モクチヤランケ宅江押入、右トコンベ義連れ度趣、モクチヤランケ江申聞候に付、品々對談仕候得ども、右難整候間、無據同人義シラヲロ番家江其段屆出、其跡に而トコンベ義召連行衞相分り不申候、右は大切之御囚人取失候儀、何とも奉恐入候儀に御座候得ども、格別之以御慈悲、御察當之儀御免被成下置候樣、偏に奉願上候、此段重々奉恐入候得共、以書付御慈悲奉願上候、以上、

文久三亥年三月十一日

トコンベ御預ケ宿
脇乙名　サヲカリ爪印
役土人總代
總乙名見習　カンチヨマンテ　同
シラヽヲロ
番家守　源藏　印
差配人代　泰藏　印

御用所

〔應接〕亥三〇文久三年三月十二日、於久春內仮御締所定役出役山梨佐輔、藪內於菟太郎、同心細野五左衞門、足輕杉山政吉、滯在魯夷首長エサコーフ、シルトツタンナイ、滯在首長チヤチコーフ被應接候書、

一一ト通り挨拶畢而

一於苑太郎トコンベ一條に付、昨日之挨拶には、篤と勘辨いたし、何れにも迷惑不レ相成樣可レ致との事に而、引取候間、能き挨拶承度候、

一エサコーフ篤と勘辨致見候處、何れにも我國王より之書翰に而、日本之働を嫌候ものは、我國江可レ遣との書狀に付、今更御引渡申譯には難レ相成レ候、○中略

一於苑畢竟其許とも、國王江申立方不レ宜候、日本と魯西亞國とは、江戶箱館には、コンシュル、取締として詰居候程に都合無レ之樣致候こそ親睦之廉にも可レ有レ之、既に箱館には、コンシュル、取締として詰居候程に而、右樣不都合之強談は無レ之筈、且トコンベ義、日本を嫌候譯には無レ之、昨年シルトツタンナイ其方居小屋江駈込候義、初發は全ウシヨロ番人と喧嘩致し、一時無勘辨に而駈込候趣、トコンへ最初より之心得方、先達而承り候得ば、誠に後悔致し、古來より御撫育も請ながら、親兄弟之迷惑に相成候事も不レ顧、其砌久春內江參候は〻宜敷ものをと申程に而、何之心得も無レ之、シルトツタンナイ江罷越、夫放莫大之御迷惑相掛候と申、落涙におよび候、此方に而も、トコンへ見苦敷體に付、右手貰等遣し候へば、誠に悅び、是迄シルトツタンナイに壹ケ年も働候得共、何一つ貰不レ申と申、大悅びに而是より久春內江引移住居致度旨願立候、決而日本を嫌候譯には無レ之候間、其段尙又分け而國王江可レ申達候、夫迄はトコンへ義當方江預り可レ申間、早々可レ被レ渡候、

一私共におゐても、一端國王江申達候を、又々出し直しは、身分に拘り申候間、明日にもトコンへ引連出帆可レ致候、

佐輔一夫は決而不レ相成候、夫に而は亂妨と申者に候、今般既に其方より鐵砲を携ひ、拾三人久春內通行に付、追留候得ども、熊打に行と申僞、トコンへを引連候事、都而不法之致方に候間、右樣致候而宜候はゞ、此方にも了簡有レ之、日本は可レ成丈勘辨も致候得共、此場におゐて、其方如きものども、五人貳拾人相手に致し候而も、聊不レ恐候間、勝負致すべく哉、迚もトコンへを其方江渡候上、

は、我等身分にも拘り候間、急度覺悟可レ致候、○略中

一イサコーフは、ニカライスカ江順風次第引上候に付而は、トコンへ義は、如何之姿に致し殘置候哉、取逃候而は不レ相成候、書付に而も差出、預り置候哉、承度候、

一書面は差出難く候、私御預り申候上は、引上之節跡役ミエンチヨカと申もの相詰候間、此ものへ申送り、引繼置候事に御座候、以上、

佐輔一致レ承知候、雙方伺濟迄之間に候間、入念引繼可レ置候、

一致レ承知候、

右畢而戌中刻一同退散、應接之手續如斯御座候、以上、

亥三月十二日○中略

村上次郎太郎

書面二ケ條、ウシヨロ引受土井捨次郎家來ゟ、出奔土人トコンへ外拾七人、魯夷江被レ召連行候に付、伺之趣不レ容易儀に付、篤と勘辨仕候處、兼而函府江伺中之儀、御差圖有レ之迄は、以後壹人も渡候義は不レ相成、併手荒之所業無レ之樣差向心得方申達置候、且又魯夷雜居之地、此上多人數被レ召連候而は、連年厚御撫育之詮も無レ之、場所衰弊にも相成、土人氣配に拘り可レ申と存候、依之此段申上置候、以上、

亥四月

山梨佐輔

藪內於菟太郎

立石元三郎

〔北蝦夷地仕出し〕亥〇文久三年五月廿六日到來

北蝦夷奧地土人共御取締向御所置之儀に付、山梨佐輔外壹人より差出候書面に付、奉伺候

書付、

村上次郎太郎

北蝦夷奥地ウシヨロ領おゐて、シルトツタンナイ滯在魯夷首長チヤチコーフ儀、土人共強奪仕候節、總小使ヲンハヲトエ、其外之ものども、奇特之取扱方、山梨佐輔外壹人申立之通、感賞喝采之至に付、忠賞は速に與へ遣し候方格別難有可奉存候間勘辨仕候處、役義繰上方幷被下品之儀も、不相當にも相見不申候間、承届且北蝦夷奥西地之部は、ニカライスカイ之往返海洋辨利に付、魯西亞軍艦商船ども、時々通帆仕、既に久春内邊も年々家數相增、往々蠶食之奸謀は、累年之心懸にて而、魯夷雜居爲致候儀、御開柘手後れ相成、今更無御據不得止事候得ども、御國恩を失忘仕候土人ども、雜居爲致置候而は、自然皇國之安危存亡に拘り、且彼等曲謀巧策を以、土人どもを強奪いたし、或は此方より浸潤いたし候者も有之間敷とも難計候間、定役申立之通り、迂遠之教諭に而は御取締向行届不申候間、賞罰正しく御仕置之御法令嚴敷、役土人始、一同江申諭置候方、須臾も難御捨置儀と奉存候間、承届夫々爲申諭置候、然る上は、以後彼に浸潤を願、或は出奔等致し候念相見候上は、直にソウヤ江渡海、御手場所石狩江差遣し、是迄之通御撫育被成下、當地漁場稼は、石狩土人どもも、年々春漁而已出稼致させ、鯡漁濟之上、石狩江差戻候得ば、秋味漁之障りにも不相成、些少之御益にも可相成、且奥地土人ども御取締向も行届、兩全之儀と奉存候間、御聞届相成可然哉に奉存候得共、右ヶ條之儀は、是迄土人共之罪科は被御捨置候儀に付、伺之上取計可申奉存候、依之差出候書類相添、此段奉伺候、以上、

亥四月

ウシヨロ場所奇特土人共江、御手當被下方幷土人御取締向御處置之儀に付奉伺候書付、

山梨佐輔

ウシヨロ場所内字ヲタフニ村總小使ヲンハヲトエ外四人之者ども、奥地シルトツタンナヰ滯在魯夷首長チヤチコーフ儀、ウシヨロ表江嚴威を以土人拾七人強奪仕候節、危難根機之應接中、詰切相勤、且御旨意之旨をも相辨、皇國之御恩澤を聊に而も奉存、外土人共江も魯夷江浸潤之念無之樣申諭方も宜、且出奔土人之内、チセキシユイ妻儀は、夫に隨ひ不申、御國恩を失忘不仕、ウシヨロ場所に相止り候次第、其外峯三郎申立之通頑愚之土人に仕候而は、無此上奇特不堪感膽之至奉存候、同人申立之通御賞美被下可然と奉存候得ども、勘辨仕候處、右に而は向後賞美取立方も無之候間、總小使ヲンハヲトエ儀は脇乙名、土産取シソヘイチウ義は乙名江御操上げに而可然哉被下品之儀は、行器は過當に付、ヲンハヲトエ外壹人江は臺盃壹つ、陣羽織壹つ、女土人シウタトンケマ外貳人は峯三郎申立之進りを當りを以、望之品爲取遣し候而、不相當にも無御座哉に奉存候、右御忠賞被下候に付而は、是迄土人は頑愚鈍智之毛夷と而已申候而、御一大事にも可相成程之罪を犯し候共、御捨被置候得ども、北蝦夷奥地之内も、西地之部は、魯西亞海城返帆辨利に付、既に久春内江も追々家數相增候程に而、北地蠶食之奸謀眼前に御座候得ば、雜居之地に而、愚昧之土人たりといへども、彼に隨ひ候ものは輕重相立、罪科に被處候而、當前にも奉存候得共、是迄御仕置之御法令も無之候間、篤と勘辨仕候處詰り雜居爲致不申樣御處置御座候上は、ソウヤ江渡海爲致、御手場所石狩幷西地クトウ寄場兩所之内江差遣、漁業爲致候はゞ、些少之御益にも可相成、當所御取締も宜、兩全と奉存候、賞罰不正は、自ら御取締も行届不申、既に此度もヲンハヲトエ其外之ものどもへ御賞美被下候上は、昨年中召連行候トコンベ、當春召連行候土人共御掛合濟之上、差戻候はゞ、直にソウヤ江渡海爲致候積り、以後彼等江浸潤之念有之ものは、同樣取計、皇國之御恩澤を相辨、御主意を相守候者は、尚又厚く御賞美被下置候樣、此のごとく賞善罰惡

立石元三郎

候儀、役土人始、一同之者ども江、篤と申諭し置可申奉存候、依之土人申諭之書拝ウシヨロ詰足輕高橋峯三郎差出候書類相添、此段奉伺候、以上、

亥四月

申渡

臺盃壹組　總小使　ヲンハヲトエ

陣羽織壹つ　同斷　土產取　シツヘイチウ

同斷

其方ども儀御國恩之有難を存、厚御主意を相守、此度魯夷チヤチコーフ儀、人夫を引連、鐵砲を持て土人共を強奪致す節、危難之應接申詰切相勤、外土人ども江も、魯夷共に隨はざる樣申諭方も宜、奇特之至に付、右爲御忠賞、品々爲取遣す、其上ヲンハヲトエ儀は脇乙名、シツヘイチウは乙名に取立る間、得其意べし、以後其方同樣に御主意を相守者江は、尙又御賞美爲取遣間、魯夷に隨ふ者、或は出奔等いたし度存念有之ものは、早々其場所役人江申立べし、隱し置におゐては、重き御罰有べし、且又役人は勿論、支配人番人之差圖を背き、日々働かざるもの等は、當所に不差置、外場所江遣す間、其旨土人ども一同江厚申諭し、以來右樣之儀無之樣取計方いたせ、

申渡

金三百疋　女土人　シウタトンケマ

金百疋　同　ヌイクシマ

金百疋　同　マフセヒリマ

其方ども儀厚御主意を相守、魯夷どもへ隨ひ不申、外女土人江も隨はざる樣諭し方も宜、奇特之儀に付、右爲御忠賞被下金相當望之品爲取遣す、以後其方同樣に御主意相守ものは、尙又御褒美爲取遣す間、其意を得べし、魯夷に於たがふもの、或は出奔等致し度存念之もの有之候はゞ、早々申立べし、隱し置におゐては、重き御罰あるべし、萬一右等之もの有之上は、以來當所江は不差置外場所へ遣す間、其旨外女土人ども江も能々申諭べし、

〔北蝦夷地仕出〕亥〔文久三年〕十二月二日到來

魯西亞人山靼人共渡來之儀に付、別紙對話書相添申上候書付、

立石元三郎

清水浩吉郎

北蝦夷奥地シルトツタンナ并滯在魯夷首長チヤチコーフ、外雜夫壹人、山靼人四人、當春召連行候ウシヨロ土人チセキシユイ、ヲタルアエノ、都合八人、去月五日申の下刻頃、山靼舟江乘込渡來致し候に付、ウシヨロ出役高橋峯三郎對話仕候處別紙應接書之通、異條無御座候得共、右推考仕候得ば、依然として壹人づゝも奪去隱謀致すべくに而、チセキシユイ妻ウウタトンケマ爲奪去渡來仕候處、此度は程能談判に而不差遣、其儘歸船仕候得共、何分此儘御捨置相成候而は、北地在勤一同深心痛仕候儀に付、其筋江嚴敷御掛合相成候樣仕度奉存候、且ウシヨロ出役之儀も、定役以下相詰候樣、兼而調役衆より被仰上相成居候得共、足輕壹人に而は、右等應接之節、相談可仕者も無之、深心痛仕候趣、毎々同所出役之者より申越候間、何と歟早々御評決之上、增詰被仰付候樣仕度奉存候、依之別紙對話書其外書類相添此段申上候、以上、

亥十一月

〔通航一覽三百十六　魯西亞〕勝右衞門漂流之事

奥州南部領佐井村の竹内德兵衞といふ者、手船に乘組、十七人にて、千貳百石積の新艘延享元子

漂流

年十一月十四日、佐井の湊を出帆して、難風にあひ、北之方に漂流して、赤人の國にいたる、德兵衛が親類にて、勝右衛門といふ者、同領奥戸村伊勢屋安兵衛親類にて、利八、國領大間村の長松、同所宮古湊の伊兵衛長助等、以上五人存生のものありて、赤人國の土人となり、五人各諸所に住す、奥戸村の利八はカムサスカ土人日本通詞ヒヨドロといふ者の妹聟となり、勝右衛門は赤人國のイルクツコイといふ所に住居して、赤人の國王より銀錢貳百箇にて抱へられ、イルクツコイの有司となりしに、終に男子を設け、此子庶人に勝れければ、國王よりベイタラレヨンセイチヤといふ名を賜ふ、丙辰明三卯年に當り、十七歲になりしが、國王より大船を作り、水主共十四人を添へ、勝右衛門子船師として、ゴロータラハンエリスコイといふ湊を開帆して、南方に針路をもとめ走せ出しけると云、赤人ども予に（按するに、此書（蝦夷草紙）は御普請役最上徳内の撰にして予とは己をさす、下同じ）向ひては、何國に行しともいはざれども、日本の地を望しとみへて、蝦夷の地方に赴きし、終にカラフト島に著て、カラフト土人どもに、船中の人不殘射殺され、その船は流てウルップ島のアタツトイと云所に流れ寄りける、（按するに、以下他事にわたれども參考のため玆にしばらく存す、）時にエトロフ島の乙名ハツバアイノといふ蝦夷人、獵業のため此所へ行ける、かゝる所に漂流船寄りてあり、即乘移り見れば、無疵の死體一ツありて、外に船頭水主も見へず、依て金錢銀錢羅紗猩々緋類夥しく積主なき船に良產ある故に、拾ひ取隱し置船をば燒拂ひける、然る處に毎年獵業に渡來る赤人の船遠沖より幽にみへて、段々間近くなり、頓て此島に著くと見へければ、時にハツバアイノ思ふに、赤人の大船燒拂ひ、船中の荷物取隱したる事、もし顯はるゝに於ては、船中の人も殺したるやと疑ひもかゝらんとて、日和の善惡も見定めず、遽て蝦夷船九艘に乘組百人餘にてウルップ島より出船して我住所のエトロフ島に遁げ歸らんと、潮の急流も厭はず、大灘所の渡海するに、折節惡風つよく吹、沖中にて九艘ともに浪に覆へされ、皆死しける、赤人共ウルップ島に著船して、其邊周章し、殘り居たる蝦夷人ども

もに尋ぬれば、ハツバアイノといふ者當島へ漂流の船中に、死體一ツありて、船主なければ、荷物取かくし、にげ去りける次第明白に告ければ、赤人ども是を聞、大に怒りをなし、此島は赤人蝦夷兩國入相の業行ひし所なれば、難事ならば、互に相救ふべき處、不法のいたし方とて、鬱憤を含みける、赤人は無理もなし、此方は非道なる事なれば、此旨を赤人具に予に告けれども、予は赤人に向ひ答るやうもなく、口惜くも閉口したりけり、（北海島舶記蝦夷草紙）

（蝦夷草紙四附錄）エ、ロフ島の事

一エトロフ島は、クナシリ島の隣島にて、彼島より渡り口西南の地海邊に峨々たる峻山の下に、イトイヤ、ヘレタルヘといふ二ケ所、クナシリ島に渡海の船、日和を伺ふ處也、是より北一里程にして、モヨロといふ所に蝦夷村あり、此村の乙名をクテレルといふ、此乙名の稼場にて、濱邊に古碇一頭あり、頭の重さ七十貫目程あり、松前漂流船留書にて探索するに、紀州小園村堀川屋八右衛門手船沖船頭友右衛門、寶暦六丙子年十一月七日豆州浦賀の港を出帆して、難風に逢ひ、同五月十七日此モヨロに漂著せり、天明丙午年にて三十年以前に當る、

（享和辛酉唐太事狀）一以前日本の大坂廻船、唐太江吹付られし事あり、其比迄ハ、ヲウセニ而交易を爲、カラフト渡海無之節ニ而、カラフトノ夷人、迭り來りし事あり、當時ソウヤ辨天ニ其始末額に書記有之寶曆十二壬午二月志州あのりの沖ニ而難風に逢、六月廿一日唐太ヲリカタと云所ニ漂著、同年九月シラヌシ江著、越年いたし、翌未四月廿四日宗谷江渡海之趣書記有之、

和州小泉片桐石見守領分百姓　西宮浦船頭上岡德五郎　彌四郎　吉十郎　久七　萬三郎　久太郎　三次郎　八兵衛　善五郎　以上九人

（蝦夷草紙五附錄）日本人カラフト島に漂著の事

松前家舊記漂流船の吟味留書を見るに、攝州西の宮の船頭德五郎といふもの、難風にあひ、漂流

してカラフト島に漂著す、時に寶暦十二年六月廿一日也、船頭德五郎、いづくともしらざれば、ただ茫然として暑天を望むのみ、數日滯留の內、鳥の翔るを見るに、鴨とおぼしき鳥の辰巳の方位を指して翔けりゆくを見て、彼鳥は日本に徘徊する鳥也、每年秋には集るなれば、辰巳の方位に日本あるべしとおもひ、夫より十八日を經て人里に出たり、此時九月十八日也、此處は蝦夷地シラヌシといふ村也、此節既に雪ふりたりと見へたり、予〇最上德內竊に考ふるに、カラフト島の內タライカとヲツチシ〇一本作ニチンチンとの間に漂著せしと思はるゝ也、此等を察し、日本の船師の未熟なるを推量すべし、猶島の廣大なる事を思ふべし、扨又天明丙午年夏、大石逸平といふ者、カラフト島の地方廣狹遠近及び諸產人物等の點檢の爲に渡海せり、濱邊傳ひに段々と巡見するに、ナヨロ村に至る、所の乙名ヤヱンコロア〇ア一本作ヱ、下同、イといふ、此者の父の名はヤウチウテイといふといひし、死去して悴ヤヱンコロアイの乙名をする也、父のヤウチウテイは、山丹國に渡海し、又松前所在島西蝦夷地ソウヤ村に涉海し、交易を博くせしもの也しが、先年山丹國に渡海せし時に、滿州の官人來居り、ヤウチウテイといふ名を授けたりといへり、其官人者三爪の龍を織たる官服を著たる人也といへり、安永七戊戌年、松前家臣工藤清左衞門、上乘役にて、ソウヤに往し時に、彼ヤウチウテイ交易の爲、ソウヤ村に來り居たる故、工藤清左衞門、此蝦夷人の名を貰ひたる事を尋るに、楷書にて楊忠貞と書たる唐紙の一軸を出したり、清左衞門此始末を見て、山丹カラフト兩國の精しきに依て、山丹國の地圖を書記せといひければ、大小島都て六箇所を畫したり、

〔魯西亞船到著〕寬政四年壬子十一月、ヲロシヤ國之人伊勢國之者致漂流候三人之者を送、東蝦夷地江致著岸候一件、

當年松前志摩守依病氣隱居、子息勇之助被家督願相濟、子十月廿五日、勇之助江戶江著、十一月登城、御目見相濟、御一字拜領有之、若狹守ニ罷成候、蝦夷地江赤人船著岸ニ付、又御暇被下置、十一月十三日、急ニ江戶發足、松前江罷越申候、兵粮米事欠候段、及御聞、現米千石被下置、舟廻シニ被遣、御勘定奉行久世丹波守懸リ也、〇中略

異國人通詞申候者ヲロシヤより申越候は、江戶江右三人之者直ニ可相渡旨被申付候、書狀幷獻上物等致持參候由、然ル上當年中ニ是非江戶表江罷登候樣ニ申候得共、先差留申候處、然者明年四五月頃迄相待、江戶表より御沙汰も無之候ハヾ、其節是非江戶表江直ニ訴可仕旨之返答ニ御座候、尤私方江異國人ゟ書狀を以申越候ニ付、早速御屆申上候、依之私家來共彼地江差遣申候、御差圖有之迄ハ差留置候樣ニ申付置候得共、異國人之義ニ御座候得ば、如何程之趣意可有之哉、心底難計奉存候得共、可成丈穩便ニ取計候樣ニ申付置候、依之前書之始末如何可仕哉奉伺候、以上、

十一月五日　松前勇之助

右者御用番鳥居丹波守殿へ伺書〇中略

被仰渡御書付

ヲロシヤ漂流之者召連罷越候ニ付、江戶表ゟ御沙汰有之候間、夫迄は決而出帆不致候樣に取計可申候、尤右取計等手荒ニは不致、失禮等無之、手當も丁寧ニ致し、酒食之類迄も心附可差遣候、幷右之者アツケシニ而上陸致候共、蝦夷其外松前等之者も、其役々之外應對等爲致申間敷候、

十一月六日

右書付鳥居丹波守殿御渡〇中略

ヲロシヤ人ゟ松前江贈候品

一緋羅紗　一卷　一萠黃羅紗　一卷　一兜羅綿黃色　一端　一同赤地　一端

一カミロト萌黄　一巻　一天鵞絨紺　一巻
一黄革　一枚　一硝子鏡　二
以上拾壹品○中略
一ヲロシヤ上使之名　アタムキリロウ井ケ
タトヘバ日本ニテ山崎造酒丞時宗父久兵衛
造酒丞（アタム）父久兵衛（キリロウ井ケ）山崎（ラクスマン）
自ラ云時ハ、アタムラクスマント云、他ヨリ云時ハ、キリロウ井ケ、
一公儀ヨリ異國人ニ被下置品々
一米五斗入　百貳拾俵　一大麥　四拾俵　一小麥　一俵　一長刀　二振　一狐
皮　五拾枚　一鹿肉　十樽○十樽一本作二十七樽一　一牛鶏鹽漬
外ニ
一美濃紙　一箱　石川將監樣ゟ　一奉書　一箱　村上大學樣ゟ
一高蒔繪四重組　同菓子盆　熨斗蛸　たばこ　一箱　松前若狹守樣ゟ
異人より獻上之品
一硝子フラスコ五　同コップ十　虎猪皮　五枚五色　猩々緋　一巻　萌黄羅紗　一巻
トロメン　一巻
右之通ニ御座候
一ヲロシヤ人江被仰渡ハ、此度ハ不案内ニ而參候事故致用捨候、重而如何樣之義ニ而參候共、間
道不可通、日本之風ニ而、海監之備有之、異國船見當次第、徼塵ニ致し、尚又交易之類も長崎ゟ相

廻候樣ニ被仰付候旨、漂流人御受取、幷御返翰御贈物於松前御料理等被下置、ヲロシヤ人皆大
悅出立候由、重而長崎廻候而も宜き御證文を頂き申候由、扨ヲロシヤ國ヨリ松前江は近く、長
崎江は三年程もかゝり候由承候、

〔東夷竊々夜話一〕ヲロシヤ國より歸朝日本人より聞書寫

一當年より十貳ヶ年以前、寛政五丑年十一月廿四日、仙臺北鹿郡石之巻湊より江戸江米積廻し、
海路、同月十九日ゟ十二月二日まで同國棚倉沖にて難風ニ逢、沖中方ニ漂ひ、翌寅年五月十日
頃、ヲロシヤ國之内島漂著、
但日本地を去て何里と申儀數日沖中ニ漂ひ候故覺不申候、
一若宮丸ども、六反帆、拾六人乘組、水主之内四人此節歸朝申候、
奥州仙臺羽尾郡宝濱
同宮城郡寒風村
同村
同右儀兵衛方ニ同居
儀兵衛（子四十三歳、母兄妻有之、）
伴太夫（子六十歳）
太兵衛（子四十二歳、母姉弟有之、）
太十郎（子三十四歳、母弟妻有之、）
一乘組拾六人之内、水主船頭儀、水主之内貳人ハ彼地ニ而死、殘拾參人之内、九人病氣ニ而歩行不
相叶、同國ニ殘し置、四人ハ此度日本江差越候得共、國主方ニ呼出置申候、
但彼地出帆之頃ハ、去亥年六月中旬頃ニ而、當九月四日日本ニ著岸、
右四人之もの言語幷髪日本通り、服ハ彼國之容體にて、百日以前にも月代いたし候樣子相見
申候、
一日本人四人歸國仕候ニ付、ヲロシヤ國王より賜り物、
日本仕立羽折幷著物帶何れも繪紬子、同斷足袋、草履共、二重かゞみ、銀時計、金錢貳拾、

一此節ヲロシヤ國王ゟ日本江貢を獻じ拜禮願渡來いたし候船にて商船に無之最彼國王ゟ日本奉行ニ准じ御役人壹人用人體之もの貳人其頭役人之體八九人其次足輕體貳參人但足輕體之もの鎗幷鐵砲所持いたして警固役相勤候事

〔北邊紀聞前篇中〕六月廿四日幸太夫磯吉請取引替差出ス、

今度送り來る漂流人幸太夫磯吉松前地におゐて請取處の證件のごとし、

寛政五癸丑年六月

石川將監　朱印同
村上大學　朱印同

〔蝦夷地初發記〕漂民御覽之記

寛政五年癸丑九月十八日吹上御見物におゐて去ル天明二年壬寅十二月十三日勢州白子を出船し其夜駿河の沖にて俄大風に吹放され同三年卯七月廿日魯西亞の屬島あみゑつかといふ地に漂著し夫よりかむさか、おほつか、いるからつかなどいふ地を經歷し歐羅巴洲なる魯西亞國の都へ出女帝に見へて話しを受去年九月三日蝦夷のねもろといふ地まで彼國の船にて送り歸されたる神昌丸の船頭大黒屋幸太夫同水主磯吉なる者を上覽あり御見物所の正面に御簾を掛御透見ある樣に御座を設て右の方の御側には松平越中守加納遠江守平岡美濃守高井主膳正列座其前に張出しを構へ御小納戸頭取龜井駿河守水野河內守多紀永壽院桂川甫周列座是等ハ事の由を尋訪すべき旨を命せらる次ニ御目附中川勘三郎矢部彥五郎此兩人ハ今日の執事なり御座の御後には御小姓御左には御小納戸群居なり御白洲に床机二脚を居る是は彼二人の者の爲に設けたるなり扨午の初になん〳〵たる頃ほひ幸太夫磯吉を召出され幸太夫齡四拾二髮をば三ツに組之掖に垂れ黑き緒にて卷き黑き氈笠をわきばさみ襟にハ黃金にて作りたる小き鏡のごとき物を掛桃色の銀莫尅兒にて製したる筒袖の外套に赤き玉の衣紐を施し同じ織物の袴をはき紺地の錦の緊身を著し是ハ白き糞大小の上に黑き百爾西亞革の深沓を履魁藤の枝を突けり磯吉ハ齡二十八同じさまに髮を組幸太夫が掛たるごとき物の銀にて作りたるを掛笠取て脇ばさみ紺哆囉呢の外套銀の表緞を付緊身ハ猩々緋ニ黑き緣を掛たるを著し黃黑間道の天鵞絨の袴を著白めりやすの上に深沓を著す是ハ幸太夫が沓とハ少しく違ひて半より上ハ柿色の革にて繼たれど製作ハ同じ樣也諸共に笠を地ニ置拜をなして床机に座したる體更に此國の人とハ見へず紅毛人の形に髣髴たり夫より彼貳人に問を下すごとに答ふる所的實にして、いさゝか虛說なし誠に千古の一大奇事也、

問　一其方共最初著船したる所は何と申地に候哉、

答　あみゑつかと申島へ漂著仕候此所に四年罷在候、○中略

問　一歸國の義申渡候節何ぞ申付られ候事は無之哉、

答　老中とも可申役人歸國之砌申され候は世界の國大抵我國に交易通商せざるは無之候に、日本のみ通信無之候此度汝等を送り歸候因みに交易の義を取繕ひ度事候乍去強てと申筋にては無之候旨吳々被申含候此義帝より仰渡され候事にては無御座候全く右之役人の存寄にて申聞候事と推察仕候、

問　一彼地にて耶蘇宗門入改宗致候者は四十二日水を浴後ろを向て唾吐して其上にて名を改候よし勿論名を改候折も水をあびせ候よし見及候義有之候哉、

答　御尋のごとくに御座候名を付候時は何れ水を浴せ候事と相見へ小兒の七夜に名を付候節も大體に水を湛へ小兒を水中へ三度浸し候よし見及候義有之候哉、

問　一宗門に入不申候ば左樣之義見及申間敷事に有之候哉、

答　前々申上候通り私共は御外故何方へ參如何樣の義を見候而も左まで咎候者も無御座候

故右體之義をも心儘に見物仕候儀に御座候、○略中
私共歸國願度と差出候得共、兎角遲滯仕候故、日本通船仕候段、兼而承及候間、紅毛人にたより、日本へ送り歸吳候樣相賴候處、魯西亞の帝へ差出し候歸國願を願おろしに仕候而、魯西亞の手を放れ候得ば、送屆可申と申候間、海上何程掛り可申哉と相尋候得ば、三年掛り申候由答申候、魯西亞よりは左程年月は掛り不申候樣に承り候得共、萬一願ひ引ざろひ申候ば、紅毛人に相賴可申と存居候內、歸國之義申渡され候事に御座候、○略中

右件の問答終り、彼二人の漂民へ御暇賜りて、雉子橋の外なる御厩の宿りに歸りぬ、實に昇平大和の御代に生れ出、御身近く仕ふまつる故にこそ、かゝる事をも見聞すれ、去にても、たゞに聞捨べき事ならずとて、柄短き筆を取て、ひそかに記し終る事になん、

侍醫法眼桂川甫周國瑞誌

〔通航一覽三百二十　魯西亞〕漂流

文化九壬申年四月廿九日、去同七庚午年、かの國に漂流せし攝津國御影村の兎原郡に屬す水主六人を魯西亞人クナシリ島に連れ渡る、かれら、去年同島に來り、甲必丹はじめ七人、日本俘囚となりしを請とらんため漂民六人を携へ來り應接の助にもて、これを渡さんとせしなり、此他寬政四年、文化元年、同三年漂民を連來りしも、其實は通商を願はんため始末クナシリ島の條に詳なり、併せにして、みなかれに要することありてなり、事は蝦夷地亂妨始見べし

〔東夷竊々夜話四〕酉九月十七日、魯西亞船ゟ高田屋嘉兵衞を以て差遣候、ヲホツカ役人之ニイツケゟ之橫文字書面反譯書付、○略中

ヲホツカの轄及埠頭の官人以上役名海上官第二等の甲必丹、及種々の官章を帶ることを得る者の以上身分の格を言ミニイツキイより、

松前島の頭たる御役人高橋三平、柑本兵五郎、諸高貴江懇親之書翰、○略中

一魯西亞政家、日本國人江怨意の主意に於て、日本人幸太夫之時より、此度相送り候キョゾヲ迄、魯西亞國之地方へ不幸を以て漂著いたし候節、日本國人を相救ひ候事にて、其方高貴諸君御承知被下候事と奉存候、彼等皆魯西亞におゐて官費を以て被爲愛養惡敷取扱少しもいたし不申、且彼等望申所にまかせ、每度其生國江護送いたし候、只今日本國人キョゾヲ迄、ヲ儀、足難治之症を病ひ候得共、善き取扱を以相果候事は免れ、且は此者此度生國へ歸帆迄、即ち格別に取扱置、悉く先年之もの共之如く、官費を以て相養置申候儀に御座候、○略中

大魯西亞皇帝神慮を以て卽位せしより十三年則千八百十三年七月三十日

ヲホツカ轄之官人海上官第二等甲必丹ヲルテン號器をかくるミニイツキイ印

右之通反譯仕奉差上候以上、

酉九月

所轄印　ホルタ印　自章印

足立左內
馬場左十郎
村上貞助
上原熊次郎

松前が大名之壹番目大役人衆さ

ヲホツカ役人より之橫文字に副する假名書寫

高橋三平様
柑本兵五郎様
尾室津賀之湊場所をあづかる大役人

文化十年六月十三日

〔通航一覽三百二十一 魯西亞〕漂流

文化十三丙子年七月、去同九壬申年、松平豊後守齊興手船船頭水主三人、同十癸酉年、尾張國名古屋の船頭水主二人、かの國に漂流せしを、倶に蝦夷海に護送し來り、五人の漂民に端船を與へて、エトロフ島に歸國せしめ、本船は洋中より歸帆す、よて同島役人これを糺問し、口書をもて松前奉行に達す、

〔通航一覽續輯九十八 魯西亞〕漂流

嘉永五壬子年六月廿八日、韮山御代官江川太郎左衞門御屆、

先達而御屆申上候、（按ずるに、此書所見なし、）私御代官所豆州加茂郡下田湊江、當六月廿四日、異船入津、同湊内字輪中へ掛留候に付、私場所著之上、手代差遣、右船中見分之上、漂流之日本人幷ルセキ（按ずるに、魯西亞國の地名なり、）人願筋等、一ト通承糺候趣、左ニ申上候、○中略

紀州日高浦和泉屋庄右衞門船沖船頭虎藏乘、楫取　長　助
水切　辰　藏
水主　太郎兵衞○中略

みにつけみる

右之もの共、一ト通承糺候處、去る酉年十月廿二日、船頭水主共拾貳人（按ずるに、漂民變話漂客談奇の二書には、まさしく十三名に記す、）乘組、於江戸表餬〻粕積込同所出帆、追々走上り、去々戌正月六日、豆州子浦湊出帆後同八日、沖合におゐて、西交風ニ被吹當、高波立ニ相成、楫折檣切捨、沖合漂流罷在、同三月十二日、アメリカ沖ニ而漁船ニ被助、乘組拾貳人共、右船へ乘移候處、右は小船之儀ニ而食料乏樣子ニ付、船頭虎藏外六人ハ、右船ニ相殘、此もの共儀ハルセキ國船江（朱書）先達而差出候伺書ニ、ルスンと相認候處、ルセキ相別レ同十九日同國カミシャツカ江上陸、同國ニ而扶助中、召仕人相付、食物之儀も、朝夕は麥粉、書は別段米飯相仕立給罷在候處、八月十日、相別レ候沖船頭外四人之内貳人、何國之船ニ候哉、カミシャツカへ爲乘參、一同ニ罷成候ニ付、殘り四人之儀承り候處、右は其國之船を以、日本江相屆候樣子ニ付、其段六人へ申通候趣を以罷越候段申聞、夫〻八人一同、右國之國地にて便船相尋罷在候處、右之内壹人、去亥五月十五日病死いたし、殘七人、同國商船和蘭國へ罷越茶相求候便船ニ而、當四月廿三日、ルセキ國出帆、當月廿四日、當湊へ入津仕、尤當湊へ立寄候ハ、船路〻百五十里程北寄ニ付、一兩日相掛候はゞ引渡相成候旨申之候段申立候、○中略

右一通吟味仕候趣、書面之通御座候、然ルル處、○中略私儀場所著之上、手代中村清八其外家來乘船爲仕候處、私儀罷越候事と心得、梯子にも手摺等を付、銘々衣服を改、漂流人ニハ日本之服を爲著、諸事穩ニ應對致候、○中略其外櫛衣服類抔爲見申候、其砌鯨室鯨等少々相贈申候、且牛鷄を贈呉候樣申ニ付、牛之儀相斷、右之代り鷄卵之儀相願候、右は一度ニ不相贈、追々ニ仕、御下知濟を相待候積ニ付、鷄卵を昨日相贈、漂流人七人へ味噌差遣申候、鷄之儀ハ今日相贈候積ニ御座候、依之此段申上候、以上、

子六月廿八日

江川太郎左衞門（幽隱秘籍）

〔御用留〕北蝦夷地詰足輕山鞭地江漂流異國船江乘組歸著仕候義に付申上候書付、

印　津田近江守足輕　倉内忠右衞門

右之もの儀、去る辰年○安政三年より、北蝦夷地詰相勤罷在、當年同所全島見廻り之儀申立候に付、場

所詰調役承屆、トンナイ場所土人召連、當四月二日出立、追々奥地見廻り、西海岸極奥ボーベと申處、小舟に而相廻り候折柄、俄に風波烈敷、洋中江被吹流、六月十九日山旦地ニコライスカ江漂著仕候處、食糧等も盡果、急速可立戻手段も無之、進退谷まり、無據其地居留魯西亞人之家に逗留罷在候内、追々北蝦夷地クシュンナイ江相越候魯西亞船有之候間、右に而送り歸し可申旨申聞候間、召連候土人共江も其段爲申聞候處、其ものどもは歸路魚獸を捕食料に致候而も差支無之に付、乘來り候小舟に而少しも早く歸國致度段申聞候間、任其意差戻し、忠右衞門儀は、右便船蒸滊船船名マレチヨロ相賴、七月廿二日ニコライスキ出帆、八月十三日北蝦夷地クシュンナイ江歸著仕候略中

追々忠右衞門幷召連候土人共江、漂流之始末相糺候處、前書之通申立、外疑敷儀も無之候得ども、自然右船箱館其外江入港、右之次第可申出哉も難計に付、同人義は箱館表江差出候段、北蝦夷地詰支配向より申越候に付、猶相糺候處、事實不都合之儀も不相聞候間、右之趣在留魯西亞コンシュル江掛合之上、忠右衞門所持之品々取戻し、借用金は返濟爲致、相當之謝禮等取計候積に御座候依之此段御届申上候、以上、

未〇安政六年十二月

〔臨時御用留〕丑〇元治二年正月十八日、古橋次郎見廻りの節到來、

當地在留之魯西亞人江、鹽御賣渡相成候儀に付申上候書付、

古橋次郎
成瀨潤八郎

先般箱館表魯西亞コンシュルより申立ニ付、當地在留之魯西亞人江、壹ヶ年千斤ヅヽ、鹽御賣渡之儀御許容相成、右に付而は、本邦は隣好之爲に可相渡趣を以、南方にある土人共掠奪之儀、御詰

問に相成、當地罷在、熟々彼之情態を察し候處、元來彼國之者ども、南方滋蔓之志は、一朝一夕之儀に無之は顯然故に、在留之ものどもは、總而は處置一歩を緩め候得ば、二歩進み候者、彼之常情に而聊之義に而も當方之間隙を窺ひ、所々江居小家或は小休所等取建度趣など毎々申出、當方より懇心を以處置いたし候得ば、右に甘江、更に恩惠とも不存、隨而浸潤いたし、終には一度を蠶食いたし候儀のみ志し、居候情態故に、何事も不取合樣致し居、更に懇心は素より、番人土人共に至迄、不馴近樣嚴重申諭し置候儀に御座候、既に今般格別之隣義を以、彼江鹽御賣渡相成候儀申達候處、鹽のみ有之候とも、食料には不相成、網を呉候樣申聞候趣、察するに、本邦之恩惠に乘じ、クシュンナイ川漁業等彌貪り候樣往々可相成、さすれば東浦マアヌイ川等も漁業いたし度旨、定而彼是可申出儀と被存候、彼は年々人員繁殖之念慮に而、既に毎年クシュンナキ江は空屋等補理置候儀に而候得ども、未だ本邦之十が一も唐太江も手廻り不申樣に被察候、右故彼に羽翼之不附内に、是より一歩たりとも開候樣仕度、然るを彼に事足候樣相成候得ば、益人員等も殖付可申候、且又鹽御賣渡相成候上は、定而追々米穀等之懇願も可申出は必然之儀と被存候、いづれにも當地之儀は、御國境御取極不相成内は、彼之爲窮置候樣いたし度義に有之候、當地は條約外之土地故に、三港之振合とも違ひ候間、彼等何事を申出とも、私ども限如何樣にも斷候心得に有之候間、御地に而コンシュルより申立候砌は、何事も嚴敷御掛合に相成候樣仕度、聊之品に而も、取引等いたし候樣相成候得ば、自から番人土人等彼に近寄往々不取締之儀出來可申哉も難量、右等はいづれとも役々取締候儀は勿論に候得ども愚民等目前之欲に被誘候より、如何樣之不都合出來可致哉も是亦難量、只々夫而已心痛罷在候儀に御座候何も決而箱館表に而御許容相成候鹽之儀ニ付、彼是申上候譯には無之候得共、私共見込之處獻芹之一端迄、貴樣方江此段申上置候、依之此段申上候、以上、

丑正月

古事類苑

外交部二十三

佛蘭西

國號　一六四三
通交　一六四四
遣使　一六五八
條約　一六六一
琉球條約　一六七三
下關事件　一六七九
雜載　一六八〇

古事類苑

外交部二十三

佛蘭西

國號

佛蘭西ハ、歐羅巴洲ノ中央ニ位スル國ニシテ、其我國ト通交貿易セシハ、弘化三年、此國ノ船始テ長崎ニ來リ、其鯨漁船ノ爲ニ薪水ヲ乞ヒシヲ以テ始トス、其後米艦浦賀ニ來ルノ後、此國ノ軍艦亦來リテ交通ヲ求メ、安政五年九月三日條約ヲ締結セリ、而シテ琉球ハ我鹿兒島藩ニ屬セシガ、是ヨリ前、嘉永二年佛艦數艘來泊シ、船將兵ヲ率キテ上陸シ、官廳ニ上リ、强迫シテ條約書ニ調印セシメタリト云フ、

〔增譯采覽異言 三〕拂郎察 一曰佛郎機、又作發郎機、昌永按ズルニ、此國古名ガッリアト云フ、ガアリヤハ其轉ナリ、羅甸呼テフランシアト云ヒ、其國自稱シテフランセト云ヒ、和蘭呼テフランス又フランカレイキト云フ、其古名及今名ノ義詳ニ下ノ增譯中ニ記ス、海國聞見錄ニハ佛蘭西ニ作ル、

地在二北海上一、與二和蘭斯把儞亞一、意太里亞等國一相接、疆界又併二得亞墨利加北地一、蓋亦大國也、

〔通航一覽續輯百四十三 佛蘭西〕佛朗西國部

按ずるに、この國歐羅巴洲中にして、本邦を離ること一萬二千八百里許なり、はじめ國名を端兒答（タルタ）といひ、のち瓦利亞（カリア）と改む、○中略本邦永正元年に當りて、此國の人、北亞墨利加洲の地に至り、互市の利を收め、或は敎を以て誑誘し、或は兵威にて役隷し、大に地を開き、城郭を建築し、酋帥を置き、號して新佛朗西國といふ、此地北亞墨利加洲の大國にして、西は新墨是哥、南は花地（フロリダ）、東は北海（マアルー）、北は度遮海に至れりといふ、其後

通交

邏媽(ローマ)の帝、威令行はれず、各國自立するに及て、此國亦近傍の諸國を蠶食し、羅德勿乙吉(ロウエイキ)に至り、始て自立の大國となれり、羅德勿乙吉後驕奢度なく、國內大に亂る、是より先き、那波禮翁勃那(ナハレランボナ)拔爾的(バルヤ)なる者、匹夫より起り、功を累ね、大官に陞り、威名大に赫くを以て、やゝ不臣の志を包藏せしが、こゝに至り、羅德勿乙吉を弑し、自ら皇帝と稱し、諸部を略定するに、向ふ處摧陷せざるはなく、遂に歐羅巴全洲を奄有す、其降らざる者は、たゞ俄羅斯、諳厄利亞のみなりしが、のち俄羅斯に敗られ、遂に嘆咭唎の擒となりしかば、國人また羅德勿乙吉を立、(佛國王の裔にして、前王と名を同ふせり、)其疆域、北は海を隔て諳厄利亞に對し、西は亞太蠟(アタラ)海に臨み、南の一面は比勒搦(ヒレチヲ)何山を以て伊斯把爾亞(スハニヤ)國と界し、又一面は地中海に濱し、東は意太里亞(イタリヤ)、赫爾勿萋亞(ヘルヘシヤ)、入爾馬泥亞(ゼルマアニヤ)等の諸國に接す、闔州の袤延を計るに、一萬四千貳百方里、居民二千九百萬、名城邑八拾、小縣三萬六千四百四拾壹あり、國中分て十二大鎭となし、各部督を置き、三十八部落に分ち、(或八十六部落といふ)各部落に總領を置く、都府を把理斯といふ、府の周圍五里(かの里法)にして、人煙稠密、戶口繁滋、百貨具はらざるものなし、これ歐羅巴洲中大都の其一なり、

〔瀛環志略四〕佛郎西(佛蘭西、法蘭西、佛郎機、佛朗機、佛朗祭、奧廬、奧祿、牙里亞、)

〔有所不爲齋雜錄一〕弘化三年丙午

フランス國之船就渡來、私儀一昨八日爲見廻長崎へ罷越候、昨九日フランス船三艘致出帆、相替儀無御座候ニ付、在所へ引取可申候處、同日別段白帆船相見候、合圖之筒打有之候、依之其儘滯留罷在候、此段御屆申上候、以上、

六月十日　大村丹後守(○中略)

昨日御屆申上候、長崎表渡來之英國船三艘相糺候處、フランス國之船ニ而、當四月中、唐國出帆致シ、琉球へ罷越、歸帆之海上、水野菜乏敷、右品乞請度旨申立、且類船無之、外疑敷儀も相聞不申候、江戶へ之注進、昨八日申上候間、私在所へ可申越旨、彼地差置候家來之者へ井戶對馬守申達候趣申越、今九日承知仕、此段御屆申上候、以上、

六月九日　小笠原佐渡守

追々御屆申上候、去ル七日長崎表へフランス國船三艘渡來、沖遠罷在候ニ付、彼地爲見廻今十二日出立仕候處、右船三艘トモ、一昨九日出帆致シ候間、江戶へ之注進、昨十日申上候間、私在所へ可申越旨、同所差置候家來之者へ、井戶對馬守申達候趣申越候、於旅中承知仕候得ドモ、其儘彼地へ罷越申候、此段御屆申上候、以上、

六月十一日　小笠原佐渡守

〔戊申雜綴四〕かびたん飜譯認置候和解

ナバキアン(是は唐音の儘をフランス國字に紀したる事と相見へ、今度船繫いたし居候場所之義歟、)にてケレヲバテレ(船號)船上において、曆數千八百四十六年第七月三十日(日本弘化三年年六月八日に當る)印度の海邊及び唐國邊において、フランス國方海兵の司たるスコウトベイナグト(官名)より、長崎御奉行樣(江)申上候、

數年來、フランス國船、日本海邊において、鯨漁致し來候、然を凡二ケ年前、フランス國鯨漁船、暴風雨に遭ひ、其船は勿論、乘組之性命を助けんが爲、伊豆(インシユウと有之候得共、伊豆之音之訛歟、)の島南方において火を吐き候山有之候處の港內に、右船主船を入れ候處、同所において最如何なる取扱に逢申候、人たるものは、其性命を助らん事を專ら勉强するものなれば、强盛の帝國たる貴國の港にて、難を免ん事を計りたるに、却而不計も其所之法度を犯せし、謀叛一揆の徒黨の族の如き取扱に逢ひ候事は、貴國御上之御主意には有之間敷事とは勿論奉推察候、右之次第、尊前樣(江)申上置候はば、貴國大德の御上に、右始末事實を御申上相成候樣奉存候、此度尊前樣以御蔭貴國御上之御仁憐を蒙り、フランス國の人民等、日本海渚邊において、此末、萬一難船に逢候節、御扶助之程偏に奉

ゝ希候、右等之難に逢候者有之候はゝ、御仁愛を蒙り、御扶助の御蔭を以、其本國江回歸致候樣御配慮被成下、年々長崎通商之阿蘭陀船又は唐船ゟ御差返し被成下度奉希候、右二ヶ國とはフランス國懇意に致し候國に而候間、右御振合に被成下候はゝ、聊懸念無御座候、乍恐尊所樣江右之次第申候はゝ、定而御當國最大德之御上の御聽に達し、左候はゝ、普く道を知たる天下の國々ゟ、尊く仰ぎ奉る御仁憐の御國、御廉直之御法度に可有御座候故、萬端都合能く可相成樣宜しく御勘考被成下候はゝ、右願御取用に可相成哉に奉存候、御奉行樣に申上度儀御座候と申事申立置候は、則前文之次第に御座候、何卒右願被爲聞召分可然御沙汰を承知仕度奉願候、

右之通飜譯仕候

セミルレ人名

右之趣かびたん横文字を以申上候ニ付、和解差上申候、以上、

かびたん、よふせふへんりいれひそん、

午〇弘化三年六月

弘化三年丙午八月日、伊勢守殿江上ル、長崎江乘寄候佛朗西船之儀ニ付、御内々申上候書付、

通詞連名如前

深谷遠江守
石河土佐守
松平河内守
松平式部少輔
小出織部
羽田龍助

去月廿八日被成御下候佛朗西船三艘長崎江乘寄、書付差出歸帆いたし候趣、長崎奉行申上候書

類一覽仕候處、貳ヶ年以前彼國鯨獵之船、暴風に逢、難儀差迫り、國地江乘寄候處、其所之もの如何之取計有之候間、以來御仁惠之御沙汰有之樣いたし度旨申上候儀に有之、右漂著之場所は琥と難相分、實否之程も難計候得共、又々乘渡、右願書之否承度旨可申立哉に付、勘辨仕候處、右答は不容易事がらに有之、此度長崎奉行願面之趣承置候事に相成候は、日本東海江來り、鯨漁いたし候儀を御聞被置候樣にも當り、且漂民を被爲救候儀も、彼國に約し候樣に而は、聊之取扱振をも彼是と申、御仁惠に甘へ候樣成行、自然御國體にも拘はり候儀有之間敷共難申、實に此度之御所置は、大切之儀に付、何卒御國威も相立、後患無之樣仕度候間、篤と評議仕候處、佛朗西人差出候書付之內、漂流之儀に付、願筋有之候貳通は差戻し、右書面は相分兼候廉も有之、且漂民取扱方は素々御國法も有之事に候得共、兼而通信不致國に付有無之答には難及、尤唐山朝鮮琉球和蘭之外、異國之通信通商は、御國禁に付、向後不可乘渡、早々歸帆可致之旨、長崎奉行ゟ申諭候方にも可有御座哉と奉存候、併前文にも申上候通、右答は不容易事柄に付、何分にも治定仕兼候間、此後佛朗西人渡來之節、申諭振之儀は、評定前一座林大學頭筒井紀伊守江も御尋之上、厚く御評議有之、兼而長崎奉行江御下知被成置候方可然哉に奉存候、依而私共評議仕候趣先申上置候、以上、

午八月

弘化三年丙午十一月六日、伊勢守殿江對候而都築長三郎を以上ル、

長崎表江佛朗西船再渡致し候節、取計方之儀に付愚意申上候書付、

筒井紀伊守〇中略

下ヶ札

此儀御國法も有之候間、左樣之儀は無之筈に候得共、右は何ぞ行違候儀にも可有之と申度處に御座候得共、右之意を含み、只如本文申上候は、海防掛評議に御救助之儀御約し被遊候樣相

成候はゞ以後聊之儀も彼是可申致懸念候も尤も之儀に御座候へば、右之評議を相含み、如本文申上候儀に御座候、乍去實は天保寅年被仰渡に而御約定有之姿に候得ば、今更御約定は不被成姿にも相成申間敷哉に付、何れ答は致候方と奉存候間、如本文申上候、

〔外國事件書類雜纂十一〕辰〇安政二年卯年、佛蘭西船渡來之儀に付書留〇中略

佛蘭西人より差出候漢文

内函頃呈

下田御奉行

台啓

大法蘭西國水師提督孟海雷敬啓者、本法國兵船現造停泊貴處浦江因要添辦食數事仰望貴大員與本兵船同花旗國船隻來往之由爲感應辦介之下、即要開船專候示覆並於明日本提督欲同將、官親詣貴署拜會肅此奉佈、即候日喜不一一、

三月初四日

〔外國事件書類雜纂十一〕辰〇安政三年八月廿七日

伊勢守殿、立田錄助ヲ以、

評定所一座

海防掛

大目付江御渡

辰八月廿七日

一覽仕候評定衆一座

長崎、浦賀、下田、箱館奉行

御目付

此節逗留佛人轉宿一件之儀、細々被仰越趣、具承知仕候、右に付而は、去年佛國提督船來著種々難題申掛、既に及大事候勢故、無致方應其意、十月十二日約條書取替候都合成立、其段は委細御届申上越候通に而約書之内何方に而も地を借屋を借、船を借等之ヶ條有之、此儀難應大切之ヶ條故、應接之砌、段々及斷候得共、不聞入彼國船之渡來滯船中、何歟借宿不致候而不叶節は、天久寺可借渡、彼國之船破船等之節、天久寺迄に而は不相濟、那覇に而も人家勝手次第相借候樣申立候付、其節は別段木屋相調住せ可申候間、天久寺に而相濟吳候樣段々申入候處、英人は那覇も相住せ、佛人者小國に而相歎不差免候哉と色々申に付、英人は此方より借宿差免候儀に無之押て相住居候段申入候處、是は不法之仕形、佛國は互に相談之上、約條相立、公道を以可申之處、右樣之申分落著不致、於其儀は、此方にも勝手次第可致、屹と那覇之内望次第人家可借渡抔と、別而六ヶ敷申立、琉役共にも必至に差はまり、只管及歎願候得共、不聞入、渠等猛威を示し、終に總理官等を庭上迄引卸候時宜成立、直に引次、十四日には、逗留佛人より通事係吉里筑登之親雲上參吳候樣承差越候處提督若狹町學校所日延一件申入、左候而神父事、天久寺より別所引移度、海邊は風氣不宜候間、吉里に而所柄相考吳候樣申出、最早屋を借等之儀約條取替候末に御座候得ば、斷も難成、天久寺東表之松原家を作相住居可仕哉と吉見申入候處、坊主之樣人離に相住居候儀不相好候間、首里相住居候而は何樣候哉と申出候付、他國人罷居候儀不相成段申達候處、住家之儀、人家を借可宜哉、又は琉球より家作爲致候方可宜哉、迚も人家を借候儀不相好、琉球より家作立候時は、佛人より入料銀可相渡、勿論此地商賣は不致、多人數滯留も不致、神父二人住居可致と申候、其後泊藏屋敷相應可致申入候處、彼所は市近く靜に無之、其上海邊に而風氣も不宜候に付、海邊より二合程内場所柄見合吳候樣申に付、上泊邊は何樣可有之哉と申入候處、人之住家主地所爲引越相住居候而は不宜、畠地に而も宜所家作調借候は可相濟候間、上泊、幷泊近邊所

柄見合呉候樣とも申、左候而若狹町公館邊は所柄可ㇾ宜内存に候旨申出同十八日には大灣親雲上幷吉里同伴に而、久米村松尾西表江參り、此所江住居作立度取究申出、前條借宿之儀に付而は、提督六ヶ敷申立候儀に而、若狹町那覇邊殊に其前渡地相應之出火有ㇾ之、右燒失跡度々差越致見廻候儀も有ㇾ之候に付、右場所又は首里等江是非借宿相住居度申立候時は、誠に不ㇾ容易儀に而、前條約定書に何方之地を論ずることなく、地を借、屋を借等之儀相載置候付而は、右を則變易いたし候而は、滯船中之儀にも有ㇾ之、又候何樣之難事引起候も難ㇾ計勢御座候故、應其意差免候次第に御座候、就而は家作繪圖面相添、右兩條折田平八江細々事情旁申含、御屆申上置候得共、未上國無ㇾ之内、右家作致ㇾ成就ㇾ引移候付、形行琉球方屋鏗船歸帆便より御屆申上越候處、初發之御屆も未相達ㇾ内に而、夫よりの御屆、早目相達誠に御不都合奉ㇾ恐入ㇾ候、右樣之儀、其節猶又同案を以、御屆可ㇾ申上ㇾ筈御座候處、甚行屆不ㇾ申、尤大荒目之御屆振に而、公邊御屆も御取調被ㇾ成兼、旁別而御不都合相成候段、細々被ㇾ仰越ㇾ趣具に承知仕、轉宿之儀餘事とは相替、必死に差はまり、斷付可ㇾ申之處、何とも行屆不ㇾ申、重疊大形至極奉ㇾ恐入ㇾ候、右に付而は被ㇾ仰越ㇾ候廉々幷取締向聊無ㇾ手拔樣就ㇾ中天主教沙汰之儀尚以嚴重可ㇾ致ㇾ取締旨攝政三司官江委細申達、猶又被仰越候ヶ條之内、書取を以致ㇾ吟味ㇾ申出候樣相達置申候間、追而何分申上候樣可ㇾ仕候、且詰役中は勿論、船主末々迄も手堅取締申渡置申候、尚此末萬端入念精々厚申談取扱可ㇾ仕候、追々川上式部谷川次郎兵衞上國仕候付、右旁之事情細々申上候樣可ㇾ仕候、此段極御内用を以御受答旁申上越候、以上、

但松尾江轉宿一件、折田便差上候、同按幷繪圖面二枚相添差上申候、尤鄕原轉、諏訪數馬儀も、追追琉著仕候付、連名を以申上候、

張紙
本文折田便差上候同案圖通丸便よりも差上置候付、此節は繪圖面迄差上申候、

辰五月

谷川次郎兵衞

諏訪數馬
鄕原轉
川上式部

島津下總殿
川上筑後殿
末川近江殿
新納駿河殿
樺山伊織殿

〔佛蘭西一件〕午〇安政五年八月十三日出ス

御番所樣

高輪町名主權左衞門

佛蘭西船三艘、神奈川先本牧沖江昨日乘込碇泊致し居候旨、相州三浦邊漁船之者申聞候趣、品川浦役人共より爲ㇾ相知ㇾ候間、此段御注進申上候、以上、

午八月十三日巳中刻

御番所樣〇中略

高輪町名主權左衞門

午八月十八日堀織部正ゟ差越

佛人掛年番

町奉行衆

外國奉行

今般佛蘭西人參府被ㇾ仰付ㇾ愛宕下眞福寺逗留中旅宿より御組のもの詰切、幷途中附添等の儀、先

達而魯西亞人參府中の振合を以、御申渡有之候樣被存候、此段及御達候、

午八月
八月十九日

備後守殿ゟ高木幸次郎を以上ル、卽日御同人同人を以被下候旨、池田播州より被申越寫向方へ、

佛人參府に付、町觸之儀奉伺候書付、

書面伺之通可取計旨、被仰渡奉承知候、

午八月十九日

伊澤美作守
町奉行

今般佛蘭西人參府に付、通行道筋取締向、其外市中心得方之儀、亞人蘭人其外參府之節伺濟の廉をも見合、別紙之通町觸可仕候哉、此段奉伺候、以上、

午八月

伊澤美作守
石谷因幡守

町觸案

今般佛蘭西使節參府被仰付候通行之町々道筋、人留致し候に不及段、板圍等其儘差置、往還道繕ひに不及、見苦敷儀無之樣掃除いたし可申、往來のものも平常の通通行爲致不苦候、尤混雜の儀も有之候得者、取締出役の者より可及差圖候、

一町々棧敷を掛、或は高き所江登り見物いたし候儀堅不相成候、

一町家商物之儀、平常之通差出置不苦候、

一逗留中、火の元等の儀別而入念可申候、

右之通町中不洩樣可觸知もの也、

午八月

佛人掛

〔佛蘭西一件二〕午〇安政五年八月十八日寫向方ゟ差越

外國奉行

町奉行衆

佛蘭西使節儀、明後廿日六半時過、芝新錢座より上陸旅宿の儀は、愛宕下眞福寺と取極候間、前々外國人出府いたし候節の通、御支配向出役の儀等御申渡有之候樣致度、此段及御達候、以上、

八月十八日

伊澤美作守
石谷因幡守

外國奉行衆
御目付衆

伊澤美作守〇政義町奉行　組與力
荻野政七　山崎助左衞門　稻澤彌一兵衞　仁杉八右衞門　佐久間彌太吉
同組同心
大竹常五郎　新井抵次郎　竹田平八　安原鐵三郎　中村佐七　笹岡小平太
石谷因幡守〇穗清町奉行　組與力
高橋吉右衞門　秋山久藏　松浦安右衞門　服部孫九郎　中島三郎右衞門
同組同心
板倉九十郎　天野喜兵衞　大八木七兵衞　岡田源三郎　神田吉七郎　柴田勘太夫
右者佛蘭西人參府取扱掛申渡、旅宿江兩組同心兩人づゝ、四人晝夜詰切申付、與力共は見廻取締方之儀申渡候、依て及御達候、

午八月

（文久戊午）夷匪入港錄（二）

正月廿二日、外國御奉行竹本圖書頭殿、佛國公使コモトール對話書寫（○中略）

一新田埋立之地、各國へ御割渡之節ハ、前以御沙汰有之候樣奉願候、公使

一外國へ貸渡之義ハ、入用地丈ケ區々ニイタシ、各國へ貸渡之積ニ候、御奉行

一國々へ御割渡ニ相成候節、又ハ願人毎ニ割付候節ハ、其上私共ニテ商人共へ割付候樣、實ハ仕度存候、公使

一願人毎ニ割付候方可然ト存候、御奉行

一居留地モ佛國政府へ御割渡ニ相成、其上私共ニテ商人共へ割付候樣、實ハ仕度存候、公使

一此段ハ執政へ申立候上、否ヲ待可及挨拶候、夫ニ未ダ地所平均ニモ不相成事ニ候、御奉行

一佛之分ハ格別之義モ十分一丈ケモ地所有之候得バ宜敷奉存候得共、各國ヨリ段々願出、佛人居住スベキ所モ無之樣可相成カト奉存候故、前以御沙汰有之候樣仕度奉存候、公使

一何レ割渡候節、各國へ引合亦コモトールへモ引合候上、取極可申候、此度ハ決テ右樣之義無之候、御奉行

一御達之上ハ、早速取極可申候、公使

一墓所地所之義申上候、右ハ先日申上候通、私共ヨリ願上候トハ、繪圖面之通相違致シ居候ニ付、其段先日申上置候、未ダ不取極哉御伺申上候、公使

一元來廣メ候丈ケ之地ハ、サシ支候御朱印地ト申、何モカシ遣ガタク、既ニ各國ヨリ願出候義モ有之候ヘドモ、指許不申候、然ルニ此度其許ヨリ願出候地ハ、矢張前ニ各國へ斷置候地ニテ指支候、御奉行

一如何之譯ニ候哉、公使

一夫レハ由緒有之、大君ヨリ夫丈ケの地ヲ賜リ候、御奉行

一被下ニ相成候地トハ乍申、當時之處ニテハ全ク荒地ニ候得バ、御貸渡ニ相成候テモ御指支有之間敷ト奉存候、公使

一假令明地ニ候トモ、併シ寺院へ由緒有之、夫丈ケの地被下候得バ、勝手ニ取計兼候、當時增德院ニテ手入無之取捨置候故ニハ有之候得共、素ヨリ寺院之地所ニ候、御奉行（○中略）

一先日書簡ヲ以願置候角場之儀、可成丈ハ掘割向へ願上度奉存候、公使

一何レ高地之方可然哉、場所ヲ見立候上可談候、（御奉行○中略）

一佛蘭西人計リ一ケ所ト取極度ト奉存候、（公使○中略）

一最早御退出之時刻ニモ可有之候間、御暇可仕候、種々御面倒之儀願上候、公使

一其許ノ對談ハ果斷モ早ク、殊ニ能分リ居、拙者ニモ部合宜敷候、御奉行

一地代ハ追々取集ニ相成候哉、御奉行

一夫ニ付申上候、書付中百六トル計之處、百五十トルト認メ有之候、全ク間違ニ可有之哉、今一應御算當ヲ願上候、右調出來次第、地代指出可申候、公使

一早々取調可申上候、地代相納候樣周旋賴入候、御奉行

右畢テ退席

（文久癸亥）夷匪入港錄（五）

橫濱新聞紙寫

西曆千八百六十三年第十月十四日、我文久三年九月二日、

今日午後凡三時頃ニ、我等將ニ此新聞紙ヲ出板セントスル時ニ當リテ、橫濱居留地ヨリ凡二里計隔タル、イドガヤトイヘル村ニヲキテ、外國人ヲ殺害シタル者アリト告ル者アリ、

是ニ於テ同社中速ニ馳セ出シ、殺害ノ場所ニ至リテ之ヲ見ルニ、殺害サレタル者ハ亞佛利加第三拔隊龍ノ一部ノ長ニシテ、方今ハ當港ニ在留セルロイテナントカムツトトイヘル人ナリ、（○中

略我等横濱運上所ノ通辨官ヨリ之ヲ聞シニ、殺害人ニ三人ナリトイヘリ然レドモ我等之ヲ考ルニ例ノ如ク其同勢猶多カルベシ、

午後第六時ニ、カムツトノ死骸ヲ横濱居留地ニ送リケル之ヲ護送セル者ハ、英佛ノ騎兵歩兵幷佛ノミニストル、其外總テ諸國ノ全權公使ヨリ諸役人ニ至ルマデ、夥シキ人數ニシテ、是皆コノ注進ヲ聞クヤ否直ニ馬ヲ走テ殺害場ニ至リタル者ナリ、○中略

同月○九月六日、神奈川御奉行駒井大學殿、同並合原猪三郎殿、佛英アドミラール等對話書寫、○中略

一私共ヨリ外國人一同ヘ、是迄ハ武器類携ヘ歩行仕間敷ト申渡置候得共、向後ハ武器小銃等持參イタシ候樣相達申候、若シ所持無之不覺ヲ取候者ハ、越度タルベキ趣觸示シ申候、殊ニ御國人ニ而刀柄ヘ手ヲ懸候得バ、外國人ニ而ハ砲發イタシ候樣申付置候、是迄殺傷ニ逢ヒ候モノハ十有餘人ニモ至リ可申、間難捨置、依而兩國之安危ヲ計リ候ハ、アドミラール職掌ニ有之候所、其配下之者殺傷ニ逢ヒ候上ハ、政府ヘ對シ申譯モ無之、既ニ此度ノモノモ小銃モ所持不仕故、悲歎之死ニ被行申候、常々武器持參不仕樣申渡置候故之儀ニ有之候、アドミラール一被言候趣了解イタシ候ヘ共、刀柄ヘ手ヲ懸ケ候ハヾ、速ニ發砲イタシ候樣ニ而ハ、異變止時無之、乍去被申聞候趣尤ニ付、究屈ニ無之、遊歩之出來候樣取計可遣候得共、拙者共手限リニ而ハ、行屆難ク候間、早々政府ヘ申立、所置可致、遊歩之場所ヘ守衛之モノ差出候外策無之、併シ一道ニモ無之、幾道ニモ相成居候間見張可然場所ヘ番所取立不申候而ハ相成間敷、左モ無之時ハ、外國人ヨリ發砲イタシ國人死候得バ、國人ヨリモ尚外國人ヲ恨ミ、殺害ニヲヨビ候樣成行、終ニ騷動絶ヘ候場合モ無之候、御奉行

一勿論刀之柄ヘ手ヲ懸候而已ニ而ハ、發砲モ仕間敷候ヘ共、一寸ナリ二寸ナリ拔劍イタシ候得バ、速ニ發砲可仕候、

一最前ヨリ申上候通、不平之儀而已打續心配仕候、附而ハ安全ヲ計度、右樣申上候事ニ而御座候、

一遊歩イタシ候而モ懸念無之樣御處置可被下趣、至極御尤ニ候得共、急速御所置無之時ハ、私方ニ而所置仕候間、左樣御承知可被下候、殊ニ警衛附添等ハ好ミ不申候、

一當節ハワルタートモ多人數渡來罷在候ニ付、警衛之儀モ申上候、○アドミラール○中略

御老中ヨリ佛蘭西ミニストルヘ被相贈候御書簡寫

佛蘭西先任全權ミニストル、エキセルレンシー、トセンテヘレクル江

以書簡申入候、我客歲九月二日即貴國十月十四日ノ夜、井戸ケ谷村ニ於而、我國人貴國士官カミス氏ヲ襲撃セシ一條ニ付而ハ、兼テ申入置シ趣モアレバ、兇徒緝捕之義、未ダ其蹤跡ヲ得ズトイヘドモ、精精心力ヲ盡シ、其許等ヲシテ甘心セシムルノ期ニ至ラセ度思ヘバ、探索方敢而怠ル事ナシ、然レ共此事於今滿足之擧アラザレバ、余等ニ於テ慚愧痛心之至ニ付、其遺族ヲ憐恤ノ意且ハ條約濟國民ノ生命ヲ保護スルノ徽衷ヲ表センタメ、貳萬ドルラルヲ指贈ラント欲ス、此度幸ヒ其許歸國被致候事故、此方ノ事體洞察アリテ、何レニモ可然周旋有之度、洋銀之義ハ漸々渡方可取計トモ存候、此段申入候、拜具謹言、

元治元年子四月廿一日

板倉周防守花押
井上河内守同
牧野備前守同

（元治甲子）夷匪入港錄　御老中衆ヨリ佛國公使江被相贈候御書簡寫

佛蘭西先任全權ミニストル、エキセルレンシー、トセンテベレクルエ

以書簡申入候、其許義、是迄多年我國ニ被致滯留、此方事情ヲ詳悉シ居ル、事故、兼テ申入レシ神奈川鎭港之義ハ、實以我方無餘義事情ニ出シ段ハ、疾ク了解セラレン事故、余等之信ズル所也、サ

遣使

レバ今般歸國之上ハ、其許意衷ヲ盡シ、委細其國帝殿下ヘ建白有リテ、我所望之行屆候樣可然周旋頼入候、右申入度如此候、拜具謹言、

元治元年子四月二十一日

板倉周防守 花押
井上河内守 同
牧野備前守 同

〔文久壬戌〕夷匪入港錄 四 佛蘭西新聞紙寫

西曆一千八百六十二年四月六日、我文久二年三月八日、

一千八百六十二年、大日本國大君ノ使節方、英吉利軍艦ニ乘組神奈川港ヲ發帆セリ、唐國上海ヨリ香港ニ至リ、同港ヨリ亞佛利加ヘ向ケ發帆、アレキサンドリー（アフリカ ノ地名）ヨリ法蘭西國蒸氣軍舶イマリヤー（舟名）ニ移リ、四月六日（我三月八日）シルシリノ內ゾリツテ（法蘭西海岸之地名）ニ雨天ヲ戴キ、夕時五時ニ著セリ、日本國ノ使節方ハ、官位ノ貴キヲ以テ、法蘭西國皇帝ノ欽差マルクワデトレウイス君大砲ニ關ルゼヲラール（官名）ブリガーデ君船大將ヂウイツソン君アブサンセ君等迄彼等ノ諸事ヲ守護セリ、

一日本國使節方イマリヤーヲ出デ、上陸ノ折、一時ノ間ホルテカノン（砲名）十九發ヲ祝セリ、〇中略

一法蘭西國今代ノ攝政ニ掛ルナポレヲン三代ナル皇帝ハ、國政第一等ヲ司ル宰相官ダランゼル君ヲ始トシテ、大日本國大君ノ使節ヲマヲキ、對謁ノ議接定マレリ、其對謁ニ掛ル日本國大君ノ使員ハ次ニ記セリ、

使節第一等

下野守　日本國大君ノ政法ニ掛ル宰相官ノ使節ニシテ、事ヲ極ムルノ人ナリ、　竹內下野守

第二等

松平石見守

石見守ハ第二等ノ使節ニシテ、事ヲ竹內下野守ヨリ受ルナリ、　京極能登守

第三等

能登守ハ第三等ノ使節役ナリ、　芝田定太郎

定太郎ハ使節方ノ書類又ハ財寶ニ掛ル役ニシテ、法蘭西國ノ版房ニ調フ品ハ彼ノ役ナリ、

使節方付第一等ノ役人四人　日高カイ　三郎　福田作太郎　水科六太郎　岡崎立右衞門〇中略

都合三十六人

一四月六日、日本國大君ノ使節方法黎斯ニ著、四月十三日（我三月十五日）八ツ時今代ノ攝政ニ係ルナホレヲン第三世殿下ニ謁セリ、〇中略

一第一等ノ使節竹內下野守ヲ始メ、松平石見守、京極能登守、芝田定太郎、外使節方、諸役、トロヲーヌ（座名）ニ於テ衆者集リ、再度殿下ニ對謁セリ、太子亦帝ノ傍ニ坐セリ、左右ニ列ヲ構ヘ、右側ニ近侍左側ニ女官ヲ備ヘ、外坐外國ニ掛ルアドミラール（官名）幷ミニストル（官名）亦列ヲ爲セリ、此時第一等ノ使節竹內下野守、帝ニ向ヒ言上セリ、通者亦和解ヲ告ゲ、其後亦諸官言上セリ、

一竹內下野守、帝ニ向ヒ言上セリ、日本國大君ヨリ使トシテ萬里ヲ渡リ、今日ノ如ク殿下ニ謁スルコトハ我ノ名譽タリトイフ、

一法蘭西國日本國ト親睦ヲ極メテヨリ、兩國ノ交リ終ニ廣大ヲ得ベキナリ、

一日本國法蘭西國ト親睦ヲ交テヨリ、我大君マイステート（法帝ヲイフ）ノ殿下ニ獻書スル事ヲ希ヒ今ニ及ビテ、我等命ゼラレ、日本國大君ノ實意ヨリ殿下ニ答ヘ、親睦ノ交リ條約ノ永久固硬セルコトヲ懇ニ我大君希望セリ、

一日本國使節ノ我等大君ノ命ヲ受ケ、歐羅巴ニ渡リ、法黎斯ニ及ビ、殿下ノ大義ヲ蒙リ、法蘭西國ノ大艦ニ乘入リ、日本國ニ歸セル約ヲ給フ、是亦頓首シテ謝スベキナリ、

一法蘭西國帝幷太子、皇后ノ康安、法蘭西國內ノ繁盛ナル事ハ、我等永久希望セリ、

法蘭西帝、使節ヘ返答

一我ハ日本國大君ノ使節ヲ望ミ、今ニ至リ初メテ對坐シ、甚喜悅ヲ得タリ、

一日本、法蘭西兩國談判ノ上取極メタル永久ノ約條ハ、終ニハ兩國ノタメナルベキナリ、

一汝等自國ニ寓舍セル時ハ、國內ノ重キ定メヲ悟ルベキナリ、

一汝等歸國ノ節ハ、自國ノ大艦ヲ仕出シ、悅ンデ送ルベキナリ、

一汝等歐羅巴ヨリ歸國ノ折ハ、我ノ日本國ニ睦敷交通セル志ヲ、日本國大君迄告ゲ知ラセヨ、日本使節方モニテールハ、條々圖ヲ加ヘ、後ニ公ニ爲ベキナリ、

一四月三十日我四月二日日本國使節法蘭西國ノ都府法黎斯ヲ去リ、英吉利國囉嘓ニ趣ケリ、

〔文久壬戌〕夷匪入港錄〔一〕御老中衆ヨリ佛國公使ヘ被相贈候御返翰寫

佛蘭西全權ミニストル、エキセルレンシー、トセンテヘレクルエ

貴國千八百六十二年第七月五日附新聞紙ヲ封入セル書翰落手セリ、先般我方ヨリ指遣セシ使節之輩、此程貴國都下ニ著シ、其國帝殿下ニ謁見之禮式無滯相濟、殊ニ使節等優待ヲ受シ段、其許ヨリ差贈新聞紙之面ニ而委細了解シ、我大君殿下滿足被思召、我々ニオイテモ喜悅之至ニ候、其待遇懇篤護衞之鄭重ナル、實ニ貴國之厚意ヲ表スルニ足レリ、後來兩國交誼之長ク保存セン事等ヲ以テ證トスベキナリ、何レ其許面晤之上、委細謝辭可申入候得共、不取敢回答如斯候、拜具謹言、

文久二年六月廿二日

脇坂中務大輔花押

〔佛蘭西國條約幷稅則〕佛蘭西皇帝と日本大君と信誼を結び、兩國の人民交易を通じ、其交際の永くかはらずして、兩國の爲利益ある交易の條約を定んと欲して、佛蘭西皇帝よりは、全權の使節シユワンハベテイステルイスゴロノカミを遣し、日本大君は、其事を、水野筑後守、永井玄蕃頭、井上信濃守、堀織部正、岩瀨肥後守、野々山鉦藏に命じ、雙方委任の書を照應して、左の條約を決定せり、

水野和泉守同
板倉周防守同

第一條

佛蘭西國と日本國と世々親睦なるべし、

佛蘭西國の人、日本に居留せば、其人々を日本において懇に扱ふべし、

第二條

佛蘭西國より、ミニストルを日本江戸へ差越し、幷に日本の開きたる港へ、佛蘭西のコンシュル、又は其代りの者を差越べし、日本に居留する佛蘭西のミニストル幷にコンシュルゼネラールは、日本國の部內を旅行する免許あるべし、

日本國より政事に預る役人を、パレイスへ遣すべし、及び交易を處置する役人を遣すべし、其政事に預る役人、及び頭立たる取締の役人は、佛蘭西國の部內を旅行すべし、

第三條

神奈川、長崎、箱館港、及び村は、安政六未年七月十七日西洋紀元一千八百五十九年八月十五日に佛蘭西人交易の爲

に開くべし、

新潟港もし其港を開き難き事あらば、日本西の方にて別に一ッの港幷に村を、午八月より凡十五ケ月の後より一千八百六十年一月一日開くべし、兵庫港幷に村を、午八月より凡五十一ケ月の後より一千八百六十三年一月一日開くべし、開きたる港は、佛蘭西人に居留を許すべし、其居留の地は一ケ所にして價を出し、地をかり、住宅倉庫を建る事をも許すといへども、是を建るに託して、要害の場所を取建べからず、此掟を守らしめんが爲、佛蘭西人家を建、又は普請する節は、日本役人時々見改むべし、」

佛蘭西人、住宅倉庫を建る地は、日本役人と佛蘭西コンシュルと相談の上定むべし、

港々の定則は、日本役人と佛蘭西コンシュルと相談の上定むべし、

若議定しがたき時は、佛蘭西ミニストルと日本政府とへ申立、相談の上取計ふべし、

佛蘭西人、居留の場所へ、垣塀等の圍を設けず、出入自在にすべし、

佛蘭西人遊歩の規程左の如し、

神奈川より六鄉川筋迄歩行すべし、（其川は川崎と品川との間に在て、攝津の海に入る川なり、）其外は十里迄行べし、

箱館は、十里四方へ行べし、

兵庫も同樣なり、若かし京都の方よりは、何れの方へも、十里手前にて止むべし、

佛蘭西船々の乘組人は、猪名川筋を越べからず、（其川は、兵庫と大坂との間に在て、攝津の海に入る川なり、）里數は役所又は御用所より陸路の程度なり、

長崎は、其町の周圍にある御料所を限とす、

新潟又は右に代る港遊歩の規程は、追而日本政府と佛蘭西のミニストルと相談の上定むべし、」

只商賣を致す間にのみ、佛蘭西人一千八百六十二年一月一日より江戸江在留すべし、一千八百六十三年一月一日より大坂江在留すべし、

又右二ケ所において、佛蘭西人、日本の家を價を出し借るべき一區の場所幷散歩の規程は、追而日本政府と佛蘭西のミニストルと相談の上定むべし、

第四條

日本にある佛蘭西人、自國の宗旨を勝手に信仰いたし、其居留の場所へ宮社を建るも妨なし、日本において踏繪の仕來りは既に廢せり、

第五條

日本にある佛蘭西人の間に爭論起る事あらば、ミニストル又はコンシュル取計ふべし、

第六條

佛蘭西人、日本人に對し、不埒の事あらば、佛蘭西コンシュル、糺明の上、自國の法度を以罰すべし、」日本人、佛蘭西人に對し、不埒の事あらば、日本役人、糺明の上、日本の法度を以罰すべし、但何れも偏頗なく取行ふべし、

第七條

佛蘭西人、日本人に對し、もし訴訟の事あらば、佛蘭西コンシュルへ其事を告、コンシュル、事の次第を吟味し、實意に取計ふべし、又日本人、佛蘭西人に對し訴訟あらば、奉行所へ其事を告、奉行所にて、事の次第を吟味し、實意に取計ふべし、若佛蘭西コンシュル取計兼る節は、日本高官の助をかり、相談の上取計ふべし、

第八條

佛蘭西人、日本の開きたる港々において、自國の品物は勿論、他國の品物にても、商賣いたす事苦しからずといへども、日本禁止の品物は商賣いたすべからず、日本の開きたる港より、自國又は他國へ品物を持行、商賣いたす事苦しからず、其節は定めたる通りに運上を出すべし、

武器は、日本政府幷に外國人の外賣べからず、

佛蘭西人日本人と、何品によらず、日本役人立合なくして賣買苦しからず、代金を拂ふ節も同樣たるべし、

日本人は、何人によらず、佛蘭西人と、物品賣買、且所持する事苦しからず、日本にある佛蘭西人、日本の賤民を雇ふ事障りなし、

第九條

此度定めたる商法は、條約の通守るべし、此條約幷に交易の法を、十分に取行ふ爲の規律を全備せんと要せば、佛蘭西ミニストルと、日本高官と議定すべし、

第十條

日本禁制の品持渡らざるため、又は僞りて運上を出さゞる事を防ぐために、日本政府にて、港々へ掟を立べし、條約又は交易の規則を守らざるもの、過料、又は荷物ともに、日本政府へ取上べし、

第十一條

佛蘭西船、日本の開きたる港に來る時は、水先のもの勝手に雇ふべし、

佛蘭西人、借財幷運上拂濟の上にて、出帆の節港外迄の水先案內は勝手に雇ふべし、

第十二條

佛蘭西人持渡りたる品物、運上納濟にて、日本役人より請取書を受取外開きたる港へ持行賣拂ふ時は、運上出すに及ばず、

第十三條

佛蘭西人、日本の開きたる港へ持渡りたる品物定例の運上拂ひし上は、日本人國中に持行とも、

運上取立る事なし、

第十四條

外國の貨幣、日本にても通用いたさすべし、其通用は、日本の貨幣と外國の貨幣、金は金、銀は銀と懸合すべし、

佛蘭西人、日本人との商賣に、日本の貨幣と、外國の貨幣と取交用ゆべし、

日本人、外國の貨幣に慣はざれば、交易の初發に、當用丈は、日本貨幣を外國貨幣と懸合せ、役所にて佛蘭西人へ引替渡すべし、日本通用金銀と、外國の金銀は、持行事苦しからずといへども、日本銅錢と貨幣に拵へざる金銀は持行べからず、

第十五條

佛蘭西人、品物持渡、運上を少なく拂はんが爲、其價を減じたると察せば、日本役人、是を改め、相當の價を付べし、佛蘭西人、其價にて承引せば、其價を少しも減ずる事なく、日本役所へ買入べし、もし是を否む時は、付たる價に從て運上を納むべし、

第十六條

佛蘭西船、難船又は難風に逢、日本の地に漂著いたしたるを、日本役人承はらば、成丈其人々を救ひ、覆慾を加へ、最寄の港にある佛蘭西コンシュルへ送るべし、

第十七條

佛蘭西の軍艦に屬したる肝要の品々は、運上なく、神奈川幷に箱館長崎の庫に入置、佛蘭西番人守るべし、若其品日本人又は外國人へ賣拂ふ時は、買取たる人より外品同樣日本役所へ運上を出すべし、

第十八條

日本人、佛蘭西人よりの借財を拂はずして、出奔いたしたる節は、日本役人吟味いたし、拂方いたさすべし、

佛蘭西人、日本人よりの借財を拂はずして、出奔いたしたる節は、コンシュル吟味いたし、拂方いたさすべし、若かし雙方役人より、其借財を償ふ事は成ざるべし、

第十九條

以後何事にても、外國人へ免許したる事は、佛蘭西政府又は佛蘭西人へも、同樣に免許あるべし、

第二十條

今より凡十四ヶ年の後に至り、此取極めたる條約の內、改むる事あらば、日本政府又は佛蘭西政府より、一年前に知らせ置、雙方談判の上改むべし、

第二十一條

佛蘭西ミニストル幷にコンシュルより、日本高官へ書面にて懸合ふ事あらば、佛蘭西語を以てすべし、

日本にて、速に解する爲に、五年の間は、都而日本語幷に佛蘭西語にて認むべし、

第二十二條

此條約本書は、佛蘭西皇帝自ら名を記し、印を押し、日本大君奧印して、今より後、一年の內に、佛蘭西使節と日本委任の役人と、江戶において取替すべし、

此條約は佛蘭西にては佛蘭西語を用ひ、日本にても和文を用ひ、片かなを添べし、其文意は、いづれも同樣なれども、なほ兩國にて通ずる和蘭語の譯文を、雙方より添たり、もし條約に解がたき事あらば、其蘭文を以證とすべし、この文は魯西亞、英吉利、亞墨利加條約に添たる和蘭陀語譯文と同義也、安政六未年七月十七日（西洋紀元一千八百五十九年八月十五日）に至りて、本書取替わせ濟すとも、此條約の趣は、其日より執行ふべし、其證據の爲、安政五午年九月三日、江戶において、前に載たる兩國の全權、此條約に名を記し調印するもの也、

水野筑後守　花押
永井玄蕃頭　同
井上信濃守　同
堀　織部正　同
岩瀨肥後守　同
野々山鉦藏　同

稅則

日本開きたる港々において、佛蘭西商民貿易の章程、

第一則

日本開港の場所へ、佛蘭西商船入津次第、二十四時中（佛蘭西の四十八時、但日曜日を除く、）に船司又は頭立たるものより、日本役所へ佛蘭西コンシュルの請取の書付を差出すべし、

此請取書は、佛蘭西國の掟通り認たる船目錄、其外の書類を、佛蘭西コンシュルへ預けたる請取書なり、幷に其者ども、其船の差出書を出すべし、

右は入津の船の名、其船の仕出し場の港の名、噸數、船司或は頭立たる者の名、乘來る旅人の名、乘組有之節は認め入る一船の乘組人數を認めたるものにして、書面の通相違なき旨を、船司或は頭立たるもの奧書いたし、證據として當人の名前を認入たるものなり、

同時に其船積荷の告書を役所に預くべし、

右は其荷物の記號幷に番付、且其入目斤數等を送狀に認し通に寫し、荷物引受先の人々の名を記せるものなり、

船中用意の品物の目錄も、告書へ加ふべし、

但船中用意の品も、書面の通相違なき旨、船司又は頭立たるもの奥書し、其名前を記すべし、

此告書の文面相違の廉、十二時（佛蘭西の二十四時、但日曜日を除く、）の中に心附改るにおゐては、過料の沙汰に及ばず、若其期限後に至り書改るか、又は告書に書入れするにおゐては、八十一フランクの過料を日本役所へ納むべし、

積荷總目錄、告書中に載ざる品を陸揚するにおゐては、其品二重の運上を日本役所へ納むべし、船司或は頭立たるもの、入港の手數納方前書の期限後るゝ時は、過料として、一日怠る毎に、三百二十四フランクの過料を日本役所へ納むべし、

第二則

日本政府より、其港内入津の船々（軍艦を除く）に、運上方改の役人乘組まする儀、當然たるべし、

乘組のもの共は、右役人に對し、不敬無之、丁寧に取扱いたし、船中可成丈相當の用便をなすべし、

夜中は、日本役所より許しなくして荷卸すべからず、

荷揚前、船々出入口荷物仕舞置、戸口、〆り口とも、夜中をなし置べし、萬一許しなく是を開き、又は錠印封を破り、品物を引出等の者は、其犯せる人ごとに、三百二十四フランクの過料を日本役所へ取立べし、

日本役所へ當然の差出書を出さずして、荷卸いたし、或は其事を謀れる品々は、次のケ條に定たる通取押へ、日本役所へ取上べし、

荷物の中積荷目錄に載ざる品々を取隱し置、收納を減せんと仕組たる者は、其品を日本役所へ取上べし、

日本の開かざる港にて、密賣買をなすは勿論其仕組有之佛蘭西船は、其品を日本役所へ取上の上、犯せるごとに五千四百フランクの過料を納むべし、

修復のため入津の船々は、運上なく積荷を陸揚し、日本役所へ預るべしといへども、藏鋪作事幷に番人等の諸入用は、相當の償を出すべし、

若其荷物の内を賣拂ふ時は、其荷物丈は、規定の通、日本役所へ運上を納むべし、

積荷を同港内の他船へ移す時は、日本役人見分の上、事情明白に相分り、免狀を受る上は、定の運上なし、

阿片の輸入は禁制なる故若日本に商賣に來る佛蘭西船、阿片の量目三斤以上船中に所持するとき、其餘量は日本司人取上ぐべし、且阿片を密商し、或は其事を謀る輩は、阿片一斤ごとに八十一フランクの過料を日本役所へ取立べし、

第三則

品物を送る荷主、又は引受先の者より、入津の荷物を陸揚せんとする者は、其積荷の差出書を、日本役所に出すべし、

此書面は、荷主又は引受人の名前、積送りたる船の名、荷物の記號番附、其積荷の斤數、石高、毎品の代料を認め、其總〆高を、其書付の末に認むべし、

都て此差出書付は、持主又は引請人認たる僞なき價を申立る書面にて、日本役所の規定にふれたる、隱し荷物なき證據として、銘々名前を記すべし、

右之通、積荷目錄差出等の書類、日本役所に差出、右書付引合、積荷用意品等取調濟迄は、品物ごも日本役所の預りたるべし、

日本役人右の通差出たる荷物の内、或は總體を定式の通改むべし、

若運上役所に引上げ改る事ある時は、輸入人の失費相掛す、可成丈品物の損せざる様にいたし、改濟の上は素の如く取始末すべし、尤取調方、格外時日を費さゞるべし、

荷主或は輸入人、銘々持受の品改濟、役所より引渡さゞる以前、輸入の途中日本役所へ差出さゞる以前の事をいふ破壞損傷の品々心付ときは、當人より其段運上役所に申立、其品取扱ふ職業の廉潔なるもの兩人以上出會、直組いたさせ、其荷物ごとに、損じ高を歩割に記し、其記號番數ともに證書に認込べし、尤日本役人立合にて、直組人等名を記すべし、右の證札兼々持參の差出書へ添、總高の内を引落すべし、尤條約第十五ヶ條の取極の通運上役所にて取扱ふ事、故障あるべからず、諸運上納濟の後運上役所より陸揚不苦段免許狀を渡すべし、

品物渡方は運上役所にても、船中にても、其者の願に任すべし、

輸出に極りたる荷物は、船に輸送する前廣に、運上役所へ船名、荷物の記號番付、入高斤數、量目、性合、幷代料を記せる差出書付を出し、書面の通聊僞なき由を、輸出人等證據として、其名前を認むべし、

運上役所へ差出し以前船中へ積込たる荷物幷に運上役所へ差出し濟の上、禁制の品を竊に荷積の内へ入有之ば、改の上日本役所へ取上べし

船中當用の品、又は乘組旅客の當用衣類等は、運上役所へ差出をなさゞるべし、

第四則

出港手數を願ふ船々は、日本十二時佛蘭西二時前に運上役所へ申立べし、此期限中に、右手數遲々せざる樣取扱は勿論たるべし、右手數差止る事あらば、日本役人より、船司又は頭立たる者幷に其船荷の取引人等へ、其段申渡し、佛蘭西コンシュルに申達すべし、

佛蘭西軍艦は、入港出港運上筋の手數に及ばず、運上役人幷番兵等差構ふ事なし、

佛蘭西飛脚の爲の蒸氣船は入港出港の手數を一日にいたし、日本に上陸する旅客幷に品々の外は、告書差出し、書面の手數なしといへども、何ケ度にても、入港の度毎に出港入港の手數はいだすべし、

薪水食料等用意のため入港の鯨漁船、或は難船は、其積荷の告書を出さずといへども、若其積荷を賣拂はんと願ふ時は、第一則の通定式輸入の手數をいだすべし、

税則幷に條約書中に、船と唱ふるものは、ナウイル、バルクブリツキ、ゴウエレット、スループ、ワッヘル等を總ていふなり、

第五則

日本運上役所の規則に違ひたる僞差出し積荷目錄を出し、幷に證書に名前を記せる輩は、其犯すごとに六百七十五フランクの過料を、日本役所へ納むべし、

第六則

噸税は、日本開港の場所におゐて、佛蘭西商船より取立ずといへども、左の規定の通、其地々々の運上役所に納むべし、

壹船の入港手數に付　八十一フランク
壹船の出港手數に付　三十七フランク八十サンチーム
夫々の免狀に付　八フランク十サンチーム
場所々々々建固狀に付　八フランク十サンチーム
其外の各書に付　八フランク十サンチーム

第七則

總て日本開港の場所へ陸揚する物品には、左の運上目錄に從ひ、其外の運上役所に租稅を納むべし

第一類

貨幣に造りたる金銀、幷に造らざる金銀、當用の衣服、家財幷に商賣のためにせざる書籍、

何れも日本居留のため來る者の所持の品に限るべし、

右之品々は、運上なし、

第二類

凡て船の造立、綱具修復、或は船裝のために用ゆる品々、鯨漁具の類、鹽漬、食物の諸類、パン、幷にパンの粉、生たる鳥獸類、石炭、家を造るための材木、米穀、蒸氣の器械、木綿、及羊毛の織もの、トタン、鉛、錫、生絹、

右之品々は、五分の運上を納むべし、

第三類

都て蒸溜、或は釀し、種々の製法にて造りたる一切の酒類、

右は三割五分の運上を納むべし

第四類

凡て前條に擧ざる品々は、何に寄らず、二割の運上を納むべし、

金銀、貨幣、棹銅の外、都而日本に產し、積荷として輸出する品物には、五分の運上を納むべし、

米幷に麥は、日本逗留の佛蘭西人幷に船々乘組たるもの、及船中旅客食料のための用意は與ふとも、積荷として輸出する事を許さず、

佛蘭西船にて開きたる港に持わたりし外國の穀物、もし陸上せざる時は、故障なく再び輸出すべし、

日本產する所の銅は、日本要用の餘分あれば、其時々公けの入札にて賣渡すべし、

神奈川を開港の後、五ヶ年に至り、日本或は佛蘭西政府の望みにて、出港入港の稅則を再議すべし、

琉球條約

○按ズルニ、此他慶應二年五月十三日ノ改稅蓋書、同三年一月二十五日ノ材木改稅取極書ハ、英國ノ下ニ引ケリ、

〔通航一覽續輯百四十三佛蘭西〕同年〇弘化元年琉球人書

琉球國中山王府布政大夫向永保、上拂朗西第一號戰船總兵嘐爾烈略璞朗書、

具稟琉球國中山府布政大夫向永保、爲大邦之命可畏、小邦之情願達、乞垂憐恤、以免貿易事、據那覇官鄭良弼稟稱、奉拂蘭西總兵大人鈞諭、要與琉球通和結好往來貿易、宜斟酌回話等因、理合稟明等之由、前來、伏念貴國要爲貿易、實出于修睦之至意、曷勝感激、但敝國僻處海隅、土瘦地薄、米穀稀少、更無金銀銅鐵、擧國士民日食難續、器具不備、自古交通度佳喇島、以我國所產粗貨、易彼島米穀諸物、聊得濟用、一逢風旱、產物缺之、不能如意交易、乃復與貴國貿易、實非國力可及、況且敝國素係淸國屛藩、世襲王爵、代共職貢、凡所行大事、不敢自專、是以上屆癸亥丁酉壬辰等年、有孟牙利亞、米理幹、英咭利

三國船隻來到敝國要爲貿易之時、披陳前由、共行請辭、伏乞總兵大人洞察事情、大垂洪慈、恩免通和結好往來貿易、仍祈回國之後婉爲轉奏、恩准所請、則擧國官民千秋萬歲焚香頂祝矣、切禀、

道光二十四年三月十六日具禀琉球國中山府布政大夫向永保

〔有所不爲齋雜錄二十五〕弘化三年丙午

琉球國之內那覇湊エ、當四月七日ヨリ卸碇居、同五月七、同國之內運天湊ヘ乘廻候佛朗西船一艘、同十三日右同湊エ卸碇候佛朗西大總兵乘船等二艘、都合三艘共、三司官初役々差越、晝夜勤番、且大總兵ヨリ琉球總理官エ致面會、和平之事申談度申出趣有之、追テ可及返答旨申達置候趣ハ、追追御屆申達候通御座候、然處總理官之名目ニテ、國頭按司役々召列、大總兵乘船ヘ差越致面會候處、外兩艘之船頭ニモ、列席滯留之唐人ヲ以、本國皇帝之命ヲ請、差越候旨、殊ニ歐羅巴數國之樣子强大申立、琉球ニモ必佛國ニ親ミ候樣、且佛國淸國和好交易免許之文書ヲ見セ、商道之儀共、委細申聞、終ニハ和好致交易度趣、國頭按司ヘ申聞候ニ付、此儀ハ國家之大事故、國王ヘ申聞、何分可返答申達置、猶又篤ト遂評議、琉球之儀ハ、小國屬島褊小、全體產物稀少、金銀鐵類ハ全ク無之、淸國之屛藩ニテ度佳喇島迄致通融候、淸國ヘ代々貢職ヲ供フ故、入貢之便ニ、日用品物買取、亦藥種を求、療用相達候、右貢物幷淸國ヘ持渡候諸用物、皆琉球之產ニテ無之、專度佳喇島ヨリ買求、國用之米穀材木鐵鍋其外器具等モ、彼島之商人持來、漸致用辨候得共、風旱之逢災難候節ハ、米穀之代リ都テ蘇鐵ヲ食用ニ致シ、專度佳喇島之商船持來候米穀而已ヲ以日用相辨候、實以窮國之事情、右次第、廣ク他邦ト交易和交イタシ候儀ハ、迚モ不及國力候、再往遠國ヨリ渡來、勞志之情合、誠以感激之至候得共、舊來度佳喇島ヨリ通商恩惠之好モ有之、何分ニモ難應其意候間、深ク仁慈之仰許容候、歸帆之後宜願奏達旨、折角叮嚀相斷候處、大總兵不致信用、琉球ハ屬島褊小、米穀モ無之窮苦之孤島ト申事候得共、此國ハ唐日本ヘモ通商、萬辨利能國柄ト兼テ承及、此度暫逗留致見分候處、彌其通之事ト被察、其方ヨリ申聞候通ニハ難心得候、就テハ佛國通商之事、猶許容者、以來琉球國益ニモ相成候樣可取計、再往種々申掛候情合難默止候得共、猶無餘儀及理解、再三相斷候處、此度ハ致歸帆、申立之趣、皇帝ヘ具ニ奏達ニハ可及候得共、大總兵心底不致落著候間、國元之樣子見屆候形行致奏聞候者、皇帝何分議定可有之、然バ皇命之旨爲可申諭、今一ケ年程ニハ可致來著、去々年以來滯留之佛朗西人、幷唐人ハ、此節列歸、三四ケ月後、右佛朗西人ヨリ又々可差渡、外ニ佛人一人重テ皇命出來之節、爲通事殘置候間、琉球言語可相敎旨申聞候ニ付、國禁之旨、譯テ相斷、一同列歸候樣申達候得共、更不聽入、佛人幷唐人大總兵ヘ召乘行候、滯船中、任望食料等相與、殘置候佛人一人ハ、如最前寺中明除召置、柵ヲ結、番所數軒相構、三司官初役々晝夜勤番、堅取締申付置候、將又當四月五日那覇エ渡來致滯留候英吉利國之醫師幷妻子唐人共、今以無異事罷在候旨、琉球ヨリ飛船ヲ以屆來候段、長崎奉行ヘ委細申達候由、國元家來共申越候、此段及御屆候、以上、

七月廿日　松平大隅守

〔有所不爲齋雜錄二十五〕嘉永二年己酉

私領琉球國之內那覇エ、去年九月廿七日、異國船三艘卸碇候ニ付、役々差越、本國來著之次第相尋候處、佛朗西國之兵船ニテ、一艘ハ提督幷官人唐人等都合七百人、一艘ハ人數五百人、內唐人四拾人、一艘ハ火輪船ニテ、人數二百人、內唐人二拾人乘組、上海ヨリ寧波九山ヘ相渡、彼地ヨリ渡來、五百人乘組ハ、日本ヘ渡海、長崎箱館ヘ一ケ月半程滯在夫ヨリ上海ヘ罷渡、此地ヘ渡來之段申出候、然處十月三日提督幷官人八人兵卒九拾九人、唐人二人、卽刻上陸、役々致面會候處、交易向幷地面人家買入、又ハ借宿等ニテ、領事官商民等逗留爲致候儀共、十ケ條之約定書差出候ニ付、琉球國之儀ハ、金銀銅鐵モ無之、產物乏敷、偏窮之國柄、迚モ交通不相成譯等ヲ以厚申斷候處、亞米利加國モ致約定候ニ付テハ、此節之條約書ヘモ印形押調候樣申聞候ニ付、西國ヘハ渡來之節モ好友幷薪

水粮食等ハ隨分可ニ相達一旨致ニ約定一候、然ル地面人家買入、又ハ領事官等逗留爲ニ致候儀ハ、國家之大事ニ付、清國ヘ不レ得ニ差圖一候テハ難レ應ニ其意一、小國之情狀加ニ憐察一呉候樣頻ニ申入候處、佛國皇命之箇條書ニ候間、一事モ增減不ニ相成一旨申募、是非其通決著可レ致ニ返答一旨申置、本船乘歸候ニ付、琉球役々モ追々船元ヘ差越、故障之廉々消除、精々申斷候得共、不レ致ニ承知一、同十二日、官人幷兵卒二百三拾餘人致ニ上陸一、約定書取直候付、即可レ致ニ決著一旨、甚猛威ヲ示シ、種々申立候付、地ヲ借屋ヲ借、船ヲ可レ借トノ箇條ハ、小國難レ應旨、再三及ニ理解一候處、忿怒之面色ニ相變、佛國ヲ小國ト欺候哉抔云罵リ、兵卒四拾人餘、劒銃刀等拔持、坐上ヘ蹈上リ、前後ニ取圍、甚以失禮之致方故、此上强テ申斷候ハヾ、既可レ及ニ異變一勢付、不レ得レ止總理官布政官印押調候處、一通ハ相渡、漢字幷横文字之二通、彼方ヘ受取、此節之箇條書任ニ申立一取直候付、形行ヲ以佛國皇帝ヘ可レ致ニ奏聞一旨申聞候、且又逗留佛人等列歸呉候樣、種々申諭候得共、不レ致ニ承引一、是迄之通殘置候付、會釋向入念、琉球語且眞字俗字之書物等相教可レ呉、左候テ右船ハ今ヨリ六ケ月後、日本ヘ罷渡、約定相究、カムシヤツカヘ渡海、夫ヨリ來秋歸國之砌、又々此地ヘ可レ致ニ來著一旨申置、乘組之內一人病死致土葬、同十九日三艘共一同出帆、未申之方ヘ乘行候、將又一昨年ヨリ逗留之英人病氣付、爲ニ養生方一妻子即刻右ヘ便船、清國之樣罷渡候、猶又取締向之儀、嚴重申付置候旨、此節琉球ヨリ以ニ飛船一申越候ニ付、委曲長崎奉行ヘ申達候由、國元家來共申越候、然ハ前文通、琉人共ニモ精々心力ヲ盡相斷候得共、一圓不レ致ニ承引一、無據約條書別冊之通取替候、付テハ今更無ニ致方一、兎角約定之振合ヲ以、不レ致ニ會釋一候者、所詮致ニ承服一間敷候ニ付以來ハ亞米利加同樣約定ニ基キ可レ致ニ會釋一、其外何ゾ故障之廉々申立候ハヾ、時々相斷、萬端嚴重取計候樣可ニ申付一候間、其通御聞置可レ被レ下候、以上、

西二月廿二日

松平薩摩守

〔有所不爲齋雜錄十八〕於ニ琉球一佛朗西人約定寫

大佛囒哂國與ニ大琉球國一前請和約章程、未レ蒙ニ允諾一、今暫且停止、待ニ後再議一、今大佛囒哂國與ニ大琉球國一兩國大臣酌議合約章程、在ニ那覇地方官衙門一、大佛囒哂國皇上欽使全權大臣兼理各國通商事務總領水師兵船提督軍門于爾杏、會ニ同布政大夫馬良才一、大琉球國藩王欽命中山府總理大臣尙景保、酌議合約章程各款、

布政大夫翁德裕開ニ列于後一

一嗣後凡佛囒哂人到ニ琉球各處地方一、兩國民人、均須ニ友誼和睦一、當思佛囒哂皇上民人更宜ニ格外友睦一、凡佛囒哂人買ニ食物等項一、或交ニ地方官一代買、或與ニ琉球民人一自買、琉球地方官不レ必ニ設立法度一、禁ニ其勿一貲、其價須ニ要公平一、交易須ニ與本國人一無異、

一凡佛囒哂大臣、與ニ琉球大臣一、屢議買ニ賃地屋船等一、琉球大臣固執不レ允、今兩國大臣安議准ニ于借用一、如後佛囒哂人要ニ用或地或屋或船一、即告ニ知琉球地方官一、該地方官即去妥辦借與ニ佛囒哂人一需用、如ニ地屋船一、佛囒哂人不レ合ニ該地方官一、不ニ同一佛囒哂人聽ニ其順便擇換一、合意之處、不ニ論暫住久用一、均聽ニ其自便一、倘琉球官員不レ肯ニ更換一、借ニ地屋船等一、佛囒哂人勢必要ニ琉球妥賃一、合意之處一、需用勿レ得ニ推委一、其佛囒哂人存ニ放煤炭一之地屋要ニ近ニ泊村一、埠頭左右一、或借或賃一、或大保ニ存煤炭一、亦聽ニ其順便建造一、至ニ佛囒哂人所住房屋地船一、琉球官均宜隨時護衞一、勿レ得ニ欺凌一、

一凡佛囒哂船進ニ琉球各處港口一、要ニ用各色木料淡水等項一、其價公平、不レ得ニ高抬一、如用ニ別樣物件一、在ニ那覇地方官一代買、

一凡佛囒哂船倘在ニ琉球附近地方一、遭ニ爛傷損等情一、該地方官速令軍民人等救護船上之人、援救破船、並駁ニ運貨物一該地方官宜ニ設法安等居住一候、有ニ佛囒哂船到一送ニ回佛囒哂國一、該地方官所僱之人工食向ニ船主一取領、

一凡佛囒哂人到ニ琉球各處地方一、遊行與ニ人間一談常事一、地方官切勿ニ禁止一、並立ニ通事人一暗地通知一、隨伴同

行一切禁止、或有㆓咈嚩哂人㆒强買㆓物件㆒、別有㆓不法之徒㆒、地方官遣㆓人投㆒知船主㆒、聽㆓其自行㆒嚴責、

一凡咈嚩哂人在㆓泊村埋葬之墳㆒、地方官時常保㆓護㆒、無㆓得毀㆒壞㆓其墳㆒、

一凡咈嚩哂船駛㆓到琉球㆒、想㆓進㆒那覇㆒、必須㆓備㆒項好快船一隻㆒、能識㆓港口水道㆒人一名㆒、速㆓至㆒口外㆒、以便㆓引領進口㆒、船主給㆓付工食洋銀五元㆒、後欲揚帆亦要㆓引領出㆒口㆒、不㆓得阻止留難㆒、船主亦給㆓付工食洋銀五元㆒、無㆓得增減㆒、

一凡咈嚩哂船進㆓琉球那覇港口㆒、如㆓要用㆒各色木料㆒、每壹千觔給㆓付錢三千六百文㆒、要㆓用㆒淡水㆒、每壹千觔給㆓付錢六百文㆒、保㆓琉球地方官代買㆒、

一凡咈嚩哂兵船商船到㆓琉球各處停泊㆒、遇㆓有㆒水手人等上岸散遊逃亡㆒、船主告㆓知地方官㆒、該地方官實力查拿解㆓送船主㆒、勿㆓得隱匿㆒、倘有㆓琉球人役㆒、罪逃㆓入咈嚩哂人居住屋內㆒、或咈嚩哂船內㆒、躲避地方官亦告㆓知咈嚩哂住屋之人㆒、或告㆓船主㆒、查㆓明罪由㆒、亦即拘㆓送琉球地方官㆒、辨㆓罪彼此不㆒得庇匿㆒、

一凡咈嚩哂人倘有㆓不法匪徒㆒、在㆓琉球地方㆒、與㆓琉球匪徒㆒、互相爭鬪、毆傷致㆓斃係㆒琉球人㆒、由㆓琉球官㆒、嚴拿審明照㆓琉球國例㆒治㆓罪㆒、係㆓咈嚩哂人㆒、由㆓咈嚩哂船主㆒拘拿審明、照㆓咈嚩哂國例㆒治㆓罪㆒、倘船不㆓在後來船主亦可㆒代辨此事㆒、不㆓得渾辨以傷㆓和好㆒、

一凡咈嚩哂船到㆓琉球㆒、或有㆓遭㆒危、宜㆓如㆒意保護㆒、凡船中繩索物件、所帶貨財、行李衣服等項、搬運上㆓岸之時㆒、無㆓論在何地方㆒、琉球官員宜㆓飭差守護安排㆒、咈嚩哂國與㆓琉球國兩國民人㆒俱、永遠共相和睦、勿㆓傷和好㆒、

以上十一款章程、未㆓曾妥議㆒者尚多、倘後琉球國與㆓別國㆒議㆓通商貿易賣地留人等情㆒、未㆓經此議分晰㆒者、均照㆓別國議款㆒增加、琉球官勿㆓得妄言此款無議㆒、

咸豐伍年乙卯○我安政二年十月十五日、在㆓那覇公館㆒立尙景保兩國四位

馬良才

翁德裕

大臣面同、親筆書名畫押蓋印、各執一紙存照、

下關事件

㆓文久三亥㆒見聞雜錄二十三㆒去月廿三日、長門國赤間關㆓江㆒、佛朗西國蒸瀛船一艘上筋より艦來候に付、本家松打掛、彼方よりも及㆓砲發㆒候儀に付御屆、

六月十八日

當月廿三日曙、私領內長門國豐浦郡赤間關㆓江㆒、佛朗西國蒸瀛船一艘、上筋より艦來候に付、本家松平大膳大夫警衛人數幷私家來申合、一同大砲數發打掛候處、彼方よりも致㆓手向㆒、大砲兩三度及㆓砲發㆒、豐前地に寄、終に玄海灘㆓江㆒、乘出逃去申候に付、物見船差出候得共、船影も不㆓相見㆒、段及㆓注進㆒候、此段御屆申上候、以上、

五月廿六日

毛利左京亮○略中

亥六月九日

神奈川奉行に而取調候申口

毛利左京亮

藝州因之島　源太郎　亥四拾五歲

筑後國若津　忠三郎　亥三拾四歲

右申口

佛國軍艦セシラミース㆓江㆒乘組、水先案內として罷越候始末御糺に御座候、

此段申上候、私共儀、佛國軍艦セシラミース㆓江㆒乘組、水先案內として、當六月朔日、橫濱港發帆、瀨戶內通、長崎表㆓江㆒罷越候積を以、遠州御前崎迄相越、船繫いたし、翌二日、同所出帆、紀州熊野沖迄罷越候處、豐後土佐兩國之間を通船候樣申聞候間、是迄瀨戶內通者、度々通行、水先心得居候得共、前書兩國之間は不心得之旨を以相斷候處、先方に而心得居、差支無之、強而可㆓罷越㆒、尤長崎迄相越候儀には無之、全くは長州御殿と唱候方㆓江㆒用事有之同所迄罷越候儀等申聞、且當五月晦日、橫濱港發帆之佛國小軍艦も、右最寄洋中に繫居、一同に相航しながら、大砲㆓江㆒玉込等いたし

候次第に付、不㆓容易儀㆒と恐愕いたし候得共、可㆓差止㆒様も無㆑之、其儘馳り候處、當月五日朝四ッ時、長州下の關より凡二里程手前、長府海岸江船を繋ぎ、臺場を目掛大砲二三拾發いたし候處、長府の方於ては、更に砲聲も不㆑致故佛船に而も暫時砲發相止罷在候内、右小軍艦之方、臺場最寄江相進候處、臺場より大砲三發打候に付、猶佛軍艦二艘より數發打掛候得ば、臺場忽崩れ落、響夥敷いたし、無㆓程佛艦乘組之もの共上陸可㆒致間、岸上江船を寄候樣申㆒之候得共、遠淺に而不㆑能㆓其儀㆒、バッテイラに乘追々上陸、臺場近邊村家江火を掛候處、次第に延燒、二三拾軒程も灰煙と相成、山手之方纔に二軒程殘居候家屋相見候而已に而、凡二時程も相立、前書上陸之もの共、鉄砲數不㆑知火門等斧を以打碎、折れ鎗十本程、鎧四五領、懼其外携罷歸、且長州士人三拾二人打殺候旨等申聞、尤佛人も二人鐵砲に被打候哉、腰の邊り疵請候もの見請候得共、私共儀は始終船中ニ罷在、驚駭いたし居候義故、陸地之樣子は勿論、一體之始末聢と心得不㆑申、凡三時程の間相掛候儀に有㆑之、同日夕七ッ時頃同所出帆、瀬戸内通り紀淡兩國之間を馳、今九日朝横濱江入津仕候、尤外一艘は豊土兩州之間より外通り長崎江向罷越候趣に御座候、

右之通御座候、以上、

亥六月九日

右　源太郎
　　忠三郎

御運上所

雜載

〔外國掛書上〕

佛蘭西人、外出之節、取締之儀に付、申上候書付、

三田濟海寺旅宿に罷在候佛蘭西コンシュル義、外出之節は、往來人幷子供等立止り見物いたし、中には惡口雜言等申聞、甚失體に而、右は日本役人政事不㆑宜故歟、度々不作法有之候に付、右之趣御老中方江コンシュルより書面を以申立候趣に御座候、既に昨夕コンシュル外一人義、高輪東禪寺江罷越候に付、途中右體之者有之候はゞ捕押、宿寺迄連參候旨申聞候間、役人附添候得ば、右體之義無之旨、外國方支配向吉岡元平より申談候處、決而附添には不㆑及旨申置立出候由、同人申聞候間、早速通行最寄町々江取締之義嚴敷爲㆓申繼㆒、私共義も爲㆓見廻㆒罷出居候處、相替儀無㆓御座候㆒、然る處無沙汰に立出候儀、時々有之候間、其節々若言葉聞違ひ、或は幼年者等無㆓何心惡口等いたし候義も難㆑計、右樣之節、異人直に捕押、宿寺江引連參り候節は、私共詰合江引渡可㆑申候間、其仕義に寄り、外國方支配向を以、異人江爲㆓相詫㆒、若不㆓聞入㆒候節は、無㆓餘義㆒次第に付、品に寄町内江預置候上申上候歟、又は御月番之御役所江差出し候心得に御座候、且酒狂人等に出逢候節は、何樣之變事出來可㆑申も難㆑計御座候間、此段申上置候、以上、

十月〇安政六年廿六日

大竹常五郎
安原鐵三郎
向方
島田林三郎
吉澤五郎藏

〔佛蘭西一件二〕

高橋吉右衞門樣
秋山久藏樣
松浦安右衞門樣
服部孫九郎樣
中島三郎右衞門樣

野政七

山崎助左衞門
稻澤彌一兵衞
仁杉八右衞門
佐久間彌太吉

佛人刀劒類懇望に付、眞福寺旅宿江取寄買求候儀、外國奉行衆より御伺濟に付、其筋の者同所江持參可申候間御組のもの心得居候樣致し度旨、井上信濃守殿御談じの趣、頭被申渡候に付、眞福寺詰下役江不取敢申渡候、此段爲御承知得御意候、以上、

八月〇安政五年　廿四日

追而下役中田海助、佛人參府掛り、願之通差免右跡江渡邊峯藏被申付候に付、爲御承知申上候、以上、〇略中

佛人遊歩幷調物いたし候義申上候書付

御屆

參府掛下役

朝五時過、士官壹人、露月町邊遊歩に罷越、同五半時頃立歸申候、

一同五半時頃、士官壹人、飯倉町三丁目源右衞門地借長吉方江罷越、紙提多葉粉入きせる買取、旅宿江取寄申候、

一同刻過、士官壹人大門河岸より乘船、途中に而本船より士官壹人下部五人、バッテイラに乘參候に行逢、一所に相成乘戻し、一同旅宿江罷越申候、

一晝四時過前書下部五人右河岸より乘船に而本船江立歸申候、

一同四半時、士官貳人、芝片門前より飯倉町迄遊歩致し、同九時過立歸申候、

一同刻士官貳人、露月町邊江遊歩に罷越、同町甚五郎店袋切屋由五郎外貳人方に而小道具類見候上、旅宿江取寄、同刻過立歸申候、

同刻過、士官貳人、神明町より芝口邊迄遊歩に罷越、芝口壹町目西側松坂屋八助方に而、縞縮緬糸類見候上、取寄、同九半時過立歸申候、

一同九時過、士官貳人、飯倉町三丁目重次郎地借萬次郎外壹人方に而、本類幷錻注文いたし、夫より露月町茂兵衞地借源藏方に而、大小類見候上、旅宿江取寄、立歸申候、

一同刻、士官壹人、新橋より外櫻田、麴町御堀端通九段坂夫より立戻、芝御靈屋御掃除屋敷長次郎店吉兵衞方に而、脇差壹腰買取、旅宿江取寄、夕七時立歸申候、

一夕八時つ時過、士官貳人、大門河岸より荷物船積いたし、直に旅宿江立歸申候、

右之通、外出仕候に付、其度々附添候處、途中相替義無御座候、依之申上候、以上、

九月朔日

坂倉九十郎
天野喜兵衞
向方
笹岡小平太
古谷祐助

堺町祐次郎店
友次郎

品書

佛蘭西人買入候刀脇差、員數幷代金、左之通御座候、

一拵付合口脇差壹腰　代金壹兩壹分
一同合口　壹腰　同金貳兩
一同脇差　壹腰　同金貳兩貳分
一同　壹腰　同金四兩
一同太刀作脇差壹腰　同金拾壹兩
一同大小　壹腰　同金拾貳兩
一同刀　壹腰　同金五兩
一同合口　壹腰　同金四兩
一同大小　壹腰　同金貳拾八兩貳分

一同脇差　壹腰　同金貳拾五兩

〔外國掛書上〕

類燒之もの共、佛人より金子貰受候儀申上候書付、

淺草御藏前片町九兵衞店　彌兵衞

御届

三田功運寺門前文藏店　幸太
同店　與助
同町五人組持店　五郎兵衞
同斷　仁兵衞
同町由藏店　鐵五郎

五人暮
一金貳兩壹分

獨身
一金三分

三人暮
一金壹兩壹分

四人暮
一金壹兩三分

八人暮
一金貳兩壹分

右者去る七日夜、三田功運寺門前より出火之節、類燒いたし候もの共の內、極難澁之もの共之由に而佛人コンシユルより右金子貰受候旨名主藤八届出候、此段申上候、以上、

萬延元年　正月〇十日

安原鐵三郎
中田陸助
向方　新島萬次郎
高木萬右衞門

濟海寺詰　外國掛下役

古事類苑

外交部二十四

獨逸

國號　一六八五
通交　同
條約　一六八九
雜載　一六九四

瑞西

國號　一六九六
通交　同
條約　一七〇〇

白耳義

國號　一七〇五
條約　同

丁抹

國號
通交
條約　一七一二
同　一七一三

古事類苑

外交部二十四

獨逸

國號

獨逸ハ、歐羅巴洲ノ中央ニ在ル國ニシテ、佛蘭西ノ北方ニ位ス、其條約ヲ締結セシハ萬延元年十二月十四日ニ在リ、

〔增譯采覽異言 二〕ゼルマアニヤ和呼ホゴドイチ、又云ドイチ、

入爾馬泥亞爾作耳

昌永按ズルニ、此國羅甸呼テゼルマニアト云ヒ、又古名アレマンニアト云、コレ太古ノ世ニ聖人諸尼ノ曾孫アスケナス始テ此土ヲ開キ、其孫アレマンナル者、初テ此國ニ王タリ、因テ其地ニ名ク云、

〔增譯采覽異言 二〕ブランデルブルコ、又名ブランデボルコ

肥良的亞

國在二入爾馬泥亞北一、氣候風俗又皆相類、

昌永按ズルニ、ブランデン、ブルグハ、入爾馬泥亞（ゼルマニア）國ノオップル、サキセ道ニ屬スル地ニシテ、上ニ所レ謂帝ノ輔國九官ノ一ナリ、敢テ別國ニ非ズ、其北邊ニアルコトハ此ニ所言ノ如シ、

〔瀛環志略 四〕日耳曼阿勒曼、阿里曼、古曼尼、耶馬尼、熱爾麻尼、亞勒曼尼亞、

普魯士普魯社、部魯西亞、捕魯寫、圖理雅、破魯西、比阿爾彌亞、單鷹國、

〔有所不爲齋雜錄十 四〕安政三年丙辰

九月三日碇泊之蘭船ニ於テ、信濃守備後守修理船將フワーヒユスエ對話之趣、左之通御座候、○中略

一當今魯、亞英佛之外、國々ヨリ日本エ條約取結候爲可參國モ可有之哉、

一獨逸國可參其餘ハ先心當リ之國無御座候、

〔文久紀事、入〕孛漏生人江返書

孛漏生全權　コンシユルゼネラール、エキセルレンシー、ホンレヒユース江

貴國第十月十八日附書翰落手、本條約爲取替之儀に付、繼々申越されし趣も有之、疾に取替すべきは勿論之事なれども、此程中よりも再三申入れし如く、方今我國内人心不折合甚しきにつき、卽今本條約爲取替候得ば、尙一層之患害を可生より、深く懸念致し候間、懇親永續を計らんには、平穩の期を待て爲取替候にあかずといへり、此段希望する所に就而は、委任之者差遣しがたく、且我大君殿下江拜謁之禮典も、卽今何分難取行候間、是又暫時彼見合候樣致度、爾來請求之趣一も其望に應せざるにあらずといへども、曾時其期を延ん事、余等おいて不快に存候得共、不得止之事情諒察被致度、此段貴答如此候、拜具謹言、

文久三亥ノ年十月十二日

水野和泉守　花押
板倉周防守　花押
井上河内守　花押
有馬遠江守　花押

〔嘉永明治年間錄、九〕萬延元年八月廿一日、和人、孛漏生人ニ對シ、失禮ヲ謝スルノ返翰、

孛漏生國格外上使全權ミニストルユキセルレンシーカウーフシユマウレンフユルリヘ、貴國第九月廿四日附の書翰落手せり、本月廿二日、其セチ大船の船將及士官二人、乘馬にて遊行

致されし節、途中にて右三人へ對し、無禮の振舞致せるもの有之、聊と附添の役人是を禁制する事不能して、不都合に及ばんとせし趣申聞らるゝ、條領承せり、尤も此方に於ても、右始末疾に聞知り候間、其節附添の役人をば糺の上、職掌不限罪を相正し、不取敢閉籠置たり、尤も附添出べき者共へ、此以後精々注意して、手落無之樣、猶申付候なれば、此旨領承あるべし、此段答書如斯候、拜具謹言、

萬延元申年八月廿一日

〔元治甲子〕夷匪入港錄、御老中乘ヨリ神奈川御奉行衆エ被相贈候御返簡寫

生岡士エ被相贈候御返簡寫

神奈川奉行エ

覺

孛漏生人墓所エ及亂妨候一條ニ付、同國コンシユルヨリ書簡差出候ニ付、別紙之通、返簡差遣候間、得其意爾後右墓所之義、外同樣柵矢來ニテモ取建候歟、又ハ外國人墓所内エ致改葬候歟、兩樣之内同國コンシユルエ示談之上、可被取計候事、

別紙

御老中板倉周防守殿等ヨリ孛漏生コンシユルエ之御返簡寫

孛漏生コンシユルエスクワイル、ホンフランドエ、

貴國第四月六日附、幷同月十四日附書簡共落手、披見、貴國墓所エ暴行セシ義ニ付、我二月廿八日附返簡ヲ以申入レシ趣、落意セザル段云々被申越、其意ヲ領セリ、右暴行ハ、死者ヲ辱ムル之義ニシテ、甚ダ氣之毒之至ニ存候、乍併何レノ者之所爲ニ出候哉、素ヨリ見受候者モ無之事故、別シテ今ニ追捕手懸ヲ得ズ、故ニ特ニ將來防護ノ方法、其地奉行ヲシテ其許エ懇談セシノ所、

兩條トモ不諾之趣ニテ、後來ヲ防グ必要之所置ヲ望マルヽトイヘドモ、其許モ每度被聞及候通、人心兎角不折合ニ付、右鎭壓方我政府ニ於テ、精々所置及ブトイヘドモ、未ダ其功驗ヲ奏スルニ難至折柄ナレバ、差向右兩條ノ內ニテ承引有之度、左スレバ昔日之如キ暴行之憂ナカルベクオモヒヌ、此段今一應勘辨イタサレン事ヲ乞フ、謹言、

元治元年子四月二日

板倉周防守（花押）
井上河內守（同）
牧野備前守（同）

〔元治甲子〕夷匪入港錄〔一〕孛國岡士ヨリ神奈川御奉行衆ヱ相呈候返簡寫

千八百六十四年第七月八日（我六月五日）

一孛漏生人民ノ庶子ヲ、孛國コンシュル所ノ人別牒ニ加フベキ事ニ付、第五月二十七日附ノ貴簡ヲ落掌セリ、

一條約ヲ結ベル各國ノ政府ニテ遵守スル普通ノ法則ニ從ヒ、庶子ハ其母ノ屬スル國ノ人民トヲ爲スベシ、

一婚姻スル事ナクシテ、孛漏生人民ト日本婦人ノ間ニ設ケタル小兒ハ、其父母正シク婚姻シ、或ハ父ヨリ別段願出シ正シキモノトナルニアラザレバ、孛漏生人民トシテ、コンシュル館ニ人別牒ニ記載シ難シ、

一日本政府ニ於テ條約ヲ結ベル各國人ト、日本人ト、正儀ヲ以テ婚姻ヲ結ブ事ヲ免シ給フヤ否ヲ、余ニ知ラシメ給ン事ヲ乞フ、正シキ婚姻ヲ結ブ時ニ當テハ、日本人ハ其夫ノ國ニ屬スベシ、謹言、

孛漏生コンシュル、フオンフラント記

條約

呈金川鎭臺足下　　同書記官　イ、ハ、スチル譯

〔各國條約書〕日本國普魯士國修好通商條約　萬延元年庚申十二月十四日（西曆千八百六十一年第一月二十四日）於江戶調印、文久三年癸亥十二月十三日（西曆千八百六十四年第一月二十一日）於同所本書交換、

帝國大日本大君と、孛漏生國王と、兩國の間に懇親の因を結び、且其各臣民に緊要なる和親交易の條約に及ばん事を決し、日本大君は、村垣淡路守、竹本圖書頭、黑川左中に此事を任じ、孛漏生國にては、其王族の攝政たる者孛漏生國王の名を以て、日本に差越たるフレーデレッキ、アルブレクト、ガラーフ、ヅ、ヲイレンブルグに命じ、雙方委任の書を照應し、狀實良好にして、其至適たるを見、下文の條々を合議決定せり、

第一條

日本大君と、孛漏生國王、其親族、並に世々と、其互の所領臣民の間に、永久の平和懇親あるべし、

第二條

日本大君は、ベルリンに在留する政事に預る役人を任じ、並に孛漏生國諸港の中に在留する諸取締の役人、及び貿易を處置する役人を任ずべし、其政事に預る役人及び頭立たる諸取締の役人は、故障なく孛漏生の國內を旅行すべし、

第三條

日本大君は、孛漏生國王は、江戶府に在留するヂプロマチーキ、アゲントを緊要と鑑る時は、之を命じ、並に此條約にて孛漏生貿易の爲に開きたる日本の各港の中に在留するコンシュライル吏人を命ずべし、

其ヂプロマチーキ、アゲント、及コンシュルゼヲラールは、故障なく日本國內を旅行すべし、

神奈川、長崎、箱館の港、及び町は、此條約施行の日より、孛漏生臣民交易の爲に開くべし、

前條の港及び町に於て、孛漏生臣民居住する事を許すべし、其者等地所を賃を以て借り、又其地にある建物を買ふ事を得、且住宅倉庫を建る事を許すと雖、此を建るに托して、要害の場所を營むべからず、

此規則を守る事を證せん爲、其建物を普請修補するに當て、日本役人見分する事當然たるべし、

孛漏生國の臣民住すべき爲得る處の場所建物及び港々の規則は、其所々の日本役人と孛漏生コンシュルとにて定むべし、若し同意し得ざる時は、其事件を日本政府と孛漏生のヂプロマチーキ、アゲントに示し、處置せしむべし、日本にては孛漏生國の臣民住すべき場所の周圍には、門檣を設けず、自由の出入を妨ぐべからず、日本開港の場所に於て、孛漏生人遊歩の規定左の如し、

神奈川　六鄉川筋を限とし、其外は各方へ十里、

箱館　各方へ十里

都て里數は港々の奉行所、又は御用所より陸路の程度なり、

其一里は　孛　一萬二千四百五十六フース　英　四千二百七十五ヤールヅ　佛　三千九百十メートル

長崎、其所の周圍にある御料所を限りとす、

第四條

日本に居留する孛漏生人は、自國の宗旨を自由に信仰し、且其居留場内へ拜所を營む事障なし、

第五條

日本に在る孛漏生人の間に起る爭論は、孛漏生司人の裁斷たるべし、

若し孛漏生人、日本國に對し、訴訟或は異論ある時は、日本官府に於て、此事件を裁斷すべし、

前同樣、日本人、孛漏生人に對し、訴訟或は異論ある時は、孛漏生コンシュルに於て、此事件を裁斷すべし、

若し日本人、孛漏生人に逋債ありて、償を怠り、又は僞を以て遁れんとする時は、日本司人之を裁斷し、逋債を償はしむる事を務むべし、

孛漏生人、日本人に逋債あるも、孛漏生コンシュル之を處置するは同樣たるべし、日本奉行所、孛漏生コンシュルは、雙方國人の逋債を償ふ事なし、

第六條

孛漏生人に對し、惡事を爲せる日本人は、日本司人にて糺し、日本法度に隨て罰すべし、

日本人或は外國人に對し、惡事を爲せる孛漏生人は、コンシュル或は其他の官人にて糺し、孛漏生の法度に隨て罰すべし、

第七條

此條約並に稅則の規律を犯せる過料、又は取揚品は、吟味の爲、孛漏生のコンシュル吏人に相達し、其吏人吟味し、過料又は取揚品は、都て日本役所に屬すべし、

第八條

孛漏生人、日本の開くべき港々に於て、自國の品物は勿論、他國の品物にても、日本禁制の品にあらざる交易の諸品物を輸入し、賣拂又は買入れ輸入する事自由なるべし、

制禁外の品物規定運上納濟の上は、其他の運上を拂ふ事なし、

孛漏生人、日本人と、品物を賣買する事總て障なく、其拂方等に付ては、日本役人之に立合はず、諸日本人は、孛漏生人より得たる品を賣買し、或は所持する事倶に妨なし、

第九條

日本に在留する孛漏生人は、日本人を雇ひ、是を法度に於て禁せざる諸用に給する事障りなし、

第十條

此條約及び稅則にて、交易の規律を全備するものと見るべし、

日本に在る孛漏生國のヂプロマチーキ、アゲントは、日本政府より委任の役人と相接し、此條約に附屬する稅則規律の趣意を施行する爲、交易を開くべき諸港、緊要至當の規律等談判を遂ぐべし、

第十一條

開くべき港の日本司人、密商奸曲を防くため、相當の規則を立べし、

第十二條

孛漏生人の船、日本の開きし港へ來る時、並に規定の租稅及び逋債拂濟にて港を出る時は、水先案内を雇ふ事勝手たるべし、

第十三條

孛漏生國の商民は開きたる港に品物を輸入し、規定の運上納濟の證書あれば、再び其品物を他の開きたる港に轉致し、陸揚するも、重稅は取立ざるべし、

第十四條

輸入の荷物定例の運上拂濟の上は、日本人より國中に輸送する共、別に運上を取立る事なし、

第十五條

外國の諸貨幣は、日本の貨幣と同種の同量を以て雙方の國人、互に物價を拂ふに、日本と外國との貨幣を用ふるに妨なし、

日本諸貨幣は、銅錢を除く輸出する事を得、並外國の金銀は、貨幣に鑄るも鑄ざるも輸出する事を得

べし、

第十六條

日本運上所にて、荷主申立の價を奸ありと察する時は、運上役より相當の價を附、其品を買入る事を談ずべし、

荷主若し之を否む時は、運上所にて附たる價に從て運上を納むべし、承允するに於ては、其價を以て直に買上べし、

第十七條

孛漏生人の船、日本海岸にて、破船又は漂著し、或は危難を遁れ來る事を知らば、其所の司人是を救ひ厚く扶助を加へて、最寄のコンシュルへ送り渡すべし、

第十八條

孛漏生軍艦用意の諸品は、神奈川、長崎箱館に陸揚し、倉庫に納め、孛漏生の番人守護すべし、尤それが爲運上を收むる事なし、若し其品を日本人又は外國人に賣拂ふ時は、買得る人より規定の運上を日本役所に收むべし、

第十九條

日本政府より、向後外國の政府及び臣民に許すべき殊典ある時は、孛漏生政府人民へも同樣の免許あるを方今確定せり、

第二十條

兩國にて條約の實地を驗し、改革せん事を求る時は、其一年前に通達して、再驗を爲すべし、其事は今より凡十二年の後にあるべし、

第二十一條

孛漏生國のデプロマチーキアゲント、及びコンシュライル吏人より、日本司人にいだす公事の書通は、獨逸語を以て書すべし、尤此條約施行の時より、五箇年の間は、日本語又は和蘭語の譯文を添ゆべし、

第二十二條

此條約は、日本、獨逸、及び和蘭語を以て書し、各飜譯は同義同意なりと雖、和蘭譯文を以て原と見るべし、

第二十三條

此條約は、日本にては、大君の御名と奥印を署し、孛漏生にては、孛漏生國王の名と印とを調し、江戸に於て取替すべし、

此條約は、申十二月より凡二十四箇月にして（即西洋千八百六十三年一月一日）施行すべし、

右取極として、萬延元年申十二月十四日、江戸に於て雙方委任の役人等、名を記し、調印するもの也、

村垣淡路守花押
竹本圖書頭花押
黒川左中花押

ガラープ、ヅ、ヲイレンブルグ花押

雜載

〔外國人買物四〕

今朝四時前、孛漏生人壹人、外國方御兩人御附添、馬乘に而罷越、前書彦次郎方江立寄、茶給、暫時休息致、爲二茶代一金百疋差置、京橋を渡り越立歸り申候、此段申上候、以上、

中橋廣小路町彌三郎地借
かんきく
彦次郎

申八月七日

一藍御納戸羅紗松ニ鷄縫模様丸巾著　壹ツ
一緋羅紗竹ニ虎縫模様丸巾著　壹ツ
代金貳分

同町勘左衛門地借有田屋
喜雙紙屋
清右衛門

一大錦繪　三拾枚
代金壹分

鈇菊詰合
名主共○中略
宇田川町家主
縫箔屋太七

右者飯倉接寓所在留之ドイツ人壹人、今夕八時過、芝神明前邊遊歩之節、兩人見世江立寄、前書之品々買調、代金直に相拂請取候旨申出候間、取調此段御屆奉二申上一候、以上、

申八月八日

右町名主　彌兵衛

瑞西

國號

瑞西ハ歐羅巴洲ノ中央ニ在ル國ニシテ、文久三年十二月二十九日條約ヲ締結セリ、

〔泰西圖說 七〕ス、ウイツセル、ランド

此國イタリイントフランカ、レイキ及ドイツ、ト云ヒ、フランカ、レイキニテハ、シーユイツセトリ、アルペス山ト名ヅケリ、ドイツ、ランドノ人ハ、ス、ウーイツセル山ト云ヘリ、〇略中

由來

此國昔時ハ、イタリヤノ帝王ニ從ヒテ、ロヲマノ帝都ヨリ代官ヲ置テ、其地ヲ治メタリシガ、其後帝都ヲドイツ、ランドノヲヽステン、レイキニ移スニ及テ、ドイツ、ランドノ屬國トナツテ、則ヲヽステン、レイキヨリシテ代官ヲ置タリ、然ルニドイツ、ランド、帝勢ヲトロヘテ騷亂スルニ至ツテ、國人ドイツ、ランドノ帝都ニソムヒテ、千三百八年ノ時、其帝都ヨリ置處ノ代官ヲ追出シテ、諸國共ニ自立セリ、

〔瀛環志略 四〕瑞士（瑞于、束色楞、綏沙蘭、薩墨爾威西亞、）

通交

〔文久亥〕夷匪入港錄 一〕御老中衆ヨリ瑞西國公使ヘ被相贈候御返簡寫

瑞西合衆國特派公使エキセルレンシー、フイメホムヘルトヘ、

先頃其許出府之義ニ付、我四月七日附書翰之答トシテ、貴國第五月廿九日附ヲ以被申越シ書翰落手、我等ガ所望之趣了解ハ有ラレシトイヘ共、阿蘭軍艦ニ無據義アリテ、急々出府被及、條約取結之義ニ付、都下ニ在留被致方可爲都合旨、縷々說述セラレシ條々領承セリ、一體我國當今之事情ハ、出府之卽日外國奉行村垣淡路守ヲシテ、自ラ說述セラレシ如ク、大君殿下未ダ御歸城不相成前ハ、迚モ條約取結之談判ニモ難及義ニ付、假令滯都アリ共、其甲斐ナク、反テ卽今變ヲ圖ル之徒之標的ト成ルニ庶幾シ、我政府ニ於テ幾重ニモ護衞スベシトイヘ共、萬一不慮之禍暴起スル事アラバ、兩國交際之間ニ障リヲ生ジ膵ヲ嘘トモ及難カルベシ、サレバ此處速ニ打續、外國奉行ヲシテ申入レシ縷々之事情ト、渡來以來見聞セラルヽ所、更ニ參通推考セラレナバ、半ニ過ルト思ヒヌレバ、其邊之所能々諒察アリテ、我等所望之如ク、暫時橫濱ニ滯留被致度候、右答書旁猶此段申入候、拜具謹言、

文久三年四月十六日

松平豐前守
井上河內守
小笠原圖書頭

〔文久亥〕夷匪入港錄 一〕御老中衆ヨリ瑞西國公使ヘ被相贈候御返簡寫

瑞西合衆國特派公使アキセレンシー、アイメホムヘルトヘ、

貴國第八月廿六日附書翰落手、書中被申越候貴國議事官ヨリ我城中之用意ニ供セン爲メ差越レシ龍吐水一具受納致候、就テハ別紙目錄之通六種、菲薄ニ候得共、右答禮トシテ指送ラレ候間、屆方有之度候、返書旁申入候、拜具謹言、

文久三年八月十二日

板倉周防守
水野和泉守
松平豐前守
井上河內守
小笠原圖書頭

別紙
目錄

一唐銅獅子置物一具　一十種香合一具　一
器臺一脚

（元治甲子）夷匪入港錄　瑞西國會議官等申出候書簡寫

瑞西合衆國ノ會議官、此書ヲ以テ、左條ヲ告グ、

會議官ハ合衆ノ原律第九條ニ從ヒ與ヘラレタル權ヲ以テ、ドクトル、ロトルヒリントウ君ヲ、日本在留ノ瑞西合衆ノコンシュルニ撰任シタリ、

是以テ、ドクトル、ロトルヒリントウニ交易ヲ爲シ、和親ナル國民ノ、官ニ行ハルヽ法度風習ニ依リ、日本ニ居住セル人民、交易所持品ヲ保護シ、又旅行シ、或ハ此國トノ交易事件ニ付、其地ニ至ルモノヲ護スベキノ任ト權トヲ與エタリ、余等大君殿下ノ政府及ビ執政官吏諸士官文武ノ差別ナク、皆ロトルヒリトウ君ノ瑞西合衆ノコンシュル官タルヲ知リ、コンシュル官ニ屬セル免許ヲ與ヘ、其職任ニ於テ爲シ得ベキ所ノ請望附托等ニ意ヲ留ン事ヲ願フ、其證トシテ瑞西合衆ノ大統領並ニカンセリール官名姓名ヲ署シ、合衆ノ印章ヲ押ス、

千八百六十四年六月八日　我五月

合衆國ノ名ニテ大統領ド、ハ、ジユプス手記

同カンセリール　シキース手記

日本瑞西コンシュル館セツレタリー書記官　エドスチル　譯

御老中衆ヨリ瑞西國岡士ェ被相贈候御返簡寫

瑞西合衆國コンシュル、ゼチラール、エキセルレンシー、ドデカラートフハレホルスフルークェ、

貴國第六月十日第二十三號ノ書簡落手セリ、其許義、今般瑞西國政府ノ命ニ寄リ、岡士ゼチラールノ職ヲ罷ドクトル、ロトルヒリントウ、エスクロイルニ讓ラレシ趣被申越領承セリ、右リントウハ日本岡士ナレバ、孛國岡士同樣ニ取扱可申旨被申越、是又承知セリ、爾後其許同樣諸事懇親ノ取扱アラン事、余等ノ所望ナレバ、其趣可然傳告有之度、右回答旁申入候、拜具謹言、

元治元子年五月廿三日

板倉周防守
井上河內守
牧野備前守

（元治甲子）夷匪入港錄　神奈川御奉行衆ヨリ瑞國岡士ェ被相贈候御返簡寫

ウエルエートルケステレンクヘール、ロトルヘ、リントーェ、

我第八號九號十號ノ書ニ答ヘラレタル足下四十二號ノ書簡落手披見、其意ヲ了セリ、然處其書中ニ商妓ニ設クル所ノ兒子ハ、其國ノ民ト定ムベキ理ナキ由申越サルヽトイヘドモ、夜々枕席ヲ易テ情ヲ各人ニ鬻ク樓妓ノ如キハ格別、現然數箇月雇入置タルモノニ出生セシ兒子ハ、其國ノ人種ナルヤ否ヲ確證シ難キ理ナク、假令婚姻スル事ナシトイヘドモ、父子タル事分明也、然ニ是ヲ他國ニ捨置立去ン事ハ、人情ニ於テ然ラザル義ニテ、其上我國人ハ他國ノ人ト風俗容貌大ニ異ナレバ、成長ノ後據ル所ナク、永ク商妓ノ手ニ屬シテ、薄命ニ陷ラン事ヲ憂ヒテ、我外國事務執政ニ於テ、深ク懸念セラレ、命令有之事ニテ、各國ニ於テ知ル所ナレバ、足下モ事情了解有リテ、最前達セシ如ク相心得ラルベシ、且予ガ周旋セル繭ハ、良種ナラザル由ナレドモ當方ニ於テモ試ノ爲メ同種ヲ聊貯置シニ、昨今既ニ魂ヲ返セリ、依之オモフニ、是良種ナラズト云ヒ難シ、晩種ナルモノナルベシ、回答旁猶此段申入候、謹言、

元治元年子六月八日

大久保紀伊守
駒井相模守

條約

〔法規分類大全一編外交門二〕日本國瑞西國修好通商條約文久三年癸亥十二月二十九日（西暦千八百六十四年第六月）於江戸調印、慶應元年乙丑五月十四日（西暦千八百六十五年六月七日）於同所批准交換○中略

日本大君は、竹本甲斐守、菊池伊豫守、星野金吾に此事を任じ、瑞西合衆國ボンヅラードはヲウド、プレシデント、ファン、デン、ラード、デル、スウヰツルセ、スターテン（役名）アイメ、ヒユンベルトに命じ、此人々雙方委任の書を照應し、狀實良好にして、其至適たるを見て、下文の條々を合議決定せり、

第一條　日本大君及び其世々を瑞西合衆國ボンヅラードと、其互の所領人民の間に、永久の平穩懇親あるべし、

第二條　瑞西合衆國ボンヅラードは、江戸府に在留するヂプロマチーキ、アゲントを緊要と見る時は、之を命じ、並に此條約にて、瑞西交易の爲に開きたる日本の各港の中に在留するコンシユライル吏人を命ずべし、

其ヂプロマチーキ、アゲント及びコンシユル、ゼネラールは、故障なく日本國内を巡行すべし

日本大君は、瑞西國の都府に、政事に預る役人を任じ、幷に其市場に諸取締の役人及び交易を處置する役人を任ずべし、

其政事に預る役人及び頭立たる諸取締の役人は、故障なく瑞西合衆國を旅行すべし、

第三條　外國交易の爲に開く港及び其町は、此條約施行の日より、瑞西人民交易の爲に開くべし、

右の港及び其町に於て、瑞西國の人民居住する事を許すべし、其者等地所を賃を以て借り、又其地に在る建物を買ふ事を得、且住宅倉庫を建る事を許すと雖、是を建るに托して、要害の場所を營むべからず、

此規則を守る事を證せん爲め、建物を普請修復するに當て、日本役人見分する事當然たるべし、

瑞西國の人民、住すべき爲め得る所の場所建物及び港々の規則は、其所々の日本役人と瑞西コンシユルとにて定むべし、若同意し得ざる時は、其事件を日本政府と瑞西のヂプロマチーキ、アゲントに示し處置せしむべし、

日本にては、瑞西國の人民住すべき場所の周圍には、門墻を設けず、自由の出入を妨ぐべからず、外國の爲に開きたる日本の港に於て、瑞西の人民行歩の境界は、都て各外國人と異なる事なし、

第四條　日本に居留する瑞西人は、自由の宗旨を信仰する爲め、其居留場内へ拜所を營む事を得べし、

第五條　日本に在る瑞西人の間に起る爭論は、瑞西司人の裁斷たるべし、若瑞西人日本人に對し、訴訟或は異論ある時は、日本官府に於て此事件を裁斷すべし、

前同樣、日本人、瑞西人に對し、訴訟或は異論ある時は、瑞西コンシユルに於て、此事件を裁斷すべし、

若日本人、瑞西人に逋債ありて、償を怠り、又僞を以て遁れんとする時は、日本役人是を裁斷し、逋債を償はしむる事を務むべし、

瑞西人、日本人に逋債あるも、瑞西コンシユル是を處置するは同樣たるべし、

日本奉行所、瑞西コンシユルは、雙方の國人の逋債を償ふ事なし、

第六條　日本人或は外國人に對し、惡事を爲せる瑞西人は、コンシユル或は其他の官人にて糺し、瑞西の法度に隨て罰すべし、瑞西人に對し惡事を爲せる日本人は、日本司人にて糺し、日本法度に隨て罰すべし、

第七條　此條約幷稅則の規律を犯せる過料又は取上品は、吟味の爲め、瑞西のコンシュライル吏人に相達し、其吏人吟味し、過料又は取上品は、都て日本役所に屬すべし、

第八條　瑞西人は、日本の開くべき港々に於て、自國の品物にても、日本禁止の品に非さる交易の諸品物を輸入し、賣拂ひ又は買入輸出する事自由なるべし、

制禁外の品物規定の運上納濟の上は、其他の運上を拂ふ事なし、

瑞西人、日本人と、品物を賣買する事、總て障なく、其拂方等に付ては、日本役人之に立合はず、諸日本人は、瑞西人より得たる品を賣買し、或は所持する事倶に妨なし、

第九條　日本に在留する瑞西人は、日本人を雇ひ、是を法度に於て禁せざる諸用に給する事障なし、

第十條　此條約及び稅則にて、交易の規律を全備する者と見るべし、

瑞西合衆國は、海國にあらざるを以て、海上の規律に拘はる事なし、故に日本の港に出入する船々の規則は此條約中に載せず、然れ共法を犯し、其規則を破る瑞西人あらば、他の國人の爲に設けし規則に隨て裁斷すべし、

日本に在る瑞西國のヂプロマチーキ、アゲントは、日本政府より委任の役人と相接し、此條約に附屬する稅則規律の趣意を施行する爲め、交易に開くべき諸港緊要至當の規律等談判を遂ぐべし、

第十一條　開くべき港の日本司人、密商奸曲を防ぐ爲め、相當の規則を立べし、

第十二條　瑞西國の商民は、開きたる港に、品物を輸入し、規定の運上納濟の證書あれば、再び其品物を他の開きたる港に轉致し、陸揚する共、重稅は取立ざるべし、

第十三條　輸入の荷物、定例の運上拂濟の上は、日本人より國中に輸送する共別に運上を取立る事なし、

第十四條　外國の諸貨幣は、日本の貨幣と同種の同量を以て通用すべし、雙方の國人、互に物價を拂ふに、日本と外國との貨幣を用るに妨なし、

日本諸貨幣は銅錢を除く輸出する事を得、並に外國の金銀は貨幣に鑄るも鑄ざるも輸出する事を得べし、

第十五條　日本運上所にて、荷主申立の價を奸ありと察する時は、運上役より相當の價を附け、其品を買入るゝ事を談ずべし、

荷主若し之を否む時は、運上所にて、附たる價に從て運上を納むべし、承允するに於ては、其價を以て直に買上ぐべし、

第十六條　日本政府より、向後外國の政府及び人民に許すべき殊典ある時は、瑞西政府、國民へも同樣の免許あるを方今確定せり、

第十七條　兩國にて、條約の實地を驗し、改革せん事を求る時は、其一年前に通達して、再驗を爲すべし、其事は今より凡を九年の後に在るべし、

第十八條　瑞西國のヂプロマチーキ、アゲント及びコンシュライル吏人より、日本役人にいだす公事の書通は、佛蘭西語を以て書すべし、尤此條約施行の時より、五ケ年の間は、日本語又は和蘭語の譯文を添べし、

第十九條　此條約は、日本、佛蘭西、和蘭語を以て書し、各飜譯は同義同意なりと雖和蘭語を以て原と見るべし、

第二十條　此條約は、日本にては大君の御名と奧印を署し、瑞西にてはボンヴラート名を記し、印を調して確定し、本書は十八ヶ月の內、江戶に於て取替すべし、

此條約は調印の日より施行すべし、

右の證として、文久三年亥十二月二十九日（即チ一千八百六十四年二月六日）江戸に於て、雙方委任の役人等、名を記し、調印する者なり、

竹本甲斐守　花押
菊池伊豫守　花押
星野金吾　花押
アイメ、ヒュンベルト　手記

國號

白耳義

白耳義ハ歐羅巴洲ノ一國ニシテ、慶應二年六月二十一日條約ヲ締結セリ、

〔泰西圖說六〕子デルランデン

此國子デルドイツト云ヒ、ラテイン語呼デ、ベルギユムト云、又一名ゼルマニヤ、インペリヨルト云、フランスニテハ、バイス、バスト名ヅケリ、其地ドイツ、ランドノ正西ニ在テ、海ヲヘダテヽ、ヱンゲ、ランドニ向ヒ、北海ヲウケテ甚狹小ノ國ナリ、○中略

由來

此國昔時ハ總テボ、ウル、ゴンジインノ附庸トナリテ、其王侯ノ政治ニ從イシガ、千四百七十七年ノ頃、ボ、ウル、ゴンジインノ娘ヲ以テ、ドイツ、ランドノ帝王ニ婚姻セシヨリ、子デル、ランデン十七州ヲ、ヲヽステン、レイキ（帝ノ居國ノ名）ニ附シメタリ、其後第五世カアレル帝ノ時ニ、其王子ヒリピユスヲ立テ、ヒスパニヤノ王トナセシ時、子デル、ランデン十七州ヲモ割テ、ヒスパニヤニ附屬セリ、○中略千六百四十八年ノ時ニ、モンス、テルノ和睦ニヨリテ、其軍ヲ止メ、十州ハ、ヒスパニヤヲモ離レテ、再ビ帝都ヲヽステンレイキニ屬シ、七州ハ自立シテ共ニ和シテ其國ヲ治メリ、是ヨリ分レテ二ツトナレリ、十州ハ、ケイセルレイキ、子デル、ランデント云ヘリ、是帝都ニ屬セル、子デル、ランデント云ヘルコトナリ、又スパンセ、子デル、ランデント云ヘリ、是古シヘヒスパニヤニ屬セシ故ニ此名アリ、七州ハフレヱ、ニフデ、子デル、ランデント云ヘリ、是何方ヘモカヽワラズ、私ニ政事ヲナスノコトニシテ、自立ノ子デル、ランデント云コトナリ、

〔瀛環志略四〕比利時（比勒治、惟理儀、比義、比爾陌喀、比爾日加、密爾閏、彌爾尼子、比利閏、）

條約

〔各國條約書〕日本國白耳義國修好通商及航海條約　慶應二年丙寅六月二十一日（西暦千八百六十六年八月一

日調印同三年丁卯八月十三日（西暦千八百六十七年九月十日）於江戸本書交換、

帝國大日本大君と、白耳義國王と、兩國の間に懇親の因を結び、且其各臣民に緊要たる和親交易航海の條約に及ばん事を決し、日本大君は、菊地伊豫守、星野備中守、大久保筑後守に此事を任じ、白耳義國王は、コンシュル、ゼヲラールオウギユスト、ト、キントに命じ、雙方委任の書を照應し、狀實良好にして、其至適たるを見、下文の條々を合議決定せり、

第一條

日本大君と、白耳義國王其親族、並に世々と、其互の所領臣民の間に永久の平和懇親あるべし、

第二條

日本大君は、ブリュスセルに在留せる政事に預る役人を任じ、並に白耳義諸港の中に在留する諸取締の役人、及び貿易を處置する役人を任すべし、其政事に預る役人及び頭立たる諸取締の役人は、故障なく白耳義の國内を旅行すべし、

白耳義國王は江戸府に在留するデプロマチーキ、アゲントを緊要と鑑る時は、之を命じ、並に此條約にて白耳義貿易の爲に開きたる日本の各港の中に在留するコンシュライル吏人を命ずべし、其デプロマチーキ、アゲント及びコンシュルゼヲラールは故障なく日本國内を旅行すべし、

第三條

神奈川長崎箱館の港及び町は、此條約施行の日より、白耳義臣民交易の爲に開くべし、

前條の港及び町に於て、白耳義臣民居住する事を許すべし、其者等地所を賃を以て借り、又其地に在る建物を買ふ事を得且住宅倉庫を建る事を許すと雖、是を建るに托して、要害の場所を營むべからず、

此規定を守る事を證せんため、其建物を普請修補するに當りて、日本役人見分する事當然たるべし、

白耳義國の臣民住すべき爲め得る所の場所建物、及び港々の規則は、其所々の日本役人と、白耳義コンシュルとにて定むべし、

若し同意し得ざる時は、其事件を日本政府と白耳義のデプロマチーキ、アゲントに示し處置せしむべし、

日本にては、白耳義國の臣民住すべき場所の周圍には、門墻等を設けず、自由の出入を妨ぐべからず、

日本開港の場所に於て、白耳義人遊歩の規定左の如し、

神奈川　六郷川筋を限とし、其外は各方へ十里、

箱館　各方へ十里、

都て里數は港々の奉行所、又は御用所より陸路の程度なり、

長崎　其所の周圍に在る御料所を限とす、

第四條

日本に居留する白耳義人は、自國の宗旨を自由に信仰し、且つ其居留場内へ拜所を營む事障なし、

第五條

日本に在る白耳義人の間に起る爭論は、白耳義司人の裁斷たるべし、

白耳義人、日本人に付て訟ふべき事あらば、コンシュル館に赴き、其旨を告ぐべし、コンシュル吟味の上、實意に處置すべし、又日本人より白耳義人に就て、コンシュルへ訟をなす事ある共、亦コ

ンシュル實意に處置すべし、若コンシュル是を處置し難き時は、日本司人へ申立、倶に吟味し、當然の判斷をなすべし、

若し日本人、白耳義人に逋債ありて、償を怠り、又は僞を以て遁れんとする時は、日本司人之を裁斷し、逋債を償はしむる事を務むべし、白耳義人日本人に逋債あるも、白耳義コンシュル是を處置する事同樣たるべし、

日本奉行所、白耳義コンシュルは、雙方國人逋債を償ふ事なし、

第六條

白耳義臣民に對し、惡事をなせる日本人は、日本司人にて糺し、日本法度に從て罰すべし、日本人或は外國の臣民、又は國人に對し、惡事をなせる白耳義臣民は、コンシュル或は其他の官人にて糺し、白耳義の法度に從て罰すべし、裁斷は雙方に於て偏頗なかるべし、

第七條

此條約幷に稅則の規律を犯せる過料、又は取揚品は、吟味のため、白耳義のコンシュルイル吏人に相達し、其吏人吟味し、過料又は取揚品は、都て日本役所に屬すべし、

第八條

白耳義人、日本の開くべき港々に於て、自國の品物は勿論、他國の品物にても、日本禁止の品にあらざる交易の諸物品を輸入し、賣拂ひ、又は買入れ輸出する事自由なるべし、制禁外の品物、規定の運上納濟の上は、其他運上を拂ふ事なし、白耳義人、日本人と品物を買賣する事總て障りなく、其拂方等に就ては、日本役人これに立合はず、諸日本人は、白耳義人より得たる品を買賣し、或は所持する事倶に妨なし、

第九條

日本に在留する白耳義人は、日本人を雇ひ、是を法度において禁せざる諸用に給する事障なし、

第十條

此條約および稅則にて、交易の規律を全備するものと見るべし、

日本に在る白耳義國のデプロマチーキ、アゲントは、日本政府より委任の役人と相接し、此條約に附屬する通商規律の趣意を施行する爲め、交易に開くべき諸港緊要至當の規律等談判を遂ぐべし、

第十一條

開くべき港の日本司人、密商奸曲を防ぐため、相當の規則を立つべし、

第十二條

白耳義國の船、日本の開きし港に來る時、並に規定の租稅および逋債拂濟にて、港を出るに、水先案內を雇ふ事勝手たるべし、

第十三條

白耳義國の商民は、開きたる港に品物を輸入し、規則の運上納濟の證書あれば、再び其品物を他の開きたる港に轉致し、陸揚する共、重稅は取立ざるべし、

第十四條

輸入の荷物定例の運上拂濟の上は、日本人より國中に輸送する共、別に運上を取立る事なし、

第十五條

外國の諸貨幣は、日本の貨幣と同種の同量を以て通用すべし、

雙方の國人、互に、物價を拂ふに、日本と外國との貨幣を用るに妨なし、

日本の諸貨幣は、銅錢を除く輸出する事を得、並に外國の金銀は、貨幣に鑄るも、鑄ざるも輸出する事

を得べし、

第十六條

日本運上所にて、荷主申立の價を奸ありと察する時は、運上役より相當の價を附け、其品を買入るゝ事を談ずべし、

荷主若し是を否む時は、運上所にて附けたる價に隨て、運上を納むべし、承允するにおいては、其價を以て直に買上ぐべし、

第十七條

白耳義國の船、日本海岸にて、破船又は漂著し、或は危難を遁れ來る事を知らば、其所の司人是を救ひ、厚く扶助を加へて、最寄のコンシュルへ送り渡すべし、

第十八條

白耳義軍艦用意の諸品は、神奈川長崎箱館に陸揚げし、倉庫に納め、白耳義の番人守護すべし、尤も夫が爲め運上を收むる事なし、若し其品を日本人又は外國人に賣拂ふ時は、買得る人より規定の運上を日本役所に收むべし、

第十九條

日本政府より、向後外國の政府及び臣民に許すべき殊典ある時は、白耳義政府及び國民へも同樣の免許あるを、方今確定せり、

第二十條

兩國にて、條約の實地を驗し、改革せん事を求むる時は、其一年前に通達して、再驗を爲すべし、其期は凡六年の後に在るべし、

第二十一條

白耳義國のヂプロマチーキ、アゲント及びコンシュライル吏人より、日本司人にいだす公事の書通は、佛蘭西語を以て書すべし、尤此條約施行の時より、五箇年の間は、日本語又は和蘭語の譯文を添べし、

第二十二條

此條約は、日本佛蘭西及び和蘭語を以て書し、各飜譯同義同意なりと雖、和蘭譯文を以て原と見るべし、

第二十三條

此條約は、日本大君と、白耳義國王との名と印とにて確定し、本書は用意整ひ次第、江戸に於て取替すべし、

此條約は、來る十一月廿六日（即西洋千八百六十年第一月一日）より施行すべし、尤本書は、其以前或は後にても取替すべし、

右取極として、慶應二年丙寅六月二十一日、江戸に於て、雙方委任の役人等名を記し、調印するものなり、

菊池伊豫守花押
星野備中守花押
大久保筑後守花押

オウギュステ、ト、キント手記

國號

丁抹

丁抹ハ歐羅巴洲中ノ一國ニシテ、慶應二年十二月七日條約ヲ締結セリ、

〔坤輿圖識二歐邏巴〕第那瑪爾加(デチマルカ)、此州歐邏巴洲中第一ノ舊王國ニシテ、其土壤ノ肥沃、墾開セルコト、亦近隣ノ諸州之ニ及ブ者ナシ、○中略佛蘭西僞帝ノ大亂ヨリシテ、其封境大ニ蹙マリ、其屬國ト稱スル者、今ハ纔ニ依蘭土(イースランド)一州ヲ餘スノミ、

〔瀛環志略四〕嗹國嗹馬、領墨、吝因、丁抹、大尼、丹麻爾、大馬爾齊、雪際亞、蘇尼祭、盈黎馬祿加、低納馬爾加、黃旗、

〔通航一覽續輯百四十六弟那瑪爾加國〕弟那瑪爾加(デチマルカ)國部

按ずるに、この國歐羅巴洲の中にあり、增釋采覽異言、西洋列國史略、近代翻譯の西書等によるに、羅甸呼てタニアといひ、僅に大泥亞と譯し、佛朗西呼てタヂマルクといふ、デヂマルカは和蘭の稱ふる處なり、開祖を蕩(タン)と號し、また大泥烏斯(タニウス)といふ、これ諾尼(ノアク)の孫にして、始て此土に王たり、諾尼は大古の人にして、あらかじめ洪水を知る、しかるに猛雨凡四旬に及び、白浪山を覆ひ、黎民存するものなし、時に諾尼家屬と共に大匣に入り、漂蕩して亞爾墨尼亞(アルメニア)國の答路斯(タロス)山に止り、命を全ふすをなり、また生む處の三子西洋諸國の祖なりといふ、因てその名を用て國名とす、故に洲中第一の舊王國たり、昔時は雪(スウエ)西洋諾勿惹亞(シヤノルウエシア)と三國合稱して、思罕入那喜亞(スカンジナビア)といへり、雪西洋の近隣を併呑するに及て、本州また傍邑を蠶食し、遂に獨立不羈の國となれり、

通交

〔己酉雜綴二十〕弘化三年丙午六月、浦賀表江歐羅巴洲之內デヂマルカ船渡來之手續、

六月廿八日夕七半時頃、鎌倉鶴岡ゟ南に當り、五里程沖、帆柱三本有之異船壹艘相見、東之方ゟ小田原之方を向ひ走り居候を、蘆谷村百姓見受、松平大和守大津陣屋江注進致し候段、同廿九日朝陣屋詰家來ゟ、浦賀御役所江屆出候ニ付、早速見屆船差出候處、同日相州秋谷村沖合に而、異船江乘組、以通辨相尋候處、本國歐羅巴デヂマルカ軍船に而、船主ステーンヒルレと申、人數二百人乘組、大筒貳拾六挺、小筒鎗劍斧之類夥敷有之、去巳年六月比國元出帆、地理を學び候ため、地球を周り、此度清國江罷越、當五月中、彼地出帆、夫ゟ御當國江罷越候旨に而、江戶港江も罷越度、尤兩三日之中歸帆可致旨申聞候間、江戶表江參り候儀は不相成段申達候處、先達而アメリカ船渡來、船懸リ之場所、歸帆後之日數相尋、且フランス船渡來之有無相尋候付、フランス船は渡來不致、アメリカ船は先月中渡來、浦賀ゟ二里程沖野比沖江十月滯船、最早退帆之旨通詞共相答候處、左候ばアメリカ船同樣浦賀江參り、薪水等相望度旨申聞候處、追々逆風雨烈敷、浦賀江乘入がたく候處、最早薪水之望も無之間、歸帆致し候旨申し候付、乘組候組幷通詞等歸陸いたし候處、右異船同日九時過辰巳風に而午未之方江紛れ走去、其儘退帆相成候事、

〔通航一覽續輯百四十六弟那瑪爾加〕弘化三年六月廿九日、渡來之異國船より差出候橫文字和解、

デヂマルカ歐羅巴洲之內王之ガラテアと申軍船にて、地理を精密に相學候爲、地球を周り申候、就而は江戶湊江も罷越度奉存候、尤兩三日之中歸帆可仕候、

曆數千八百四十六年

八月二十日

舟主ステーン、ビルレ、

右之通御座候、和蘭陀語ニ無之候ニ付、大意和解仕奉差上候、以上、

六月廿九日

堀達之助印

條約

〔各國條約書〕日本國丁抹國修好通商及航海條約　慶應二年丙寅十二月七日西曆千八百六十七年第一月十二日

於江戶調印、慶應三年丁卯九月四日西曆千八百六十七年第十月一日於江戶本書交換、

帝國日本大君と、丁抹ファンダーレン、ゴータス國王スレースウューキ、ホルステイン、ストルマルン、ジイットマルセス、ラウエンビルグ、オルデンビュルグ侯キリスチアン第九世と、兩國の間に懇親の因を結び、且其各臣民に緊要なる和親航海交易の條約に及ばん事を決し、日本

大君は、柴田日向守、栗本安藝守、大久保帶刀に此事を任じ、
丁抹國王には、リッドル、デル、オルテ、ファン、デン、チードルランドセン、レーウ日本在留和蘭國王のポリチーキ、アゲント兼コンシュル、ゼチラール、ジィルク、デ、ガラーフ、ファン、ボルスブルックに命じ、雙方委任の書を照應し、狀實良好にして、其至適たるを見、下文の條々を合議決定せり、

第一條

日本大君は、丁抹國王、其親族、並に世世と、其互の所領臣民無差別永久の平和懇親あるべし、

第二條

日本大君は、コッペンハーゲン（丁抹王都）府に在留する政事に預る役人を任じ、並に丁抹國諸港の中に在留する諸取締の役人、及び貿易を處置する役人を必用と鑑る時は是を任ずべし、其政事に預る役人、及び頭立たる諸取締の役人は、故障なく丁抹の國内を旅行すべし、

丁抹國王は、江戸府に在留するデプロマチーキ、アゲントを、緊要と鑑る時は、之を命じ、並に此條約にて丁抹貿易の爲に開きたる日本の港及び町に在留するコンシュライル吏人を命ずべし、其デプロマチーキ、アゲント及びコンシュル、ゼチラールは、故障なく日本國内を旅行すべし、

第三條

神奈川、長崎、箱館の港、及び町は、此條約施行の日より、丁抹臣民交易の爲に開くべし、前條の港及び町に於て、丁抹臣民居住することを許すべし、其者等地所を賃を以て借り、又其地に在る建物を買ふ事を得、且住宅倉庫を建る事を許すと雖、是を建るに托して、要害の場所を營むべからず、此規定を守る事を證せん爲に、其建物を普請修補するに當て、日本其筋の役人見分する事當然たるべし、

丁抹國臣民住すべき爲め得る所の地所、及び建物を營むべき場所は、其所々の日本役人と、丁抹コンシュルとにて定むべし、港規則の儀も、右同樣たるべし、若し同意し得ざる時は、其事件を日本政府と丁抹のデプロマチーキ、アゲントに示し、處置せしむべし、

丁抹國の臣民住すべき場所の周圍には、日本の方にて墻柵を設けず、自由の出入を妨ぐべからず、日本開港の場所に於て、丁抹人遊歩の規程左の如し、

神奈川　川崎、品川の間に在りて、江戸海灣に注く所の六鄕川筋を限とし、其外は各方へ十里、

箱館　各方へ十里

都て里數は、港々の奉行所、又は御用所より陸路の程度なり、

一里は佛蘭西尺の三千九百十メートルに同じ、

長崎　其所の周圍にある御料所を限とす、

第四條

日本に居留する丁抹人は、自國の宗旨を自由に信仰し、且其居留場内へ、拜所を營む事障りなし、

第五條

日本に在る丁抹人の間に、一身又は所持の品に就ての爭論は、都て丁抹司人の裁斷たるべし、

丁抹人、日本人に付て訟ふべき事あらば、コンシュル館に赴き、其旨を告ぐべし、コンシュル吟味の上、實意に處置すべし、

日本人より丁抹人に付て、コンシュルへ訟を爲す事あらば、亦コンシュル懇に相糺し、實意に處置すべし、若しコンシュル是を處置し難き時は、日本司人へ申立、俱に吟味し、當然の判斷を爲すべし、

若し日本人丁抹人に逋債ありて、償を怠り、又は僞を以て遁れんとする時は、日本司人是を裁置

し、逋債を償はしむる事を務むべし、丁抹人日本人に逋債あるも、丁抹コンシュル是を處置するは同樣たるべし、

日本奉行所、丁抹コンシュルは、雙方國人の逋債を償ふ事なし、

第六條

丁抹人に對し、惡事を爲せる日本人は、日本司人にて糺し、日本法度に隨て罰すべし、

日本人或は外國人に對し、惡事を爲せる丁抹人は、丁抹コンシュル、或は其爲め威權ある公けの人に相達し、其吏人吟味し、過料又は取揚品は、都て日本政府に屬すべし、裁斷は雙方に於て偏頗なく、正直に取捌くべし、丁抹官人にて糺し、丁抹の法度に隨て罰すべし、

第七條

此條約に添たる稅則の規律を犯せる過料、又は取揚品は、吟味の爲め、丁抹のコンシュライル吏

第八條

丁抹人、日本の開港場に於て、自國の品物は勿論、他國の品物にても、日本禁止の品に非る交易の諸品物を輸入し賣拂又は買入れ、自國又は外國の港へ輸出する事自由なるべし、

制禁外の品物規定の運上納濟の上は、其他の運上を拂ふ事なし、

第九條

丁抹人、日本人と品物を賣買する事並に請取拂方共都て故障なく、日本役人是に立合はず、諸日本人差別なく、丁抹人より諸品を買得是を所持し、又は再び之を賣る共俱に妨なし、

日本に在留する丁抹人は、日本人を雇ひ、是を法度に於て禁せざる諸用に給する事、日本政府に於て之を妨げざるべし、

第十條

此條約に添たる稅則約書は、條約の一部として、雙方共に堅く相守るべし、

日本に在る丁抹國のジプロマチーキ、アゲントは、日本政府より委任の役人と相接し、此條約に附屬する稅則の趣意を施行する爲め交易に開くべき諸港に緊要至當の規律等を立る權あるべし、

第十一條

各開港の日本司人、密商好曲を防ぐ爲め、相當の規則を立べし、

第十二條

丁抹國の船、日本の開きし港に來る時、入港の爲め水先案內を雇ふ事勝手たるべし、幷に同國船規定の租稅及び逋債拂濟にて、港を出る時も同樣たるべし、

第十三條

丁抹國の商民は、開きたる港に品物を輸入し、規定の運上納濟の上、運上所より其證書を得る事勝手たるべし、再び其品物を他の開きたる港に轉致し、陸揚する共、二重の稅は取立てざるべし、

第十四條

丁抹人より開港場に輸入せし荷物定例の運上拂濟の上は、日本人より國中何方に輸送する共、別に運上又は通輸稅を取立る事なし、

第十五條

外國の諸貨幣は、日本の貨幣と同種の同量を以て通用すべし、

雙方の國人互に物價を拂ふに、日本と外國との貨幣を用ふるに妨げなし、諸貨幣は（日本銅錢を除く）輸出する事を得、並に外國の金銀は貨幣に鑄るも鑄ざるも輸出する事を得べし、

第十六條

日本運上所の司人、荷主申立の價を好ありと察する時は、其司人より相當の價を附け、其附たる價にて、其品を買入るゝ事を談ずべし、荷主若し之を否む時は、運上所にて附けたる價に從て、運上を納むべし、承允するに於ては、其價を減少せず直に買上べし、

第十七條

丁抹國の船、日本海岸にて破船又は漂著し、或は危難を遁れ來る事を知らば、其所の司人是を救ひ、厚く扶助を加へて、最寄のコンシュルへ送り渡すべし、

第十八條

丁抹軍艦用意の諸品は、神奈川、長崎、箱館に陸揚し、倉庫に納め、丁抹の番人守護すべし、尤夫が爲め運上を收むる事なし、若し其品を日本人又は外國人に賣拂ふ時は、買得る人より規定の運上を日本役所に收むべし、

第十九條

日本政府より、既に外國の政府及び臣民に許し、又は以後何の國なりとも許さんとする殊典は、丁抹政府及び臣民にも、此條約施行の日より、同樣の免許あるべきを方今確定せり、

第二十條

兩國にて、條約の實地を驗し、全備する爲に、改革せん事を求むる時は、其一年前に通達して、再驗を爲すべし、尤來壬申年（千八百七十二年第七月一日）を期とすべし、

第二十一條

丁抹のヂプロマチーキ、アゲント及びコンシュライル吏人より、日本司人にいだす公事の書通は、佛蘭西語を以て書すべし、尤此條約施行の時より、五箇年の間は、和蘭語或は日本語の譯文を添ゆべし、

第二十二條

此條約は、都合四通にして、日本語二通、和蘭語二通に認むべし、其文は固より同義同意なりと雖、和蘭語を以て原と見るべし、

第二十三條

此條約は、日本大君と、丁抹國王との名と印とにて確定し、本書は用意整ひ次第江戸に於て取替すべし、

此條約は、來丁卯年五月廿九日（卽西洋千八百六十年第七月一日）より施行すべし、尤本書は、其日限前或は其後にても取替すべし、

右取極として、日本慶應二年丙寅十二月七日、卽西洋千八百六十七年第一月十二日、江戸に於て雙方委任の全權等名を記し調印する者也、

ド、デ、ガラーフ、ファン、ボルスブルック手記

柴田日向守花押

栗本安藝守花押

大久保帶刀花押

古事類苑

外交部二十五

合衆國

國號　一七二二
通交貿易　一七二三
幕府遣使　一七八〇
借地交涉　一七八四
條約　神奈川條約　一七八八
　　江戸條約　下田條約　一八〇六
公使館　一八〇八
砲擊米船　一八一二
下關事件　一八一四
漂流　合衆國人漂流　一八二八
　　國人漂流　一八二八
雜載　一八二八

古事類苑

外交部二十五

合衆國

合衆國ハ、北亞米利加洲ニ在ル所ノ一大國ニシテ、大平洋ヲ隔テ、我國ト相對ス、此國ハ、華盛頓ガ獨立シテ未ダ幾ナラズ、寛政ノ頃其ニユーヨークノ人僞テ和蘭人ト稱シ、來リテ貿易ヲ試ミシ事アリ、其後文化以後我國ニ來舶シ、或ハ通商ヲ求メシ事アリシモ、我國ニテハ前ニ厲禁ヲ設ケ、支那和蘭ノ外ノ外國人ニ接セズ、一切拒絶シ、或ハ砲擊シテ之ヲ却ケタリ、嘉永六年六月、彼國水師提督ペルリ、數艘ノ軍艦ヲ率キテ直ニ浦賀ニ入港シ、國書ヲ幕府ニ呈シテ通交貿易ヲ請フ、時ニ海外ノ大勢大ニ變ジタレバ、幕府ニテハ舊制ヲ確執スルコト能ハズ、姑ク答フルニ、來年ニ延期シテ之ガ回答ヲ爲スベキコトヲ以テス、翌安政元年ペルリ再ビ來リ、前年ノ回答ヲ求メシカバ、我全權橫濱ニ至リテ、始メテペルリニ應接シ、終ニ神奈川ニ於テ假條約ヲ結ビ、下田函館二港ヲ開キテ、我沿海ニ來レル船ニ薪水食料石炭等ヲ支給シ、又其漂流人ヲ救助スルノ約ヲ立テタリ、所謂神奈川條約是ナリ、其年更ニ下田ニ於テ條約ヲ結ビ、遊歩里程埋葬地遊獵等ノ事ニ就キテ規程ヲ定メタリ、卽チ下田條約是ナリ、安政四年ニ至リ、使節ハルリス來リ、通交貿易ヲ開カレンコトヲ強請ス、幕府當局ノ吏ハ皆之ヲ許スノ已ムヲ得ザルヲ知ルト雖モ、親藩以下諸侯有司鎖港ノ說ヲ持スルモノ多カリシカバ、幕府ハ翌五年、特使ヲ京都ニ上セテ之ヲ朝廷ニ奏シ、其裁可ヲ仰ギシカバ、國論紛起

國號

シ海内騒然タリ、而シテ使節ハ頻ニ其回答ヲ促シテ止マザルヲ以テ、勅許ノ下ルヲ待タズ、江戸ニ於テ通交貿易ノ條約ヲ締結セリ、江戸條約是ナリ、是ヨリ上下、幕府ノ措置ヲ責ムルモノ多カリシニ由リ、文久三年幕府ハ鎖港ノ意ヲ合衆國及ビ其他ノ國ニ通ゼシモ、其効力ナク、尋デ萬延元年ニハ我國更ニ使節ヲ合衆國ニ遣リ、國書ヲ大統領ニ呈シテ、彼我親好ノ交ヲ爲スニ至レリ、要スルニ、嘉永以後、外國ノ通交ヲ我國ニ請フモノ益多クシテ、終ニ互市ヲ爲スニ至リシガ、之ガ端緒ヲ啓キシモノハ、此國ナリ、

〔增譯采覽異言十二〕北亞墨利加　蕃語ノチルト、北也、譯文取二音與一レ義耳、

昌永按ニ、此洲羅甸呼テアメリカ、セプテンテリヨ、ナアレト云ヒ、和蘭呼テノルト、アメリカト云フ、セプテンテリヨ、ノルドト共ニ北チ云ナリ、

南至マルデルスル海名與ソイデアメリカ相聯疆界、北聯グルンランド東至ヲセヤヌスデウカレドヲンウス海名、西界不レ知其所極也、

〔通航一覽三百二十二〕北亞墨利加

按ずるに、亞墨利加は蕃語にして、新世界といへる義なり、其洲歐羅巴及び亞弗利加洲の極西に在りて、本邦の正東に當れり、其地の廣大なる、亞細亞洲の外比倫すべきものなし、〇中略其はじめ、西洋人といへども、此大洲ある事を知らざりしが、我永正の頃、意太里亞人コロンビュスなるもの、伊斯把泥亞女王の免許を得て、始て此洲を探討し、尋て波爾杜瓦爾人をはじめ、西客多く此南北の地方に來りて過半これを押領せり、チウヨルク、撲斯東、ノールトキュスともに北亞墨利加の内に在リ、ノールトキュスは其西邊の地たるよしなれども、今これを詳にする事を得ず、撲斯東は我天正十二年より、諳厄利亞人これを併有して、新諳厄利亞と名づけ、所々に城廓を築き、衆を植へ土を拓く、其府城を即撲斯東といふ、繁華の海港ありて、廣大の地たりしが、のち新諳厄利亞の名

通交貿易

を廢して、たゞ撲斯東といふ、チウヨルクもまた我萬治六年の領、諳厄利亞人の開く所にして、新阿蘭陀と稱す、其人民漸く山川を疏鑿し、土地を開墾して、農耘稼穡を業とし、旁ら漁獵を事とす、よて戸口日に蕃殖す、我寶曆年中撲斯東チウヨルク等の諸國會同盟約して、諳厄利亞人と交りを絶ち、亦ば〳〵戰爭せしが、安永年中より、終に不羈獨立の國となる、これを共和政治州或は合衆國と名づく、爾來國勢ます〳〵旺盛、近隣來會して、此盟約に加はるもの三十餘國、其制度刑政及び國の大事は、各國共和して其時宜に從ふ、また學校を設けて、經濟の學を講じ、武事を練磨し、巧伎を研究し、かつ四方に貿易す、此合衆全國の人口一千四百二十萬餘、軍人八十萬、戰艦大小八十餘といふ、其土產、五穀、苧、麻、烟草、茜根、吐根、砂糖、蜜蠟、金、銀、銅、鐵、鉛、皮革、器什等のよし、これ增釋采覽異言、近代翻譯の西書等に載る所なり、

〔通航一覽三百二十二〕北亞墨利加渡來幷通商願等

寬政十戊午年咬嚩吧住居のチウヨルク人ステ崎に渡來し、尋て戊午、己未、庚申三年また入津せし三癸亥年七月、北亞墨利加船（即ネウヨルクなるべし、瓜哇人も乘組たり、）渡來して、通商を願ひしが、許されずして歸帆す、時に其船中にかのステワルトといふもの、阿蘭陀人と稱して、肥前國長著せしをはじめとす、時に其船破壞により、別船を造りて歸帆せしめられしが、同十七年かの守認人より使札獻物を捧げ來たりて、これを謝し奉る、よて同年六月東照宮台德院殿より御返簡御報物あり、同年仰によりて洛商田中勝助彼國自後の渡海を禁ずべきよしを言上す、同十八年に渡海せしめたり、其證南蠻新伊斯把爾亞國の部、渡海入津幷御書及び渡海の條にあり、併せ見るべし、

寬政十戊午年、阿蘭陀船頭ステワルトと申者、長崎湊沖ニ而及難船候ニ付、修復相加江、翌未年歸帆仕候處、又々淳泥（ボルネオ）の內リユコーニアと申小島にて破船仕候由、夫より咬嚩吧表江罷越候而は旬後に相成候ニ付、其所幸ひ知音之者有之、此者世話を以、船幷荷物等仕出、翌申年閏四月長崎江

入津仕候、尤此段者同所より咬嚩吧頭役江相届候由ニ御座候、然ル處同年六月、咬嚩吧仕出し阿蘭陀船入津、則新かひたん渡來仕、船頭ステワルト吟味之上歸帆之節、ステワルトは阿蘭陀船ニ乘せ、ステワルト船には阿蘭陀案針役を乘せ、歸國仕せ申候、翌年承り申候處、ステワルト於咬嚩吧表吟味之末、落度有之、他參止（他參恐誤）之樣ニ相成居申候、然ニ或夜出奔仕候由、其出奔之次第、咬嚩吧湊ハ至而淺海ニ而、大船ハ一里沖ニ船繋仕候由ニ御座候、アメリカ洲の商船明朝出帆之積ニ而、船仕舞等仕、船頭計上陸仕居、翌朝乘船之積ニ候處、其夜右ステワルト謀計を以其船に乘船仕、夜中直に出帆仕候由ニ御座候、翌朝船主罷越候處、本船相見不申候ニ付、近島之船々江相尋候處、夜前出帆いたし候由申候、依之咬嚩吧頭役江相届、段々吟味仕候處、右ステワルト本船江乘行候小舟水夫及白狀相知レ候儀ニ御座候ニ付、頭役ゟ相尋候得共、行方相分り不申候、ステワルトは北アメリカ洲ニウーヨルク、則新阿蘭陀と申國之者ニ御座候、長崎表ゟも寛政九巳年ゟ午未申年連綿渡來仕候、然處享和三癸亥年、長崎江アメリカ船渡來通商御願申上候處、右船江ステワルト乘組罷在候由ニ御座候、かひたん儀も憤候得共、致方も無之、見逃候哉ニ奉存候、咬嚩吧出奔後生國にも不罷歸由、當時一向行方相知不申候由ニ及、承申候（東印度諸島地名）

享和三年七月、亞墨利加船長崎に來り交易を請ふ、鎭臺（按するに、こと肥田豐後守在廳なれば卽ち同人をさせしなり、誰の聞ならず）許さずして返し玉ふ、彼が辭に、唐船同やうに俵物を以て交易せんと云、是彼が謀計也、如何となれば、俵物類は（海參乾鮑昆布の類也）彼が無用の品也、亞墨利加の船頭ステワルトと云ふ者、近年しば〳〵長崎に往來して、能日本の時勢を呑こみたれば、初より和蘭同やうの交易を願ふときは許されざらん事を察し、當時己が利を顧みず、深く後年の事を慮りて、斯く願ひたるなるべし、（ステワルト長崎に來りしは、七八年以前、和蘭加比丹來らざりし年、咬嚩吧商館より貢物ばかりを彼が船より長崎へ送りたり、其時始めて出島に上り、在留の和蘭人に賄賂を行ひ、私に帶來る所の物ばかりを和蘭の荷物と取なして交易せり、併て彼が言語及船印全く和蘭にあらず、又帶來る毛織類の符號を見れば、ロンドンと云文字あり、ロンドンは諸厄利亞の都の名也、されば、エンゲレス人なる事顯然たり、エンゲレスは御禁制の國なれば、是を憚り、出島に商議し、アメリカ人と詐へたるなるべし、又其時出し來りしとき、彼又呂宋より舶を仕出し來り、是もまぎりて和蘭の脇荷物と取なし交易になりたり、脇荷物とは、船頭私の荷物を云、某察するに、ステワルト全くエンゲレス國より日本當時の形勢を伺はしむる間者ならん、彼追々長崎の情に通じたれば、和蘭の手をはなれ、自國なるべし、某往年ステワルトが相貌を見たり、其是頭役の者を導き來り、試に交易をねがひたるなどはなはだしく、言語などは靜にして婦人のごとくなりしが、瞻略あるものとなるべし）を察するに、若交易を開くときは長崎にて受取し俵物は、直に唐山廣東に持渡來りて荷揚し、唐山より船を受取り、是を己が利とし（西洋舶廣東に至り船を貴て交易すと云事、唐山の書籍に見ゆ）暫く此交易をなし、日本に利を示しをき、畢竟は交易利潤なきよしを歎き賺して、遂に銅を取の巧なる事明けし、

鎭臺

神宗の御法度を守り、許さずして返されしは實に明識也、さてアメリカに限らず、すべて橫文字の國は、以後悉く斯計ふべき事なるべし、（答問十箇條）

〔通航一覽三百二十二北亞墨利加〕文化四丁卯年五月長崎聞役（按するに、誰の聞にや詳ならず）

異國船壹艘渡來候而、伊王島近邊繫留置候間、番船之儀、大村上總介殿（江御手當有之候樣御達ニ相成、夫迄之內、此方樣ゟ番船之儀御手當附置候樣にと、御書付を以被相達候、其後又々御呼出に付、右船御糺有之候處、アメリカ國之船二十六人乘組、アメリカ國ボストンと申所ゟ（〇中略）廣東江商賣として罷越、歸帆懸ケ、水を望候爲、當沖江罷越候、尤水其外望候品等相與へ候得ば、早々歸帆可致旨申立、其外怪敷儀も無之に付、無程歸帆被仰付候段、海上浦々江被入御念候樣にと之御達書を以御達有之候に付言上、（中略）文化丁卯亞墨利加船渡來記）

〔通航一覽續輯百卜北亞墨利加〕渡來通商願

弘化三丙午年閏五月廿七日、遠江國沖合に異國船見ゆるよし、廻船のものより、浦賀御番所に注進あり、また浦賀奉行組與力、三崎（相模國三浦郡）在勤のものより、城ケ島沖合に（同國同郡）二艘見ゆる旨、浦賀奉行所に注進す、よて大久保因幡守平根山（同郡前に同し）御備場に出張し、諸事嚴重の警衞ありて言上

に及び、かつその家人より松平大和守齊典、松平下總守忠國の陣屋に異船の事達す、○中略

大船將官より差出す横文字和解

此度政司共之心願を爲奉御上候、私儀御當地江罷越、一應口上ニ而御願申上候通、猶又書面ニ認奉差上候、アメリカ國は、支那と通商の信義を結び、數月彼邦に致逗留、今本國江可歸之處、態態御當地江渡來仕候、其次第は、支那同樣、御當地におゐても、交易之道を開願仕候儀に御座候、若御免之御沙汰を蒙り候はゞ、御當國通商之儀は、御國法通に相守可申候、政司に於ても奉差上候和交之趣意、通商いたし度存念に御座候、

曆數千八百四十六年○弘化三年六月二十二日　船號ユリユムビユスヒツデレ

〔己酉雜綴二十〕弘化三年丙午閏五月、亞米利加合同國之內バチトン船浦賀入港之手續、

閏五月廿七日、巳ノ中刻、異國船沖合ニ打見候段、三崎詰與力共ゟ注進申越、其後追々注進有之候付、爲見屆組與力同心通詞爲乘組、六番船迄出張候處、異國船二艘ニ而、追々艇寄、野比濱沖江懸留、船中之樣子、國元等、爲相糺候處、亞米利加洲之中バチトン船ニ而、大小二艘之內、小船之方元船支配之由、元船之方大筒八拾三挺、小筒八百挺、短筒八百挺、所持罷在、船主ビツテレと申、人數八百人乘組、小船之方、大筒二拾四挺、貳百人乘組罷在、去巳四月國許出帆之由ニ而、願書差出候間、通辭江申付、和解爲致候處、交易之儀相願候趣ニ而、尤口上ニ而も仔細爲相尋候處、廣東江通信之儀ニ付、軍船ニ而相越、夫ゟ當國江交易之儀相願度罷越、アメリカ本國政司ゟ被申付候儀ニ付通商願之通御聞濟相成候へば、何程日數相懸候而も不苦、願不相叶儀ニ候ば、一日も早く出帆仕度旨申聞罷在候處、六月二日、我國は新に外國と通信通商をゆるすこと堅き國禁故、早々歸帆可致、此後幾度來り願とも、無益之事なれば、來間敷、且外國之事は、長崎にてあつかふ國法にて、此地は外國之ことあつかふ所にあらざれば、再び來るまじき由諭文を以申諭し候樣、御老中方より御差圖有之、同五日組與力共其外異船江差遣し、諭文之趣與力共ゟ爲申渡候處、奉畏候旨請書差出、同六日風樣不宜候ニ付滯船、同七日出帆いたし候事、

〔通航一覽續輯百二十四北亞墨利加〕嘉永六年六月三日、浦賀奉行御屆、

先刻御屆申上候異國船相糺候處、アメリカ合衆國政府仕出之軍艦にて貳艘は大砲貳拾挺餘、貳艘は總體鐵張之蒸氣船にて、一艘は大砲三四拾挺、バツテイラ七八艘、是又鐵張之樣子に相見え、一艘は大砲拾貳挺据、進退自在にて、艣艤不相用、迅速に出沒仕、應接之もの寄せ附不申漸申諭、一人乘組相諭候處、國王之書翰護送いたし、奉行江直に相渡可申旨申聞、組之もの、談は引受不申、既に江戶表江も其段相通置候段申立、泰然自若と罷在猶同樣之軍船數艘渡來可申候段申聞、一切船近邊江近寄候事相斷申候、猶御國法相諭可申候得共、不容易軍艦にて、此上之變化難計、只今應接中には御座候得共、此段先早々御屆申上候、以上、

丑六月三日　戶田伊豆守（中略）或留書、癸丑異船一件、海禁雜記、

〔甲寅歲陣中日記〕合衆國之書翰去丑年（嘉永六年）六月渡來之節奉呈

亞美理駕大合衆國、欽差大臣兼管本國師船、天竺中國日本等海、水師提督大臣彼理、爲申陳事、切本欽差、現奉本國大統領欽差全權便宜行事、坐領一幇師船、來日本國境、呈求大皇帝殿下、請議兩國和睦之條約、奉上吾君主公書、並本欽差勅書、此二書現已鈔寫英字、啊囒字漢字等書、錄呈御覽、惟此二書之正稿理合固封、候召見之日、面呈大皇帝修閱、並特奉面諭、轉告吾君主覺思於陛下慰和之意故、因吾君主久聞、合衆之民、自心要投貴地、或被狂風漂至海邊、該民等被貴處官民見之如仇敵、故吾君主心甚憂慮、今指數年前有三船、名呼嗎唎嗹、嗽嘟咖、嗽嗹吐等、人船漂到海邊、皆受許多委曲等由、本欽差奉諭面陳殿下、並請俞允定約、嗣後遇有合衆國人船漂至海邊、或被狂風吹進港口、不得以仇敵待之、且有貴國之船、或遇風壞、抑漂流本國口岸者、常多資助回籍、況西國於本國官民、都知人倫、爺穌

之道、皆可ㇾ保ㇾ船壞人亡者、此等之事、亦求ㇾ鑑察ㇾ、且本國與ㇾ歐羅巴各國ㇾ無結連之盟、而本國律例、各官不ㇾ管ㇾ本民之斂ㇾ何況能亂ㇾ別國之政乎、先三百餘年、歐羅巴初到ㇾ貴地之時、入ㇾ住本山ㇾ墾ㇾ土、迨今立ㇾ大邦ㇾ在ㇾ日本歐羅巴之中ㇾ東西連ㇾ海、歐羅巴人、早住在ㇾ東、如今民生滿地、流沿至ㇾ西邊ㇾ正對ㇾ日本ㇾ如坐ㇾ火輪船ㇾ渡ㇾ平海ㇾ十八日或二十日ㇾ能抵ㇾ貴境ㇾ現在ㇾ天下ㇾ貿易、年々繁盛而貴國海口、船亦甚多、倘若貴處官民、不ㇾ把ㇾ合衆之民ㇾ當ㇾ仇敵ㇾ者、吾君主、要與ㇾ大皇帝ㇾ兩國立ㇾ定和約ㇾ況貴國初設律例、禁ㇾ洋船進ㇾ港口ㇾ之時、是智政明戒、今我兩國隣近、預先往來甚易、現今時世不ㇾ同、不ㇾ能ㇾ依ㇾ智政照ㇾ古例之戒ㇾ本欽差思念、陛下亦覽ㇾ知現在之大概情形ㇾ須ㇾ此誠定立ㇾ定和約ㇾ則兩國免ㇾ起ㇾ釁端ㇾ故先坐領四小船來近ㇾ貴京ㇾ而達ㇾ知其和意ㇾ本國尚有ㇾ數號大師船ㇾ特命駛來、未ㇾ到日、盼ㇾ陛下允準ㇾ如若不ㇾ和、來年大帮兵船ㇾ必要駛來ㇾ現望ㇾ大皇帝ㇾ議ㇾ定各條約之後、別無ㇾ緊要事務ㇾ大師船亦不ㇾ來、且有ㇾ吾君主和理之公書ㇾ候ㇾ指定ㇾ何日面呈ㇾ御覽明鑑ㇾ大皇帝、九五至尊、福壽無ㇾ疆、須ㇾ陳告ㇾ者、

癸丑年六月初二日

亞美理駕大合衆國欽差大臣兼管本國船、現留泊日本海、水師提督彼理、爲ㇾ申陳ㇾ事ㇾ奉ㇾ本國大統領欽命、全權便宜行事、議ㇾ和立約要同ㇾ貴國欽命一大臣ㇾ商議ㇾ大皇帝將ㇾ本國主公書、及勅書、正稿二件謹呈ㇾ御覽ㇾ候ㇾ飭ㇾ一大臣早定ㇾ日期ㇾ可ㇾ以互相議明、肅此敬候崇安、

癸丑年六月初七日

敬啓者今送來公書一封內、許多重大緊要之事、乃連及貴國故要謹愼商量而定、希貴國大臣等諒必議ㇾ擬長久各條、本欽差甘心俟ㇾ來年春季ㇾ帶ㇾ各船來ㇾ江戶海ㇾ候ㇾ回音、然後全望、能便立約、我兩國永久和睦也、特此佈啓、須ㇾ候ㇾ日喜、

欽差大臣水師提督彼理書

〔外國事件書類雜纂一〕合衆國水師提督口上書和解二通

合衆國海軍總督某盟約を結ばん爲に、全權行事の特命を承け、此海に來る、今ま帝國日本の貴官中の一員と會合して、受囑の欽差書牘及び通信書牘を捧げんと欲す、此二牘は卽ち合衆國の伯理璽天德（レシデント）より日本國帝殿下に呈する所なり、

右の會合は、近一日を擇びてこれを約定せんことを願ふ、

合衆國蒸氣フレガット船シユスケハンナ（船號）

賀港に於て書す、

予が日本の政堂へ差出せる一書は、甚だ重く、且つ大切なる問題を載せたるものにて、これを評決せんため、多少の時日を要すべき者なる由を領承せり、

予此事を熟考し、明年早春予復江戶海口に來りて、右呈書の報答を乞はんとす、其時は諸事親しき所法にて、且つ雙方の人民互ひに安全を保つべき欵待を受んことを希ふ所なり、

東印度支那及び日本海に現存せる合衆國の全部海軍の總督マッテウセベルリ（人名）

蒸氣フレガット船シユスケハンナ（船號）上に在りて、千八百五十三年七月十三日（我嘉永六年六月八日）

江戶海口浦賀港に於て謹白、

〔嘉永明治年間錄二〕嘉永六年六月四日浦賀與力並和蘭譯詞者亞船ニ入テ應接ス、

同四日朝浦賀與力中島三郎助香山榮左衞門蘭通詞堀達之助立石得十郎一通り爲ㇾ應接ㇾ異國船へ乘入候處、今般之渡來は、通信通商を取結んが爲國王の使節として、水師提督勅書を携へ來れり、依て貴國の重臣の人へ、直に可ㇾ相渡ㇾ王命の由を申す、異人又云、我が滯船近くへ貴國の人不ㇾ可ㇾ進寄ㇾ樣能々制止給るべし、若不行屆候はゞ、此方より制止可ㇾ致と也、香山榮左衞門云、何を以て制するや、異人鐵砲を以て制すと傍若無人の取合也、然して香山中島暫く異人と談するに、萬里の波濤を渡り來るに、何れの娼門に勞心を慰めしや、異人答て國王の書を達せん事

甚急なれば、夫等之事は思はず、貴國へ達して後、歸帆には廣東咬嚩巴等に遊ばんと、異人重て云、足下は如何に香山答て、我も貴邊とをなじく此所の任果て、江戸に歸るの後鬱を散せん異人聞て、左に非ず、此浦賀といへる湊に娼妓あり、何ぞ歸府を待給んやと、香山を始め此言を聞て、日本の地理を知るを怖ると云、此時日本語を以談ずる異人ありと云、

〔通航一覽續輯百二十六北亞墨利加〕嘉永六年六月八日松平下總守家來御屆

此度渡來之異國船、國王ゟ之書翰持參ニ付、明九日於久里濱御受取相成候趣被仰渡候ニ付、其節四家ニ而同所海陸嚴重に相固且退帆之儀者、別段被仰渡有之候間、其砌は銘々持場御備向、是又嚴重相心得候樣、昨七日浦賀御奉行樣ゟ御達有之候段、浦賀表出張之家來之者より申越候、下總守在邑ニ付、此段御屆申上候、以上

六月八日（中略、某藩士留書、海禁雜記、

同月九日、きのふ書翰請取の談議ありて、本日兩奉行をはじめ組頭與力及び下曾根金三郎等、をのをの陣羽織を著し、武器引具して久里濱にいたれり、（こは陣中會合の作法にして、この日兩奉行等陣押の形勢及び久里濱村客館のこと、海陸警固の詳細にいたりては、すべて引用の書に明亮なれば能味ふべし、）さては此地もとより應答の地にあらざれば、言語を交へずして、かの書牘をうけとり、かつ奉行より請取書をかれにあたへしかば、明十日出帆すべき旨返答あり、時に陸地の衞勢は、井伊掃部頭直弼、松平下總守忠國これを役す、

嘉永六年六月九日、書翰受取ニ付、曉六時、一同出宅、於陣中受取候作法故陣押ニて出張也、先陣下曾根金三郎、駿馬ゲベール組同心五拾人、太鼓役同心大久保鉦之助、應接掛兵粮掛手明與力之分附屬、伊豆守先手、旗鐵砲長柄大馬印持鎗持筒出張附同心與力小馬印旗本具役、太鼓役、醫師用人給人引續、石見守大馬印小馬印旗本總同勢、次ニ辻茂右衞門駿馬ニ而打立、一同陣羽織陣笠、武器

用之、くり濱には筋御幕にて、海面幷に畠通見切打廻し、假に陣小屋取繕ひ、紫幕金屏風疊敷毛氈敷上段下段之形にいたし、使節將官副將士官頭江は腰掛出し、伊豆守石見守茂右衞門床机、其次ニ與力著座奉行近習之者勤番右之方幕張外、下曾根金三郎床机に掛り、ゲベール組四拾八人、太鼓役壹人、與力差圖役合原操藏樋田多三郎左右に相立差配之、少し退て百五拾目野戰筒貳挺打方與力四人、同心六人間賦り陣所左之方ハ奉行手人數鐵砲貳拾挺長柄貳拾筋固之、御固方ニは井伊掃部頭人數貳千百六拾八人、松平誠丸人數五百人、陸地住吉明神前より渡場川口一面ニ陣取、海上千駄崎より內手松平下總守船手五拾艘、武器嚴重ニ相備場所宜頃蒸汽船貳艘、追々繰上ゲ、鶴崎千駄崎江乘參り應接掛り榮左衞門三郎助良次桐太郎押送船貳艘ニて、使節案內として異船江いたり、無程異人上陸、使節壹人、將官壹人、副將壹人、士官頭壹人、步兵にいたるまで凡三百人餘上陸、海面江備相立、使節はじめ士官之分三拾人計幕張內江呼入書翰受取候、尤目禮計にて、一言も不相交、直に退散、本船に立戻り、應接掛り一同爲送相越、右相濟、一同兵粮相用ひ、陣拂いたし、田中町通歸陣（癸丑雜記、○中略）

一書翰受とり場三間四方、疊敷、毛氈敷詰紫幕打廻し、金屏風建之、次幕張內も金屏風立廻し、通筋毛氈敷詰與力一同陣羽織にて固之、受とり場所左右伊豆守石見守家來士分之もの同服にて著座、御固人數嚴重ニ有之儀を、異人共御丁寧之御取扱之趣有御含之由大悅仕、是より應接打和ぎ申候、右受取以前迄は、隔意相顯申候、將官少船ニ乘候節、禮式之由ニ而、大砲十二發程打出申候、尤陣所之方を打候節は、筒先一發は空江向、一發は水中へ向打之、日本を敬候樣子に御座候當方ニても發炮之義相願候得共、御國法故不相成旨申聞置候、

〔甲寅歲陣中日記〕亞美理駕大合衆國大統領、姓斐謨名美辣達、

日本國大君主殿下、平安大尊大敬良友乎、今特派本國師船大臣水師提督彼里、管領一郡兵船幣公

書、到貴國境、專呈殿下御覽矣、茲面諭該水師提督、轉告朕心久欲與貴國通和之眞意、請殿下敬思、今要我兩國藉與和友之結好、兼立通商之章程、今令欽差彼理來貴國、爲辨此二事、故達君主殿前、吾合衆國規矩定例、嚴禁各官插管別國之政禮、故此明諭該欽差、在貴地之時不可勞動貴所人民、今合衆國廣大、東西邊疆、各極於海、在西界正對向日本國、若坐火輪船、離加理科嚩亞省或由呵理干郡、駛遇平海、十八晝夜、能到貴國之口岸也、合衆國之一省、名叫加理科嚩亞、是大邦土產多、每年出黃金僅四千萬兩之多、同白銀水銀寶玉等物、日本亦然富澤、多產寶物、其人明曉多藝、故此兩鄰國互相往來、必得大益、朕亦爲此、要開商意矣、茲知悉日本國之古例、只准中國啊囒國船、能通商、除此二國之外、不准別船進埠、祇因世間之情、萬國之政、漸々多有改變古例易新、且貴國初立古例之時、亞美理駕、卽名新地球、由歐羅巴人離本處、入住此土、墾地耕種、在彼長久、人民爲少且貧、迨今民生繁華、貿易年々盛布各處、量、殿下盡悉、倘能改古例、以准我兩國人賣買、則各伴得大益矣、如若君主只准古例、禁止別國船入埠、是照依國法、不妨先試數年或五年十年之間、能知有利否、或因賣買無益、然後仍復古例可也、夫本國與別國立約、亦定數年之尾、若因兩國不願、再不照新約、且我兩國各試、暫開港口、嗣後可知何樣也、又諭該欽差、告陳殿前、每年本國船、離加理科嚩亞、駛往中國者甚衆、抑有獵鯨魚船、多有常近貴境、此等各船或遭颶風擊碎在海邊、雖船身破、人貨兩全、朕慮此等之鄙命者、因思貴國官民、見此等人船、量必安撫、恩待仁慈、而人物皆保留、俟有本國船到、卽帶歸也、且憐本國之民、亦是五倫之內、豈君主不知乎、若不反此論、則不快人心矣、且聞貴國多產煤炭、食物繁盛、故諭飭該欽差面告、本國火輪船、渡平海去中國者、計燒煤炭萬石、其船不能多裝、在途不敷足用、無從接濟、而回本國、又不便、所以各船要入貴國港口、買煤炭食物接濟、並取水之便如買物、或將銀錢、或以各貨、兌之可也、請君主議指南境一港口、能使本國各船暫泊而得買此須物、兼打食水、此事務希速卽允准、免朕遠望而快心也、今諭該欽差彼理、坐領一帮兵船、越貴國來江戶名京、代爲拜見、述朕敬思、我兩國設友意、開貿易、俾本國船、能我須食煤等物、兼保憐苦楚之人民、除此等事務之外、該欽差別無他意、再船內裝有數件、本國巧藝布帛、進呈君主收納、弗覽卑物、知朕思友眞敬之記、願全能眞神保君主、受萬福、感聖顧哉、

知此公書、是實看本國大玉璽、及書名畫押爲證、

亞美理駕大合衆國京在華盛頓西國記年之一千八百五十二年十一月十三日、卽壬子年〇嘉永五年十月初六日封

御硃筆

〇硃筆一本作朱印

大學士依斐烈奉勅書

國璽

亞美理駕大合衆國大統領、姓斐謨名美辣達、

日本國大君主殿下平安、今朕一心、全賴本國師船水師提督彼理、是見識端正、才能之臣、故特派、勅賜之欽差全權、代大合衆國、來貴境、而同大君主所派全權之一二臣等、齊議定意、鈐印兩國和睦通商、駛船進港口、且有條約章程、及各緊要事務、均屬該全權等、彼此辨理、嗣後該欽差彼理、刻奏候奉、朕與公會大臣議定、允旨批准、

亞美理駕大合衆國、京在華盛頓、西國記年之一千八百五十二年十一月十三日、是本國立政之七十七年、卽壬子年十月初六日、書名畫押鈐印爲證、

御硃筆

○硃筆一本作朱印

大學士依斐烈奉勅書

國璽

〔嘉永明治年間錄二〕嘉永六年七月朔日、亞墨利加ノ國書ヲ諸侯ニ布告ス、

此日、於柳營御白書院緣頰、老中列座、伊勢守阿部正弘、亞墨利加書翰諸家へ相下ゲ、幷演達、今度浦賀表へ渡來のアメリカ船より差出候書翰和翰二冊相達候、此度之儀は、國家の一大事に有之、實に不容易筋に候間、右書翰之趣意等を被遂熟覽、銘々存寄之品も有之候はゞ、假令忌諱に觸候ても不苦候間、聊心底不相殘可被申聞候、此度亞墨利加船持參の書翰、於浦賀受取候儀は、全く一時之權道に有之候間、右に不相拘、存寄之趣可被申聞候、依之追て諸家ゟ存意を上書す、

〔通航一覽續輯百二十九北亞墨利加〕使節船渡來

安政元甲寅年正月十一日、伊豆國沖合に異國船七艘見えしが、同月十四日、一艘相模國浦賀江渡來し、武藏國金澤沖に碇を卸せり、こは去年渡來の亞墨利加船にして、自餘類船三崎大津の海面に滯船せるむね、浦賀奉行及び海岸の諸家より言上あり、（の日、奉行町觸浦觸等をいだす、）

安政元甲寅年正月十一日、浦賀奉行言上書、○中略

同日同斷

先刻豆州沖異國船七艘相見候段長澤村漁師共訴出候ニ付、其段不取敢御屆申上、御固四家江も相達し、御番所御臺場共詰人數夫々手當申付、早速見屆幷應接之もの等出張爲致候處、猶又三崎詰組之もの幷井伊掃部頭陣屋詰之ものより追々注進有之、右は昨十日、伊豆國松崎沖ニ異國船三艘、長津呂沖ニ同斷四艘相見候段、江川太郎左衞門支配向より、大久保加賀守方江注進ニ及候段、追々承傳へ相屆候趣にて、今十一日夕刻迄、沖手江見屆差出置候得共、一向相見え不申候趣ニ有之、アメリカ船去夏渡來之振合ニては、早速乘込可申處、甚不審仕候、尤警衞方ハ嚴重ニ申付置候、先此段申上候、以上、

正月十一日　　戸田伊豆守（中略）以上煙餘殘稿

同日（○正月十四日）同斷

先刻申上候アメリカ船一艘、小柴沖ニ碇泊いたし候ニ付、組與力近藤良治、佐々倉桐太郎幷通詞ども乘組相尋候處、アメリカワシントン仕立都合拾艘內、三艘ハ蒸氣船にて、去十月本國出帆、唐國ニ罷在、同所十二月十六日出帆、今日著之由、右ニ付御國法申渡引戻可申と掛合候得ども、將官之船渡來迄ハ、當地ニ罷在候趣、尤小船等乘廻決して不仕候、國法ハ相守候段申出、乘組人數も寡く大砲貳挺据有之、船中一同穩ニ御座候、外一艘は鎌倉沖江乘入長井村龜木と申磯根江乘當候ニ付、組之もの差遣し、手當方取計、番船其外等之儀は掃部頭方江申談、夫々手當仕候、外二艘ハいまだ城ヶ島より乘入不申、外船にも明十五日に一同渡來も可仕趣申聞候由、先此段御屆申上候、以上、

正月十四日　　戸田伊豆守（中略）或留書、甲寅雜書、某御屆留、

〔通航一覽續輯百三十北亞墨利加〕使節船渡來

安政元甲寅年正月十九日、林大學頭等役々、浦賀に到著す、（暇賜りしは十五日なり）同廿日、浦賀奉行支配組頭黑川嘉兵衞、御徒目付、通詞等を、小柴村沖碇泊の異船にいたらしめ、浦賀港館浦に於て應接すべ

きにより、この地に戻るべきむね諭せしが、かれ承伏せず、江戸にいたり對談せんといふ、此日、江戸にては御目付御使番等に近海諸家の警衛を巡察せしめらる、よて同廿一日、その形勢を言上し、同廿二日また江戸海に乘入ることを禁ず、しかるにかれ肯はずして、その應接所を覽んことを乞ひ、同廿四日上陸あるべきよしなり、この事により、同廿三日書翰を出し、かつ來る廿五日船中祝砲の事によて役々言上あり、

〔通航一覽續輯百三十一北亞墨利加〕使節船渡來

安政元甲寅年正月廿五日應接掛り言上書

昨廿四日申上候アメリカ船浦賀沖より又々立戻り候儀は、全烈風ニ相成候故にて、風順次第早速罷越可申旨申立候由、乘組候組之もの江立戻申聞候處、今廿五日四半時過、一艘浦賀沖江乘戻候故、案内之もの差遣候處、無程副將アーダムス幷士官之もの拾六人、通詞召連、バッテイラ二艘罷越候ニ付、館浦應接場所江呼入申候得共、使節ヘルリ幷將官之もの罷越不申候ニ付、私共不殘罷出應接仕候へども不被存候間、伊澤美作守、鵜殿民部少輔、松崎滿太郎對談ニ及候處、別紙書面之通差出、應接所之儀、浦賀表は波荒之場所ニ而、何分ニも船繫留兼、江戸表江罷出度儀を、再應申出、明後朝迄ニ返事承度段申聞候故、一通り理解申聞、使節ヘルリ罷越不申候而は、何分對談仕兼候趣、能々申諭候上、先今廿五日は、右之應對までにて爲引取申候、差出候書面之儀は、和解出來次第、差上可申候得共、此段御屆申上候、以上

正月廿五日　六名甲寅雜記

安政元年正月廿五日、五ツ時より、大學頭其外役々、前日之如く館浦應接所へ相詰候處、四ツ時頃軍船壹艘浦賀江入港仕、無程アーダムス其外十四人上陸仕候、伊澤美作守、鵜殿民部少輔、松崎滿太郎罷出對面致し候、

アーダムスより、洋文ニ而名札差出す、此よりも役々名札役名付にて、同人江相渡遣す、此時美作守扇子を疊み候處、餘程響き候得者、異人共大に驚き、面色を變じ、夫々目配り致し、腰に佩候小砲に手を掛け、覺悟之體に御座候處、美作守徐々と眼鏡を取出し、名札を一々熟覽致し候體、如何にも落付居候ニ付、異人も安心之樣子ニ相成候而、アーダムスより漢文一通持出申、此漢文ハ別ニ認置候、漢文之意味ニ者取合不申、何れ使節上陸ニ而、面話に候得者、大學頭對馬守より委曲對談ニ及可申旨答置候、茶菓幷酒一巡、クネンボを肴として出し候事、八時頃異人退去仕候、此日亞國之開祖和盛頓誕生日を祝候事にて、前日より相斷り置祝砲連發有之候事、

〔墨夷應接錄初篇地〕正月〇嘉永七年廿五日、屋形浦にてアーダムス差出ス漢文幷和解、

亞美理駕合衆國欽差大臣兼管本國師船現留泊日本海提督彼理、爲照會事、現據貴國委員等乘座駕船到來稱說、去歲曾將本國大統領公書一函呈遞、今蒙國政於各款甘心應諾、本大臣聞知、心誠喜悅、但于浦賀地方海面留泊各船及大火船等甚不便當、因火船係寶重之物、于拋錨必要愼重、或駛往該處地方、自己之心不以爲妥、本大臣反宜於此處洋面之近向北者細心考察好灣、泊船以爲拋錨之所、且領國名、必要往江戸相會、所以船泊地方係以愈近京城爲愈便捷、若船相近京、易得往來、今本國有奇巧禮物饋送、便能于此指點陳設應用、至歐羅巴亞美理駕西域各等邦、倘有欽差到疆有禮、必要迎接之到京、賓客相待、所以本大臣到貴境甚見和氣之意、豈望有碍不登京乎、或近京之時、倘有朝廷大臣人等、臨火船上、隨便能鑒察火輪船之機巧旋動也、玆照會、特遣協台官名啞咱アーダムス呈遞、或有公書回音代收可也、倘或欽差大臣等座船、一幷同行亦可也、右此照各大臣等、幷候崇安、不一、

甲寅年正月二十三日　由鮑厦旦ハウハタンノ船名座駕船遞〇前文和釋略

正月廿七日差遣ス、譯文返書、

日本國欽差大臣林大學頭等爲回咨事、照得來書、援引歐羅巴、亞美理駕、西域等諸邦事例、須要往江戸相會、其情誠爲悃切、但我邦之待遠賓、必遣使迎接、築館相會爲重禮、今朝廷特以重禮相待、亦宜姑置他邦之禮、而領吾殷意、吾輩亦業領命、將于此地相會、諒悉此意、速就假館、能使吾輩得將使命、其爲厚誼、實非淺解、故玆回復、併候日祉、不備、